慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	釋信救とその著作について : 附・新楽府略意二種の翻印
Sub Title	
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1966
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.5 (1966.) ,p.225- 343
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000005-0225

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

＊注記・・論文中の写真について転載する場合は斯道文庫にお問い合わせ下さい。

釋信救とその著作について

――附・新楽府略意二種の翻印――

太田次男

真福寺所蔵の『新楽府略意七』一巻と、醍醐寺所蔵の『白氏新楽府略意』二巻の二本は鎌倉及び南北朝頃の写しであり、奥書によれば、いずれも信救の撰とある。

この信救は、古くから信阿、覚明とも同一人物とされることがあり、信阿の『和漢朗詠集私注』（六巻）、及び覚明注と称せられる『三教指帰注』（七巻）の二本とも信救と結びつけて考えられることがあるが、信救、信阿、覚明の三者を果して同一人と断定してよいであろうか。また、覚明注と称せられる『三教指帰注』は寛永六年刊本、内題下に「覚明記之」とあり、また運敞は『三教指帰註刪補』の序に於て、

先藤吏部敦光及成安卿各撰二注解一、後覚明采輯二家一合為二一部一

といっているが、これが果して覚明撰であるか否かをもう少し内容の上からも確め得ないであろうか。

従来からこれらの点に触れた論考もあったが、(1) いま、この人、及びその著作とされる四著に改めて検討を加え、内的考察を行って実否を正し、併せて未刊の白氏新楽府略意二種の翻印を行うことにする。

吾妻鏡（巻十五）建久六年（一一九五）十月十三日の条に、

故木曾左馬頭義仲朝臣右筆有二大夫房覚明者一、元是南都学侶也、義仲朝臣誅罰之後、帰二本名一号二信救得業一、

とあり、更に続けて

当時住二筥根山一之由、就二聞食及一之、山中之外、不レ可レ出二于鎌倉中并近国一之旨、今日被レ遣二御書於別当之許一云々

とあるので、信救という人物はこの時まだ生存し、且つ鎌倉幕府より監視される人物であったことが知られる。もっともこれ以前の記事として、同じく吾妻鏡、建久元年五月三日の条に、

於二南御堂一為二一条殿追善一被レ修二仏事一、導師信救得業、

というのがある。両者を同一人物とみて、信救は義仲の死（寿永三年）後何時からか鎌倉に来ていたことになる。『筥根山縁起并序』[2]によれば、建久二年七月二十五日に「南都興福寺住侶信救誌焉」とあるので、鎌倉からやがて箱根に移り、ここに逗留している間に、鎌倉との間に何か事が起ったことになる。また、これは信救が何処で書いたか明かではないが、『吾妻鏡』建久五年十月廿五日の条に、鎌田正家女が修する法華十種供養の願文を信救得業が草したとある。これ以後の行動については、真宗との結びつきを示唆する史料があるが、中沢見明氏や喜田貞吉博士の指摘されるように[3]、いま遽に信ずることはできない。

信救は、台記、本朝世紀などを初めとする同時代の公卿の日記類にも記載されない程の出自のためか、その閲歴には不明の点が多い。真福寺蔵の『仏法伝来次第』一巻〔鎌倉末〕[4]写本の末尾に、木曾への接近以前のことが記されて

いて、

抑信救者本是南曹北堂遊学末生也近衛天皇／在位之昔忽辞槐市之交攀躋台嶺之嶮於／黒谷剃翠髪初修行(カ)北陸後居止(カ)南都治承四／年蓂賓之月高倉皇子被攻逆臣入園城寺／住侶相議牒送南都乞救(カ)□満(カ)寺老(カ)小□□承諾／信救被押群議令草返牒平氏伝見大成其怒／（後欠）

とある。

後欠になっているのは遺憾であり、またこゝでも出家の動機も必ずしも明かではないが、下級官人生活の不満や、漠然たる不安から叡山に入ったことがほぼ推察される。平安末期には同じ階層の人によるほぼ同じ動機から出家する例は、前記の日記類にも極めて多い。ここで信救は、出家以前のことについて多くを語らないし、俗名をも明かにしてはいないのである。周知のように、この記事の後半と重なる記述が平家物語にもみられる。結局、以仁王の変に際して、興福寺大衆よりの依頼によって書かれた園城寺への返牒の波紋が、自ずから信救を新たなる生涯に向わしめたとみてよかろう。

平家物語の記載は木曾義仲の右筆としての活動をも含めてかなり詳細である。これを平家の諸本についてみれば、初期増補系本のうち、内閣文庫蔵源平闘争録（未刊国文資料版による）では、経歴の個所が欠巻であるため記載の有無は不明であり、(5)順序として次に置かれる四部合戦状本（慶應義塾図書館蔵）では経歴の方はまだ記されていない。ただ、この本の巻七、八幡宮願書のところに、「有ニ（ケルヲ）大夫覚一明云僧一、招（キ）……」として、この人物に始めて触れ、願書作製の有様は、

従籠（ラ）中硯取一出書（シク）之其躰（ク）褐地直垂同色頭（ト）一巾烏帽（フシロメ）一縅一目鎧黒一津一羽征矢（ソヤ）帯太刀弓挟（タリ）レ腋哀（ハレ）見ニ文武二道達一者一（カナトソ）

と、その後の諸本の描写よりも地味に僧風に描かれ(6)、また牒状のところでは、

覚明旧山法師存知大衆法之間進出申覚明当初住山修学時承候衆徒三千人必一味事不レ候…(7)

と、叡山の大衆との交渉については、他の諸本にもまして、最も具体的に示されている。

増補系に於て信救の経歴が始めて記載されるのは南都本（巻七、堉生社願書事）であるが、いまそれを示せば、

彼覚明ハ勧学院蔵人通弘トテ候ケルカ出家シテ寂勝坊信救トソ名乗リ南都ニ有シカ高倉宮三井寺ニ御座シ時南都ヘ牒状ヲ送ラレタリシ返牒ヲハ此信救ソ書タリケル清盛入道ハ平氏糟糠武家ノ塵芥ト書タリシヲ入道相国大ニ瞋テ信救法師カ首ヲ刎ント宣間南都ヲヒソカニ逃出テ北国へ落下リ木曾ニコソ付タリケレ改名シテ大夫房覚明トソ名乗ケル

となっている。そしてこれは、語り系の屋代本、平松本、鎌倉本、覚一本、百二十句本などに於ても、「通弘」や「寂勝房信救」に当てられた漢字に異同があるほかは、本文そのものにはただ小異があるにすぎない(8)。勿論、南都本のこの記述が屋代本以下に影響したなどと単純な伝承関係を推定することは危険であり、特に南都本と屋代本との関係は寧ろ後者が前者に影響したという事も充分考えうる所である。

ところが増補系後期の長門本、延慶本、源平盛衰記では、前半はほぼ同文であるが、清盛の激怒以下に増補が加えられている。三本とも本文に多少の異同はあるが、これを長門本（国書刊行会刊）によって示せば、

（太政入道浄海は…）安からぬ事に思ひて、いかにもして信救尋取て、誅せんとはかるよし聞えければ、南都も都のほど近ければ叶はじと思ひて、南都を逃出べきよしおもひけれども、入道道々に方便をつけ置かれたるよし聞えければ、いかにももとのすがたにては叶まじとおもひて、漆を湯にわかしてあみたりければ、膨脹したる白癩の如

くになりにけり、かくして南都を真白昼に逃げちれども、手かくる者なかりけり、信救猶都の辺りにてはとられなんずと思ひて、鎌倉(盛)東国へ下りけるに、十郎蔵人行家平家追討の為に、東国より都へ攻上りけるが、墨俣川にて平家と合戦をとぐ、行家さんぐ〳〵に打落されて引き退く、三河ノ国府に着きてありける所に、信救行合て行家に付にけり、真の癩にあらざりければ、次第に膨脹も直りてもとの信救になりにけり、行家三河ノ国府にて伊勢太神宮へ奉ける(盛)祭文願書も、信救ぞ書たりける、其後行家兵衛左に中たがひて、信濃へ越て木曾に付たりける時よりして、信救、木曾を頼みて、改名して木曾(盛)木曾大夫房覚明大夫覚明とぞ申ける、

とあって、木曾の輩下になる前に行家が介入し、また南都脱出時の変相のすさまじさがつけ加えられている。盛衰記はさらにその後に「覚明語山門事」という項を立て、

（白井法橋幸明…）三塔第一の悪者、大夫房覚明木曾に附て都へ上と聞て、木曾の陣に行向て相尋ねければ覚明法橋を請入て見参す、

などという叡山の悪僧との交渉記述もみえる。

以上、平家物語諸本の記述を辿れば増補の記事にも一貫した性格のふくらみがみられる。ただ、基本的には、延暦、興福、園城諸寺に属する大衆間の確執、抗争の渦中にあって、大衆の群議によって選ばれて牒状を書いたという、そのことの歴史的意味を考えれば、信救がその俗名の不明にも拘らず、どのような階層に属する者であるかは自ずから明かになろう。石母田正氏が覚明を下級貴族出身の悪僧の一典型とされるのも或る意味で当をえているといえよう(9)。

こうみてくると、沙石集（巻九）にある(10)、

そのかみ東大寺法師にて、信救得業とて、才覚の仁ありけり、朗詠の注などしたる者なり、山法師の事を一巻の真言に作りて、陀羅尼を説きて曰く、唵(をん)山法師、腹黒々々、欲深々々、あらにくや、娑婆訶(そわか)とつくれり、信救ぞしつらんとて、山法師いきどほりふかかりければ、本寺を離れて田舎に住みけりといへり、

というのも、東大寺というのは何かの誤りであるにしても、これまでの叡山との関連などを考慮に入れれば、必ずしも唐突な事ではなく、寧ろ信救の姿がよく伝えられたものといえよう。

信救の行実について現在まで管見では以上のことが知られる(11)。これまでのことから、信救と覚明とを同一人物とみなすことはほぼ疑いを容れる余地がないが、これを更に確実に証し、また信阿との関係、及びその著作については、また別の資料によらねばならない。

註

(1)信救、信阿、覚明、及び和漢朗詠私注について、従来の代表的な説を問題史的に列挙すれば次のようになる。

一、屋代弘賢「朗詠集私注作者考」(『不忍叢書』九冊・写本国立国会図書館蔵)朗詠私注について「世久シク覚明著ト云伝ヘタリ」に対し、信阿の奥書ある写本によって覚明説を否定し、信阿説を唱えるが、信阿については未だ確な裏付をもたない。

二、岡本保孝「朗詠考」(『況斉叢書』三十・写本国立国会図書館蔵)朗詠永済注、倭板書籍号七などにより私注を信阿撰としている。但し「コノ信阿ノ履歴ヨクシラス」「沙石集巻九下ニ信救得業トテ才覚ノ仁アリ朗詠ノ註ナトシタルモノナリトアリコノ信救ハヤカテ信阿ナラント友人光房イヘリ」「信阿ノ丁猶疑シキ丁アルハ私注巻三ニ釈信阿霊鬼志曰云々トアリタマ〳〵私注カケルモノト同名カオホツカナキ丁也」とあって、ここでも信阿は不明のままである。

三、柿村重松『倭漢朗詠集考証』(大正十五年刊)「唯本書が平安時代末期の作なることを推定してやまんのみ」とあって、信

阿その人にも信が置かれていない。

四、江見清風・金子元臣『和漢朗詠集新釈』（昭和十七年改修）所載、「和漢朗詠集雑考」の中で、吾妻鏡、平家、盛衰記などよりして、信救、覚明の同一人たることを明かにし、ついで信阿について「故に従来、信阿が跋文ある朗詠集私注を以て、覚明が述作と為す者は、信阿をも覚明が一名となせり。然れども此中いまだ確証を得ず。」とあり、弘賢の説を引いて信阿、覚明別人説を唱える。又保孝の説に従って、釈信阿霊鬼志の個所から信阿の私註作者説を否定。従って、「私註は覚明が註釈にあらず、又信阿が撰述にもあらず、然も何人の著作といふ事は、いまだ明徴を得ず、但し沙石集にいふ信救得業が朗詠註といふものは、夙く氓びて世に存せざるものなるが如し。」という結論にならざるをえない。尚、この次に喜田貞吉、中沢見明両氏の史学的考察があるが、註(3)参照。

五、藤田徳太郎氏（『日本文学大辞典』七・和漢朗詠集私註の項）私註について弘賢の説を引いてその撰者を信阿とする。次で「併し本書の註に、信阿の著書が引用せられてゐる所をみると、これも疑はしいが、信阿の著に後人の書入があるものとすれば、奥書の如く出羽国最上郡龍山寺で信阿の著したものと見て差支あるまい。」と内閣文庫本奥書を一応信用して立論する。

六、西田長男氏〔「信救（木曾大夫房覚明）とその著作小考」（「ぐんしよ」一ノ八）『箕根山縁起并序』『仏法伝来次第』と共に、はじめて、醍醐寺蔵白氏新楽府略意奥書を引いて信救、信阿同一人説を提出しているのは大きな功績といえる。

七、川口久雄氏（岩波、日本古典文学大系『和漢朗詠集』）最も新しいものであるが、「この信救を草体文字が似ているところから、信教・信阿ともあやまったらしく、永済の集註・雅嘉の群書一覧、保孝の朗詠攷の説に従って信阿私註と俗称せられるものは覚明注をあやまったものとみておく。」とあって、特に目新しい説はなく、また西田説は未だ参照されていないようである。更に、三教指帰覚明注を覚明撰として論述されているが確たる根拠があるのであろうか。

(2)『箱根神社大系』（上）及び『群書類従』（神祇部）所収。底本は同一。

(3)中沢見明「伝説の大夫房覚明」(「歴史地理」四二ノ一)及び、喜田貞吉「実在の大夫房覚明」(「同」四二ノ二)

(4)活字本では『続群書類従』(釈家廿五下)、『大日本仏教全書』(伝記叢書)所収。『真福寺善本目録』によれば、同寺所蔵本が類従本の原本である由。『仏書解説大辞典』には龍谷大学蔵もあるが、同館にこの本の写本はない。尚、彰考館の蔵本は戦火で焼失し、閲覧の機を得なかった。真福寺と彰考館との関係からみて、真福寺本の写しであったかも知れない。

(5)但し同書・五「南都之牒状事」には、信救作といわれる牒状の記載がある。但し、他本と同じく、ここでも起草者名はまだみられない。

(6)屋代本には、

覚一明ハ褐(カチ)直垂ニ黒革威(オトシ)ノ鎧着テ黒保呂(ホロ)ノ矢負ヌリ塗籐ノ弓持テ黒キ馬ニソ乗タリケル、箙(エビラ)ヨリ小硯畳(タトウ)紙ヲ取(リ)出(シ)木曾殿ノ御前ニツキ跪(ヒサマヅイ)テソ書タリケル、数千ノ兵、見(テ)之(ヲ)アハレ文武共ノ達者哉トソ讃(ホメ)タリケル

とあり、ここでは既に頭巾はなく、代りに黒馬が書き加えられ、後には更に甲が加えられるなどと、最初の印象から離れて、次第に派手な描写に変ってゆく。

(7)この本では、覚明の叡山修学のこと、従って山法師との関係が明瞭に示されているが、他本ではこの個所はなく、三千人の衆徒の実情のみが記載されている。

(8)(屋代本)本ト出家ノ者也、勧学院ニ蔵人道弘トテ侯ケルカ、出家シテ最乗房信救(シンキウ)トソ名乗リケル

(平松本)真名文、屋代本に同じ。

(竹柏園本)勧学院ニ蔵人道弘トテ侯ケルカ出家シテ最乗房信救トソ名乗ケル

(鎌倉本)本在家ノ者也蔵人通弘トテ勧学院ニ有ケルカ出家シテ最勝房信久トソ号ケル

(覚一本)もと儒家(岩波・大系本)の者也、蔵人道広とて、勧学院にありけるが、出家して最乗房信救とぞ名のりける、(但し原文出家)

（百二十句本）　元ハ出家ノ者也、勧学院ニ蔵人道弘トテ候ケルカ出家シテ寂乗房信教トソ名乗ケル
（長門本）　もとはぜんもんなり、勧学院に進士蔵人とて有けるが、出家して西乗房信救とぞ申ける
（延慶本）　元ハ禅門也、勧学院衆進士蔵人道康トテアリケルカ出家シテ西乗房信救トソ申ケル
（盛衰記）　本は勧学院の文章博士、進士蔵人通広と云ける者也、出家して西乗房信救と名をつきて、
（米沢市立図書館本）（朝日古典全書）　此の覚明はもと出家の者なり、蔵人道広とて勧学院にありけるが、出家して最乗房信救とぞ名乗りける
（下村時房本）（古典全集）　もと儒家の者也、蔵人道広とて観〔勧〕学院にぞ候ける、出家して最乗房信救とぞ名乗ける
（如白本）　本ハ儒家ノ者也、勧学院ニ蔵人通広トテ候シカ出家シテ西乗房信教トソ名乗ケル

(9)石母田正『平家物語』（岩波新書）第二章

(10)同書巻九「霊の仏法物語を託する事」。但し広本系では巻十末に「霊ノ託シテ仏法ヲ意エタル事」があるが、該当個所には趣旨は類似しているが、これとは別個の話が挿入されている。

(11)この外、丸山可澄『花押藪』釈家の部に覚明の花押が載せられている。畠山牛菴家蔵とあり、
其姓不レ詳。初ノ名通広。文章博士。進士蔵人。後薙染シテ名ニ信ト救ト一。及レ仕ルニ木ト曾義仲ニ一。改ム名ヲ覚ト明ト一。称ニ大ト夫ト房一。掌ル筆ト翰ヲ事一
との説明が付してある。また、書簡としては小松茂美編『手紙』（一）（二玄社刊）のうちに一通載せられているが確証はなく、又、佐々木信綱博士は「覚明」の名の書かれている懐紙を、ほぼこの覚明のものとされるが（平凡社『書道全集』18・平安V・鎌倉I所収）これもどうであろうか。

二

前記沙石集には信救と朗詠注とを結びつけて述べているが、信阿撰とする『和漢朗詠集私注』六巻には、かなりの数の写本が現存し、また、寛永六年の版本がある。

弘文荘蔵和漢朗詠集私注〔室町〕写一軸(1)は巻一のみ現存するが、奥書も他本と異なり、また本文中にも「裏書云…」という他にない注文が十箇所あって、恐らくは古い形を保つ稿本の写しかと思われる。その奥書は、

永暦二年九月一日夜半注略了管見謬見多／遁世之身以不為(カ)咨(カ)償禅門之命許也

とある。前述の『仏法伝来次第』にあるように、信救が近衛天皇在位中に出家したとすれば、この年は天皇崩御後六年目に当る。同じ年ではあるが、これよりも月日が少し遅れ、文意も異なる奥書をもつ本が管見では五本ある。

山田忠雄氏蔵（西荘文庫旧蔵）大永八年写本一冊の奥書は、(2)

応保元年辛巳十月五日相ニ扶風一病終抄出之功畢ヌ／信阿貧道无一縁ニシテ一衣破一損風一励之朝手一亀テ不レ能レ採レ筆／天寒之夕身縮テ不レ得レ損レ墨然令ニ禅門ノ御事ヲ一懇一者是一深シ／此故日々相励テ漸々終レ功ヲ伏乞禅門照シテ二我此誠一兮有ニ優恕

とあり、これと同じ奥書を有するものとしてこの外に、同じく山田氏蔵松乃家本、日光輪王寺天海蔵（『日光山「天海蔵」主要古書解題』参照）、更に、京都大学附属図書館蔵〔室町末〕写、清原尚賢旧蔵本、同じく大永六年写、川喜田壮太郎氏所蔵本などがみられる。永暦二年は九月四日に応保と改元されているので、反町本とこの奥書との間には三十余日の距りがある。前者にみられる「略了」が、この奥書では「終功」となっている。また内閣文庫蔵の一本（〔室町〕写）(3)の奥書は前半は西荘文庫本と同文であるが、その後に、

此本依二山階寺上乗院律／師御一誂二草レ之焉出羽州最上郡隴山寺一

とつけ加えられている。文調が前文と異なるところからすれば、禅門と上乗院律師とが同一人として、その人を明瞭にするために、撰者自から或は後人が書き加えたものであるかも知れない。また、出羽国以下はまた別の文と思われるが、隴山寺は恐らく滝山寺の誤写であろう。(4) 出羽以下は文意が不完全でもあり、何かの竄入ではなかろうか。

大東急文庫蔵本（〔室町〕写）(5)には首に「倭漢朗詠集之起」が附され、そのなかに、

其后人王七十三代又堀河院之時大江匡房注是曰江本一、菅家菅江二家之注。其后本二信救房覚明菅家之本一注、時一代者人王七十八代二条院応保年中南都在レ焉、時閑暇之余注作為二六巻一(6)

とある。何に拠ったか明かではないが、江本などについては決して誤伝ではないので、これも基く所があったかも知れない。いずれにせよ、諸種の状勢からすれば、私注が南都で作られたとする方が穏当のように思われる。

管見の写本ではこの外に、奥書のない本もかなりみられる。そして、奥書の有無に拘らず、巻一内題下、或いは序の下に「釈信阿」と記入されているものと、ないものとの二種類がある。この「釈信阿」はもう一ケ所本文の中にもあり、巻三のはじめに、

女郎花釈信阿霊鬼志曰……

と続くが、この女郎花下の「釈信阿」にも記入のある写本とない写本との二種があり、内題下の「釈信阿」の有無と実は或る程度相関々係にあることが知られる。

ところが古来、女郎花の下の「釈信阿」は既に触れたように（一の註(1)）、その次の「霊鬼志」と続けて読まれ、信阿が霊鬼志の撰者に擬せられてきた。そして、彼が朗詠私註の撰者とすれば、注文中に自分の本を引くには別の形

になろうとして、信阿非撰者説の根拠ともなった。しかし、こゝで特に「釈信阿霊鬼志」と続けなければならない理由はなさそうである。既に清水浜臣は無窮会蔵本朗詠私註（寛永六年版）の欄外書入れに、

浜按考古鈔本釈信阿三字当在巻第三下

とし、この三字の処置として一案を提出しているが、管見の写本類を並べてみて、この説は或る程度頷ける。

前述の奥書を有する本をも含めて、いま写本類を列挙すれば、

	（奥書）	（内題又ハ序下釈信阿）	（女郎花下釈信阿）
京大本	アリ	ナシ	アリ
川喜田本	アリ	ナシ	アリ
内庫文庫本	アリ	ナシ	アリ
松乃屋本	アリ	アリ	ナシ
東大（国語研究室）本	ナシ	アリ	ナシ
静嘉堂本	ナシ	アリ	ナシ
早大本	ナシ	アリ	ナシ
国立国会図書館（亀田）本	ナシ	ナシ	アリ
東急本	ナシ	ナシ	アリ
京都府立綜合資料館本	ナシ	アリ	ナシ
天理本	ナシ	ナシ	アリ
川口（久雄）本	ナシ	ナシ	アリ
大槻文彦旧蔵本	ナシ	ナシ	アリ
残花書屋本	ナシ	アリ	ナシ
慶應本（上巻のみ）	—	ナシ	アリ
東北大本	ナシ	ナシ	アリ

のようになる。

先ず一見して分ることは、この問題に関しては、奥書の有無は何等影響がなく、内題又は序の下と、女郎花の下の「釈信阿」との二つの間に相関々係がある。この変化を明確に跡づけることはできないが、元来、この「釈信阿」は巻毎の内題下にあるべきものが、（もとは巻内題下にあったとすれば、浜臣の提案も原則論としては筆者の意見と同

じになる。）転写の際何時か誤って巻三内題下のものが女郎花のすぐ下に移動し、その後も若干の出入りがあって現状のようになったとみることもできよう。幸なことに、京都大学附属図書館本はこの変化の過程を留めて、

女郎花　　釈信阿
霊鬼志……

とあって、この動きをかなり明確に説明してくれるのである。この場合、「釈信阿」と「霊鬼志」とが偶然に別行になったと考えることも可能ではあるが、「女郎花」の下に充分空をとって、その行の一番下に「釈信阿」を入れているところからすれば、単なる偶然ではなく、始から区別されていたとみてよかろう。

更にこの外に、書陵部蔵〔近世初〕写本三冊（和学講談所旧蔵）(7)と、国立国会図書館蔵〔室町中末間〕写本三冊（藤原忠順旧蔵）(8)の二本は、巻一内題下と女郎花下との両方に「釈信阿」がみられ、国会図書館本には、

女郎花釈信阿「外題之下ニアルヘシ」霊鬼志…

と、恐らくは書写に際しての書入もみられる。（尚もう一本、六地蔵寺蔵本中に天文十年の写本には、巻三釈信阿はあるが巻頭を欠く）これは「釈信阿」が元来、各巻内題下に夫々書かれていたのではないかとの先の推定を助けるものであり、これに従えば、先の清水浜臣の書入と同一の考えになる。更に、前記山田氏（西荘文庫旧蔵）本及び日光天海蔵本の二本には内題下、女郎花下のいずれにも釈信阿はない。このことを明解することは今できないが、少くともこれらによって「釈信阿」と「霊鬼志」との関係は、信阿がその撰者であるというように、両者を結びつけて考えるべきものではないように思われる。従って、岡本保孝以来のこのこと故の信阿非撰者説には賛意を表し兼ねる。

次に問題になるのは、奥書には信阿の名はみられるが、この私注が信救撰であることを証するに足るものは私注自

体からは見出せないことである。前記反町本では内題下に「釈信阿改信救」とあるが、後に書入れられたのかも知れず、遽に信用することはできない。従って、信阿と信救とが同一人であることを証するためには、更に別の資料に依らねばならない。

信救の著作のうち、年代の明かなものに真福寺蔵『新楽府略意七』（寛喜二写）一軸がある。この書写奥書には、

寛喜二年五月十一日辰尅於仏生院東草之也

一交了　　重親（花押）〇之

とあり、その本奥書には、

承安二年壬辰三月朔八日丙子於伊／賀国伊賀郡猪田郷予野庄師見寺僧房管／見所及略注終功還為英豪不作也偏償山階寺／義生房命也努力〳〵不可令及他見也

宏覧博学之人若見可嘲耳桑門信救記之

とある。

ここでは信救という名前が既にみられるが、「注略了」「管見」「償…命」などの使い方をみると、反町本朗詠私注の奥書の文と共通し、全体として頗る類似していて、或いは同一人の手になるやを思わしめる。また、山階寺の僧の依頼によることも両者同様である。（醍醐寺本略意巻上内題下には「山階寺信救」とある）しかも、当時これが書かれた予野庄は「沙石集」（巻九）にもみられるように(9)、山階寺の寺領であったという。この年は私注にある応保元年より十一年後に当り、この間に若し両者を同一人とすれば、信阿から信救と改名したものかとも思われる。そして、この年は治承四年の興福寺返牒作製の八年前に当る。出家以後、治承四年まで、信救は興福寺と何等かの連りを

もちつつ、「南都に便宜の物書して居たりける程に…」（源平盛衰記・第二十九）とあるように、時に依頼されれば私注のような類の本の著作に従っていたという考えも可能となろう。

信救が自から奥書を書いた著作のうち、現存するものは管見では以上である。喜田貞吉博士は前記の論文の中で、信救の事実的究明は吾妻鏡の前記建久六年までであるとされた。しかし、醍醐寺蔵『白氏新楽府略意』（二巻）〔南北朝室町初間〕写本の奥書によって、其の後のことがもう少し明かになった。この本の巻下奥書には、

寛喜二年閏正月二日於醍醐寺地蔵院書写了此書／先年之比参籠信貴山之時撰者信救本名信阿適持来／之卒尒之間繚上巻許誂人書留了其後已経数年／而(カ)今不慮之外感得他本仍所書加也俗書雖／有斬泥(カ)之誡楽天之志已達深理大聖誠言也且為／後葉書了而已

（朱）同年三月点了　　深賢記之

とあり、また上巻奥書には、

朱安貞三年正月十二日於醍醐寺地蔵院以他／本点了　深賢

墨元久二年春(カ)二月之比以信救直筆之草本／於信貴山誂当山住侶乗順房什円書写了　深賢

とある。

これによれば、醍醐寺の深賢なる者が(10)元久二年（一二〇五）二月の頃信貴山でたまく信救に逢い、その持参していた直筆の略意のうち、上巻だけを急いで什円に写し取らせた。その後二十数年経った後、恐らく上下揃った別の写しの一本を得たので、安貞三年（一二二九）正月に曾て写した上巻に点を加え、校合注も加えて、翌年の寛喜二年（一二三〇）閏正月に（恐らく上下巻すべての）書写を完了したというのである。この奥書からは略意の著作年代その

ものは明かにし得ないが、元久二年は信救が箱根にいた建久六年より十年後であり、また朗詠私注の奥書にある応保元年からは四十四年後に当る。この頃信救が信貴山に現れたとしても、年代的に特に無理はない。また、信救と直接逢っている深賢が信救の本名は信阿であると注記している以上、これ程確かなことはあるまい。従って、これまでのことから、信阿、信救、覚明は同一人であり、現存の朗詠私注もこの人の著作であると認めることができよう。

註

(1)後補藍色表紙、見返銀切箔散し、紙高二六・二糎、字面高さ二二・五糎、毎行十七字内外・冊子を巻子本に改む。内題には、和漢朗詠集私注巻第一とあり、その下に釈信阿改信救(倍カ)とある。他本にみられない裏書云の部分は次のようになる。

(一二)(小野篁朝臣作也に続く)
裏書云私勘之史記云門下有毛。遂者前自替於平原君ニ遂備レ員ニ西行平原君云夫賢士之処世ニ也辟(ヘ)如三錐之処レ嚢中ニ云々

(二四)(家々者衆也に続く)
裏書云十九鳳立レ浜ニ鳴声種々也女ー媧聴之ニ切。嶰谷之竹ニ作笙云々仍称レ笙ニ名鳳管也

(三四)(菅丞相に続く)
裏書云私勘之茂明入道云黄指者(中指)如レ茅ニソリタル指之事也

(五三)(為其別云々に続く)
裏書云。夏本:記云陸行乗ニ車ー水行乗舟ー泥行乗橇ー山行乗橋々者橋車謂以鉄以双頭長半寸施之履下ー以上山ニ不三知ニレ趺ー也乗レ橇者形者如箕ニ適行泥上ー謂板置ニ泥上ー以。通行。路云々

(六三)(為遣賢也に続く)
裏書云殷紂王之西伯昌(文皇也)為射被牖星以美女宝器国贖出之後西伯子伐紂王間西伯死紂王伐了西伯子立帝位後贈周文王称云々周武王大公望為師玆固(カ)伯夷等西伯聞養老行帰合戦間周武王不忠不孝之由伯夷等云同斯武王欲殺伯夷大公望乞免了伯夷後行首陽山食蕨死了厳光後漢皇武皇帝御師読也皇武帝与皇莽(ワウマウ)合戦乱間厳光隠富春山乱逆之後皇帝不向厳光仍有天変雖遣御使敢以不出後皇帝御行給同乗輿向給了与皇帝合宿間厳光之足置皇帝腋上文泰詣有天変由奏達所謂皇星犯客星云々皇帝不悋云々

(六九)(精意於音楽云々に続く)
裏書云私勘之周郎(カ)斉名風来花自舞詩周郎誤(アヤマテ)レ曲(ヲ)一飄(ヒルカヘス)紅。袖。趙(アウ)。女欺(アサムイテ)レ客剪。錦花一袍(ハウヲ)。

（八〇）（動似髪糸思に続く）
裏書云墨子者観無常者也墨子悲象者蒙求文也
（一〇七）（似小玉に続く）
裏書云淮南子。曰日出暘谷払暘扶桑。逍遥。喚曰扶桑樹在暘谷一日出則住其上一鶏即鳴也
（一一五）（親昵之契云に続く）
裏書云或注曰白居易乍乗馬致師礼石之家師礼石見之大怒云汝作詩方免此過云随言作此詩成二親昵一之契一云々
（一一九）（可勘之に続く）
裏書云龍鐘者稽。聖賦曰同観龍鐘者掌栄喚休之注曰以将勧之龍鐘襄貌也喚休悪咲也
（一三八）（荊楚記曰の前に入る）
寒食者晉献公有二二子一長曰申生次曰重耳二子母死献公以二驪姫一為妻申生以レ食贈レ父于レ時献公出レ畋一献公帰レ宮時驪姫竊以毒薬一加二申生所レ贈之食一讒曰妾聞公之子憂公之久二此食不レ可レ不レ試献公然三其言一先与〔犬〕々食而死次与二小臣一々々死献公大怒令人誅二太子申生一重耳聞太子之被二レ誅一与趙襄咎苑介子綏逃二隣国一中路而文公疲而不レ得レ前子綏割股肉一献重耳一々々食肉一遂得レ逃而後献公死国人求重耳一秦穆。公興レ軍送於重耳於晉一重耳還国一立為レ主曰之晉文公一々々行レ賞独忘子綏々々相恨作二龍蛇歌題二晉門一而去隠二綿上山一敢不レ出文公大悔召猶不レ来一文公為二令出故放火於綿上山一子綏抱レ木一而焼死文公哀哭詔国断レ火老弱不レ堪多死文公以綿上山田一充子綏之祭一謂二之寒食一
（同）（可憐云々に続く）
裏書云私勘之晉世家第九史記卅九曰献公私語驪姫一曰吾欲廃太子以奚斉一代之驪姫泣曰太子之立諸侯皆知之而数将兵百姓附之奈何以賤妾之故廃適立庶君必行之妾自殺也驪姫詐誉太子而陰令人譖悪太子一而欲立其子卅一年驪姫謂太子曰若夢見斉姜太子速祭曲沃（服虔曰斉姜廟在所）帰釐于君太子於是祭其母斉姜曲沃上其薦胙献公々々時出猟置胙於宮宛驪姫使人置毒薬胙中居三日献公従猟来還宰人上胙献公々々欲饗食之驪姫（涙）曰従旁止之曰胙所従来遠宜試之祭地々墳（韋照曰将飲先祭示有先也墳起也）与犬々死与小臣々々死（韋昭曰少臣官名掌陰事今閹士也）驪姫涙曰太子何忍也其父而欲殺代之況他人乎且君老矣旦暮之人曾不能待而欲殺之謂献公曰太子所以然者過以妾及奚斉之故妾願子母避之他国若蚤自殺従母子為太子所魚肉也始君欲廃之妾猶恨之至於今日妾殊自失太子聞之奔新城（韋昭曰新城曲沃也新為太子城也）献公怒乃誅其傅杜原款或謂太子曰為此薬者驪姫也太子何不自辞明之太子曰吾君老矣然驪姫震不安食不甘即辞之君且怒之不可或謂太子曰可奔他

国太子曰被此悪名以出人其誰内我々自殺耳十二月戊申々生自殺於新城此時重耳夷吾来朝人或告驪姫曰二公子怨譖姫譖殺太子驪姫恐因(ママ)謂二公子申生之薬胙二子知之二子聞之恐重耳奔蒲吾走屈保其城自備守文秦繆公乃発兵与重耳帰晉々聞秦兵来亦発兵蹤之然皆陰公子重耳入也唯恵公之故貴臣呂郤之属不欲立重耳々々出亡凡十九歳而得入時年六十二矣晉人多附矣文

竊人之財猶曰是盗況貪天功為己力乎冒其一罪不(カ)賞其姦上下相蒙服虔曰蒙欺也介子従者憐之乃懸書宮門曰龍欲上天五蛇為輔龍昇雲四蛇各入其宇一蛇独怨終不見処所文公出見其書曰此介子推也吾方憂室未図其功使人召之則亡遂求所在聞其入綿上山上賈逵曰綿上晉地也杜西河介休県南有地名預曰沢上於是文公環綿上山中而封之以為介推田除広曰一作国号曰介相(ママ)山以記吾過且深(ママ)善人賈逵曰旌表也私勘云夜遊人欲尋来把者蒙求楚荘絶纓注云韓子楚荘王夜与(カン)(ソノサウウルト)(ママ)(トインスヒテ)ニ郡臣ニ飲火滅有レ客引(ヒク)レ衣美女告(ニ)レ王(ニ)有レ人牽妾衣(ヒリカヲ)ニ妾已絶(ニタツ)ニ其纓(ノヲ)ニ王曰飲レ酒以酔不可(ノクノンテヲ)責人礼(エセリ)ニ乃令群臣(スヘカラセムノヲ)ニ悉断(タ、ユイ)纓然緩(テニ)王与晉(トタ、カフ)戦軍囲(カコムコト)王数(ス)重楚車(ソノイクサノニテ)内有一人ニ発鉾(モテホコヲ)ニ大敗ニ晉車ニ主恠(アヤシムテ)問レ(ヲ)之乃是絶纓(シ)之者云々

(右側番号は岩波大系本作品番号)このうち(一一五)は刊本にはなく、内閣文庫本には裏書としてではなく、「或注云…」として本文の注として出している。これからすれば、稿本としてのこの本が一応定稿とされるとき、裏書のうち或るものは本文に組入れられ、或るものは削られたのであろう。また(三四)の「茂明入道云…」については、永済・季吟の『和漢朗詠集註』の同じ詩の中で、「茂明云」として同文の注を和文にして引用する。集註は私注より多くの注文を採っているので、これも私注からの引用であろう。とすれば、裏書としてではなく、本文の中にある私注の一本が存したことになろうか。

(2)山田忠雄氏蔵西荘文庫、安田文庫旧蔵本。後補表紙。大きさ二三・九×一六・〇糎、単辺一七・六×一三糎、九行、毎行二十字。もと二冊を一冊に合す。前記奥書の外、巻末書写奥書には、

時大永八天十一月二日与州矢野保日土六湛寺衆寮書之／同有冬至其時建洞読詩格学之最中也又於御児者坊主丸同席(ス)云々

また、巻三末にも、「干時太永八年菊月廿九日与州喜多郡矢野保日土／於六湛寺之衆寮宗訓叟書之嗚呼寔此日雨降起／心気於後起虫而散々之躰不及口詞而書畢慚愧云々」とある。

とある。

・山田忠雄氏蔵松乃屋本〔室町〕写本一冊

大きさ三〇・五×二二・九糎、単辺二二・一×一七・二糎、九行、毎行廿字。朱筆にて句点、朱引を施す。上欄に詳密な書入あり。奥書、西荘文庫本に同じ。書写奥書はなし。大槻・残花書屋旧蔵本も現山田氏蔵。

・京都大学附属図書館蔵〔室町末〕写、清原尚賢旧蔵本三冊

香色表紙、二五・一×一七・八糎、単辺一八・二五×一四・〇五糎、九行、毎行廿字。注小字双行。書眉に詳密なる書入を施す。巻頭に清原尚賢の蔵書印あり。

奥書は山田氏蔵西荘文庫本と殆んど同様であるが、ただ「信阿貧道无縁」が「貧无銀」となっており、また「伏乞禅門照我」の左側に「キントウノキヨウ」と注が加えられている。（山田本では禅門とある）〔公任〕

・川喜田荘太郎氏蔵大永六年写本一冊

茶色表紙、二五・二×一七・七糎、単辺一八・五×一四・二糎、九行、毎行二十字内外、注小字双行。

西荘文庫旧蔵本と同じ奥書がある外に、書写奥書として、

大永六天丙戌八月十七日下野国足利於小屋書之畢

とある。巻頭に山本高明の蔵書印（「為可堂蔵書記」）をおす。

(3)内閣文庫蔵倭漢朗詠集私注〔室町末〕写本一冊

縹色表紙、二五・九×一八・七糎、単辺二〇・一×一五・四糎、九行、毎行廿字、注小字双行。巻頭に浅草文庫の朱印をおす。

(4)三代実録（巻十四）貞観九年十二月廿九日条に「出羽国最上郡霊山寺預之定額寺」とあり、吉田東伍『大日本地名大辞典』は滝山寺に擬している。この寺は後に廃絶するが、西行（異本山家集）は文治三年に、平泉側からここを訪れているので、それ

より前の応保元年には勿論まだ存在していた筈である。『仏教伝来次第』によれば信救は北陸まで足跡を印しているので、越後から出羽に出て、最上川を遡り（古今集巻二十東哥1092参照）山形附近まで行けば、蔵王山の東北麓の地に比定されているこの寺に達することができる。しかし、引用漢籍が多く、しかも公卿や僧侶の実用に供せられる私注のような本が、都や南都から遠いこの辺境の地でわざ〳〵書かれたとは到底考えられない。また、信救はそれ程求道に徹していたとも思われないのである。藤田徳太郎氏はこの内閣文庫本奥書に従って、信救が龍山寺に於て著作したと見做されたが（『日本文学大辞典』和漢朗詠集私註の項）いま、これに従うことはできない。

(5)大東急記念文庫蔵和漢朗詠集私注（巻五・六欠）〔室町末〕写本一冊

淡茶色覆表紙、本文共紙表紙、一九・六×一四・〇糎、単辺一七・七×一一・一糎、九行、廿字、注小字双行。

元表紙外題に朗詠詩集私注（本文と異筆）、又覆表紙左肩に倭漢朗詠集とあり、右下に残本古鈔とある。この後補表紙の九字について、

此書為市埜光彦旧蔵冊皮上所題九字／即光彦手書也　　森立之

とある。

(6)静嘉堂文庫蔵倭漢朗詠集私注〔室町末〕写本二冊

後補淡茶紙表紙、二六・六×一七・八糎、単辺一九・六五×一四・〇五糎、九行、毎行廿字、注小字双行、書眉に、詳密な注を加う。狩谷棭斎の蔵書印をおす。

この本には序の前に、次のような一文が附されてる。

此書初二巻（ニシテオンタウノ）公任卿二条教通（ノリミチニ）聟引出物被レ（ニ）進（ル）也、其ノ後大江匡房（ニ）云人、此注ヲ（ノ）スル也、其時三巻（ニナル）也、又人皇八十代高倉院ノ時蔵人光弘是注ヲ作也、此時六巻ト成ル也、又私注ノ私ノ字ノ心ハ、初メ学士タリシ時ヨリ法身ノ志シ依レ有（ルニ）大裡（フスヘリ）南都（右

小字・興福寺ニテ作也）ニ有シ時ニ徒然ノ余注作スル也、雖然此注天子ノ御目ニ不レ懸ニ依テ私ノ字ヲ置也、然レハ竟ニ法身ノ志ヲトケ、従ニ興福寺一叡山ニ登リ其名ヲ改テ信教房法師ト云也、又南都ヘ流テ此書ノ注ヲ作ト云説ハアシキ也、流サルヽ事ハ注作ノ後也、其故ハ従ニ東都一東都（カ）ヘ書キタキヲ登ル時ノ筆者ハ光弘也、然ハ書タキノヲクニ平氏の糟糠武家ノ塵芥ト書也、此咎ニ依テ南都ニタマリ不レ得シテ木曾義仲ニ寄附スル也、

とあり、ここでも私注が南都で書かれたことになっている。

(7)香色覆表紙、本文共紙表紙。二二・八×一六・三糎、単辺、一七・〇×一二・〇糎、八行、毎行二〇字、書眉をおく。注小字双行。奥書なく、書写奥書に、

慶長十一年卯月吉祥日誂了　仁宗房快照

とある。

(8)倭漢朗詠集私注、淡藍菊花文様表紙、二六・四×一八・四糎、単辺、一八・五×一四・六糎、書眉をおく。九行、毎行二〇字。注小字双行。朱筆句点、上欄、行間に多くの書入あり。巻頭、内題下に醍醐蔵書、忠順之印の朱印あり。また遊紙に、

此書者撰集スルヿ人王六十六代一条院云御宇ニ四条大納言公任ノ作也公任ハ四納言ノ内也其後程久シテ二条関白教通為ノリヲ聟君彼為ニ聟引手物一其時入ニ硯蓋ニ被レ出也、故硯之不出書ト云ヘリ其後至ニ八十代高倉院御宇ニ蔵人光弘ト云者注焉、光弘諷ニ平家清盛一平氏糟糠、武家ノ塵芥ト云因茲被レ謫依ニ附木曾義仲ニ而大夫房覚明ト云者モノ也、又信教房ト云也、大才之者也、公任ハ上下分ニテリ光弘六巻ト成也、前三巻ニハ記四時、後三巻ニハ雑記ヲアツメタリ又哥ヲハ人王七十三代後堀川院ノ時此詩能ニ〳〵相当レタルヲ被レ添タリ一人シテ之作ニアラストヘリ以後ニ哥ヲ添ルノ説悪説也、公任ノ自筆本自レ之内朝ニ被レ下タリ、此本ニ哥アリトヘリ、然則公任ノ詩哥共ニ被レ撰也、サリナカラ又以後ニモ往々ニ可被添之、又異説ニ此撰ハ人王六十二代村上天皇ノ御宇ニ紀トヲ叔望作ト云ヘリ如何ニ

とある。

(9)『沙石集』巻九、「芳心アル人ノ事」で、上東門院が伊賀国余野庄を「花ガキノ庄」と名づけて、興福寺に寄進したことが記載されている。『荘園志料』第三篇（四〇八頁）には余野庄を「興福寺領なり」「治田、白樫、大滝、柱四村を併せて予野郷と称す」とある。但し『平安遺文』巻六、天養元年三月廿九日の太政官符案（二五二五号）には、「…又猪田郡内予野村公田卅余町、忽号興福寺西金堂領」とあると共に、保元二年五月の東大寺三綱陳状案（二八八六号）には予野村は東大寺の官省符領に入っていたとあり、いずれとも決し難い。

(10)『野沢血脈集』巻第二（『真言宗全書』所収）によれば、成賢の付法二十人の中に深賢の名が見え、「地蔵院流」とある。また、「深賢内供、元久二年五月九日於二遍智院一授レ之」と、奥書と同年の記事もみえる。深賢の没年は弘長元年であるので、安貞三年、寛喜二年補写の記事も時間的に何等問題はない。

三

次に朗詠私注に先行し、信救が或いは影響を受けたかと思われる本について考察する。前記東急文庫本に附される「倭漢朗詠集之起」には信救が菅家之本に基づいて注の作製に当ったとあるが、菅家の本についてはいま手がかりはない。現存するものでは、江談抄の朗詠に触れた部分がわずかに挙げられる。この本は云うまでもなく、大江匡房の談話記録であるが、同じく匡房による朗詠の註として江註があり、従来、既に佚書と見做され、従って江註と江談抄との関係も余り考えられないままであった。しかしながら、天理図書館蔵（竹柏園旧蔵）貞和三年安倍直明写本二冊、及び国立国会図書館蔵（狩谷棭斎旧蔵）〔室町初〕写、文化十一年菅原長親書入本二冊の書入れは、(1)江註を考える上に貴重であるので、これと江談抄との関係を調べ、併せてこれよりの朗詠私注への影響の有無をも考えてみよう。

天理本は貞和三年の写しであるが、ここに記入されている本奥書からみて、伊藤寿一、鹿嶋正二氏は『伝藤原定頼筆和漢朗詠集山城切解説及釈文』（昭和十四年刊）の中で、次のように述べられている。(2)

案ずるに、この古本といふのは、文章博士菅原長成が父為長の説を受けて自ら執筆加点した本を以て建長三年後深草天皇に進講し申上げた、その時の本が底本となって、それに江大府卿（大江匡房）の説を記入し、次いで藤原式家敦光朝臣（注・略）の本を以て校したのが基礎となつてゐるのである。（或は敦光の本に匡房の説が書入れられていたかもしれぬ）（中略）江大府卿（注・略）がその孫匡時（維順の子。従四位上式部大夫維光の本名である。）の為に勘付けた文は、下冊奥にある「入道大納言撰」以下の十一行を指すのみならず、帝国図書館蔵本の欄外や余白に書入れられた詩歌の由来やそれに纏る逸話の類を記した漢文の記、或は句首の千載佳句に於ける目名を記した頭書、或は所々に「ユ、シウヨキ」と註した評言、其他の簡単な註記類をも含むものであらう。清輔の袋草紙や清輔本古今集勘物等に朗詠江註として引用されてゐるものが殆んどこれに合致し、又匡房の江談抄とも照応する記事の多い事から察するに、これは恐らく世に佚書と伝へられてゐる朗詠註の面目を伝へるものと思はれる。（「朗詠註」の原形は朗詠集本文の余白や或は裏面に勘付られていた簡単な註記類であったと覚しい。一巻の成書であったのではあるまい。詳細は他日発表したいと思う。）（同書二一―二二頁）

いまこの上下二冊に書入れられた注文と江談抄のうち朗詠に関する記事とを照合すると、ほぼ一致するものは五十七ケ所ある。また天理本にあって江談抄にないものは、七十一ケ所にのぼり、逆に江談抄にあり天理本にないものは十九ケ所である。(3) 元来天理本の書入れは菅原長成が御進講の準備として他家のものではあるが、江家の注記を書き入れたものであり、無論すべてが採られたか否かは不明である。また江談抄は朗詠に関するものばかりではないし、（醍醐寺本、神田本、前田家本などに記事の出入がある。）袋草紙所引に当って江註とも江記ともあるので、この名称も当時一定していたわけではなかろう。いずれにしても、天理本書入れ、現存江談抄の朗詠に関するもののどちらも

江家の註記のすべてを網羅していないことは明らかであるが、この二つを合せ、袋草子所引、古今集勘物所引を含めても、尚いわゆる江註なるものの全体をみることはできないにしても、その体裁、内容をかなりの程度に知ることができよう。また、菅家の人が江家の註記類を書入れていることは、菅家伝来の家説が匡房のもの程には完備していなかったことを示すかも知れない。但し、天理本にのみあり、江談抄にないものの中には、菅家伝来のものが混入している可能性もある。前記天理本奥書には菅原長成が父為長の説に従って講じたとあるから、菅家一家の説が別にあったとみることは自然である。但し、為長以前に既に菅家の説がどのように纏った形で存したかは明らかではない。当時朗詠註としては江家の註のみが広く知られていたように思われる。いずれにせよ、江談抄にみえる朗詠に関するものは、いわゆる江註の一部をなすものとみることができよう。

この註記は解説にもある通り、詩歌の由来や作者の逸話類が大部分を占め、朗詠本文の語釈に及ぶものは決して多くはない。しかし例えば（番号は岩波版による朗詠作品番号）

(江談抄第六、長句事・三七四)
検秋賦、登字作二帰字一、雪満二群山一、是文選文也、
(天理本・四九九)
今案史記、李斯伝上秦王書也、伝中帙一、又在文選歟、
(天理本・六二六)
齊事見顔氏家訓

とあるのに対し、朗詠私注では夫々、

(三七四)
文選雪賦注梁孝王雪朝引二鄒生一召二枚叟一遊二菟園一庾亮字元規起二南楼一翫レ月
(四九九)
史記漢書李斯上二秦王一書 文選曰秦始皇好レ容譲侯奏 而止レ之李斯猶以勧レ之上答曰地一広粟一多軍一多 士一勇今文其一

也

(六二八)
顔氏家訓云遠而望レ樹如レ薺(メハヲカナツチノ)

とあるのを比較すれば、江註なるものも少くとも天理本の書入れに関する限り、漢籍よりの引用は覚書程度のものに過ぎない。

但し、山田忠雄氏が手写された坂内義雄氏旧蔵和漢朗詠集上巻〔南北朝〕写、正安二年元奥書本[4]には語釈についての裏書が四十九ケ所に施され、表の本文上欄、行間の書入れは天理本（江註）書入れと殆んど完全に一致し、たゞ、そのうち九ケだけは裏書の中に見出される。従って、山田忠雄氏の御説では、江註のうち、比載的短文で上欄、行間などに書入れうる故事などに関する注は表に、漢籍よりの比較的長い引用は裏書にされているとみてよかろうとされる。前に引いた朗詠山城切の解説の中にも、既にこの事は触れられているが、天理本や坂内氏旧蔵本の書入れよりの比較からすれば、その可能性は充分に存するし、当時の注の一般的方式にも合致する。

次に天理本書入、江談抄をも含めた江註（裏書を除く）と朗詠私注とを照合すれば、一致する個所は次の四ケ所である。

(六九)(天理)(江談抄ナシ)(云々以下私注ナシ)
周郎者周瑜也知楽誤而必顧云々代々之人不知不本為舞者可悟之

(一二九)(天理)(江談抄ナシ)
楊巨源詩有狼籍龍鐘対為之詩

(一七一)(天理)(江談抄ナシ)
盧橘花橘也而宋人周良史為枇杷不覚也（但し私注、「…盧橘也…」とあり）

(三一九)(天理)(江談抄ナシ)(「」内私注)
「四五朶古来難儀也」但大略見古集等以蓮喩山也「呂栄望華山詩曰華岳陰森秀色濃削成三朶碧芙」蓉張方古望女几山詩曰空留香几山上碧玉蓮花散朶高云々

しかし、これでも分るように、完全に一致するものは（一二九）のみで、他はその一部が一致するに過ぎず、全体の

数からすれば極めて少ない。

次に類似関係にあるものであるが、これはかなりの数にのぼる。これを示せば、（はじめに天理本書入、及び注談抄の文を先に出し、次に私注は一字下げてある。）

（一一三）（天）（江、この前に注文あり）
或人曰有閑人聞奔車也

言閑居之中聞二奔車之声一

（一六四）（天）（江、少異あり）
文時此難曰可作水冷池風高松云々

文時三位被レ難云可レ作下水冷池無二三伏夏風高松有上

（一八六）（天）（江）
辰星（古）来難義也但見漢書楚元王伝出於四仲日之星也今過五月当六月故云

此詩趣過二五月当一六月古来難義也

（二四二）（天）（江、少異あり）
新月人以初生也斉信公被相論以此詩為証謂夕見東方之月也

新月者故人相二論一歟但無二証一拠一或以二東方月一附二三五字可レ謂二東方之月一

（二四八）（天）（江）
淳茂此詩於河原院講上皇能仰此夜所恨者先公不見云々北野御事歟

太上皇被レ仰曰此夜所レ恨者無二先公一云々先公者北野御事也

（二五〇）（天）（江）
此詩数年作設而八月十五夜雨参六条宮所作云々

言多二年作一儲　此詩適逢十五夜陰雲二参二六条宮一所二取出一也云々

（二五七）（天、この前に注文あり）（江）
作者伊鬱後日無人々時招曰汝已入詩境云々一曲字人々期之作者曰千里一曲

作者保胤伊鬱　文時後日無レ人之時招二保胤一曰汝已入レ詩境但一曲字人々被レ難云々保胤曰河千里一曲云々保胤者文

時之卿ニ門ー弟也

(二六七)(天)(江、これより注文長し)
隠君子鼓琴時元稹霊託人称曰詩開尽也後字不可然云々

嵯峨ノ隠君子鼓レ琴ヲ之処ニ元稹霊託シテニ人ニ曰後ノ字誤リ可レ作ニ尽ノ字也

(二七〇)(天)(江)
懸字急字不可有文時心中思之卅年後案得可必有由称曰或減於朝綱卅年云々

文時ノ卿不レ可レ有ニ懸ー急字之由心中ノノニル被レ思レ之而モ四十年之後ニシリ案下得必可ノルレ有レ之由ヲ上仍称曰我劣ニ於朝綱トモツナニ四十年ト云々

(二七四)(天)(江)
本作之滑字或人訓曰押不可然

説云滑ノ字訓ハ不レ可ニ押ヲシテ読ー

(二七八)(天)(江)
古人相伝曰憐字楽也避禁諱之時可用件訓

或憐ノ字訓ハ楽也

(二八六)(天)(江)
劉元叔也不可謂白

此詩ハ劉元淑カ作也不レ可レ謂レ白

(二九〇)(天)(江)
後中書王文藻此詩後万人歎伏云々

文藻此詩以ー後万人歎伏也

(二九三)(天)(江、なし)
野馬遊絲名也

又野ー馬一名ニハ遊絲ト

(五四八)(天)(江、小異あり)
桃李不言煙ー霞無跡乃為対句在淳茂園文園文如此事不避歟

桃李不レ言烟ー霞無レ跡者菅淳茂園ノアツモチー文句也古人不レ避レ之歟

(六三五)(天)(江)
此句詩之本様云々可能案也

伝曰此詩者詩之本ニ躰云々

(六四六)(天)(江)
裔然入唐以件句称己作但以雲当霞以鳥為虫唐人称曰佳句但恐可作雲鳥

裔然法橋入唐時以二此詩称一自作一曰霞千里虫一声唐人曰秀逸也但恐可レ作二雲千里鳥一声一云々

(六七二)(天)(江、これより長し)
朝綱被称曰後代以予并文時為一雙歟云々

文時朝臣与朝綱作二合此句一時文時後生也朝綱老成人也此句一双云々

(七三〇)(天)(江)
輔昭(イ雅規)称曰強字誠強也云々文時被称可案由数剋案後申無可改字文時曰予三年所案也云々

文時卿家兄雅規嘲曰強字誠強文時卿曰又可レ用二何字一雅規朝臣曰如二思案一実然也

などは江註と類似したものである。

このように、同文のものは極めて少なく、また内容上は同一のことを指すにしても、文がこの程度に異るとすれば私注と江註との関係は直接的ではなく、信救が私注を撰するに当って、江註をみて、参考になる注を採入れたという程の関係は考え難い。類似した個所にしても、例えば(六三五)にみられるように、「伝曰」とあるものなどは明かに、江註以外のところから得られたものと思われる。私注、江註と類似した個所をみると、大部分が天理本、江談抄の三者にも共に含まれている。元来、天理本、江談抄には重ならない話が多く、また天理本と私注、或いは江談抄と私注と、二者のみに共通する話も殆んどないことを考え併せれば、私注で採られているものは、当時広く一般にも知られた事柄であることを示すようにも考えられる。更に私注には、天理本、江談抄にはないが、同じく逸話的内容のものが、「或本」(六七)(二四一)、「師伝」(二五五)、「或説」(二八七・五六七・五八三・七二七)、「師説」(五四四)、

「伝曰」（六三五）、「先達」（六五八）などとして引用され、それ以外にも、私注のみにみられる話もあり（一四、一一六、一四五、二九七、五五七、五八〇、五八一）、また同じ内容であっても相違が著しいもの（九一、二四九、二五四、二六三、二六九、二七一、二七六、三一一、三一二、三二二、四〇〇、五八三、五九二、五九四、六〇九、七三〇、七四六）などもあるので、この種の資料は特定の一家の説に拠るというより、多方面から蒐集されたとみられる。

次に漢籍より引用された江註の注文として、坂内本の裏書と私注を照合すれば註(4)に於て示した如く、類似の個所は十七ケ所である。そのうち、全く一致する注文は、

(二一)文集十三云峰攢二石緑一点柳宛二麴塵絲一也

(二三八)荊楚記曰去二冬至節一一百五日即有二疾風甚雨一謂二之寒食一（坂内本、荊楚歳時記）

の二注であって、これとて厳密には異同がある。他は、類似しているけれども、私注が江註に依拠し、これを引用したとする程ではなく、この間に少くとも、もう一つ別の資料が存していることを思わしめる。坂内本の裏書即ち恐らく江註の漢籍よりの注文は、確かに貴重な先行注の一つであり、源まで遡れば、或いはこの注が他注に影響を与え、それが間接的に私注に及んだのかも知れないが、直接これに拠ったとは見なし難い。朗詠註は江家のもののみが名高いが、現存しないにせよ、他家に全くないとは到底考えられない。

尚、注の問題と関連して、本文のテキスト上の考察も当然必要になろうが、私注本文の校訂が充分でない現在この問題はまた次の機会を待つことにする。

次に菅家との関係を、朗詠私注々文に於ける当時の文人等の記載数やその記述態度からみる。先ず比較の意味から天理本や江談抄の中に於ける文人名の挙げられているものを拾うと、延べて七十四人となる。そのうち特に多いの

は菅家と江家であり、これ亦延べて夫々二十三人と二十一人となる。朗詠集に於ける作者の所収作品数でいえば、菅原文時・四十四、同道真・三十八、同淳茂・五、同雅規・三、同輔昭・二、同庶幾・一、計九十三首であり、大江朝綱・三〇、同以言・十一、同匡衡・四、同澄明・三、同維時・二、計五十首であるように、両家一統の作品が多いことからすれば、注に於ても両家の人が多いのは当然であろうし、大江匡房の注であるので、数の比率からみれば、江家に、より比重が懸けられているのも止むをえないことゝ思われる。更にこれを個人でみれば、菅家では文時が最も多く、十五回その逸話が載せられ、江家では朝綱九回、匡衡六回、以言六回が多い点で上位の三人である。こゝでも文時が最も多く話題を提供し、江家の三人がこれ亦かなり多く取上げられている。この場合、一つ考慮に入れておきたいことは、天理本の江註書入れは、菅家の人により加えられたものであって、菅家関係者の記事をより多く書き入れてはいないかとの懸念も一応起りうる。然し註(4)に示したように、坂内義雄氏旧蔵本は藤原南家本に加えられた江註であり、それと、菅家の手によって書入れられた天理本の江註とがほぼ完全に一致するので、菅家南家両者とも、江註に殆んど手心を加えることなく書入れていることがわかる。

次に、これと同じ仕方を朗詠私注の注文に適用すると、記載文人数は延べて四十七人であり、菅家と江家が圧倒的に多数であるのは先の場合と同様である。但し、その数は菅家廿六人、江家九人と、こゝでは菅家の数が激増し、前記の四人についても、菅原文時・一六回、大江匡衡・四回、同朝綱・二回、同以言二回と、菅家とは逆に、江家の数は激減していることが注目される。文時の弟子である慶保胤が四回あるので、これを菅家に準じて入れるとすれば、菅家と江家との差は一層著しくなる。単純に数の上での比較からすれば、菅家に重点が置かれていることは否定すべくもない。しかも、この朗詠私注の逸話的材料が前述のごとく一応匡房の注から直接採られたものでないとすれば、

私注の撰者信救は菅家に関する材料を、江家のそれよりも多く得られる位置にあったということになろう。

次にこの事を内容的に検討することになるが、先ず一般的に云えることは、江註が特別に江家の人をのみ賞讃する記述を意識的に多くし、菅家の人は批判するというような狭量な態度はみられず、勿論文時に対しても充分敬意を払っているし、この点では朗詠私注に於ける態度も同様である。例えば、朝綱については、

朝綱(六七二)被レ称云、後代人以二予并文時一為二一双一歟

といい、一方、文時は朝綱について、

我減二於朝綱一卅年云々(三二〇)

という記事を朗詠私注もほゞ同趣旨で採録している。つまり内容的にみる場合、単に家学の対抗というような外的差別にのみ着目することは殆んど無意味であるといえる。

しかしながら、例えば同じ題材に対する匡房の注と朗詠私注とを比較すると、例えば、江談抄（六三二）で

此句、渤海之人、流レ涙叩レ胸、後経二数年一、問二此朝人一曰、江朝綱、至二三公一乎、答云、未也、知下日本国、非中用二賢才一之国上云々

と、詳細であるのに対し、朗詠私注では、

或此詩唐使周文能遇(ニシ)レ時朝綱(トモツナ)作

と、単なる事実的記述のみにとゞまり、或いはまた、江談抄（七二七）で、

又云、菅三品尚歯会序、猶已衰齢之句、無力而有二余情一、如二美女之病一也、

と、如何にも相手としての文時のすべてを知り尽した者の言であるのに対し、朗詠私注では単に、

其后安和年中ニ大納言藤原在衡（アリヒラノ）卿又興ニ此会一序者式部大輔菅原文時（ヘラ）卿也、

とある。こういう例は他にも多く、これらを比較すれば、題材の出所、その選択などについて、広い意味での江家側と菅家側という相違が存することを無視することはできないのである。

その他、朗詠私注では、菅家の人については単に名だけを書かず、特に道真については勿論、文時に関しても、

「文時朝臣」、「文時卿」とし、

文時朝臣与朝綱作ニ合此句一（六七二）

匡衡必前聞レ題明ニ朝示ニ此句一文時朝臣曰…（七二九）

保胤者文時之卿門ニ弟也（二五七）

などとあるのにも、菅家の人に対する私注撰者の心理的側面がみられ、また私注で四十七人の文人について述べる中で、唯一人道真についてのみ、かなり詳細な伝記的記事を孔子の獲麟の記事に関連させて載せているのも、(5)必ずしも故なしとはしないであろう。これはまた別の機会に譲ることにするが、信救の朗詠私注、新楽府略意に共通して、史記・漢書・文選が多く引用され、(6)特に史的記事は必要以上に長く引かれているのも、紀伝の菅家の学風と無関係ではないと思われる。たゞ、照合すべき菅家々学としての朗詠注が現存しないことは返々も遺憾である。

私注に「師説曰」とある、その師が誰を指すのか、これは個人を指すよりも家学を指しているかも知れないが、信救が少くとも学問的に菅家に近い人間であったことは、ほぼ断定することができるであろう。

註

(1)天理本は未だ閲覧の機を得ないが、山田忠雄氏の御好意により、この本の写真を、また国立国会図書館本については同氏の手

写を夫々拝借することができた。尚、天理本については『竹柏園蔵書志』（三五六頁）につぎの記述がある。

「和漢朗詠集安倍直明筆一冊

墨朱青の書入多く、朱の乎古止点あり。（奥書略す）即ち安倍直明の筆なり。古筆了佐の書簡添へり。箱書は小堀宗甫の筆。」また『天理図書館稀書目録和漢書之部第二』に「巻子本白茶色金襴古裂表紙見返金銀砂子雲形模様紙九寸三分無界外題なし内題「（書名同）上（下）」」とある。

国立国会図書館本は、藍色表紙（その上を更に旧上野図書館による覆表紙がついている。）料紙厚手楮紙。二五・五×一九・三糎、字面高さ二〇・三糎、毎半葉六行、各行十四字内外、朱ヲコト点、墨筆返点、送仮名を附す外、上巻は藍筆、下巻は朱筆にて詳密な注文、校合書入れが加えられている。上巻、藍色表紙には中央題箋に本文と異筆で和漢朗詠集上と、また左肩に、共二本朗詠古冊桜翁遺書とある。内題は上下とも和漢朗詠集とあり、その右に上巻は藍で、下巻は朱で、朗詠抄上（下）行成自筆とある。上四六丁、下四二丁。尚、天理本、国立国会図書館本両本とも奥書は次の註(2)に於て示した。

(2)天理本の書入注文とほぼ同文のものが国立国会図書館本に書入れられている。解説の中で、伊藤、鹿島両氏はそれに触れられ、江註についても見解が述べられている。天理本、国会図書館本の奥書を比較する意味でこれを次に挙げる。

天理本の奥書は次の通りである。

（和漢朗詠集上奥書）

貞和三年初秋十二日書写訖前対州刺史安倍直明（花押）

旧本云本令（カ）紛失而家君欲被奉　当今之間聊書写之

随家君読給愚身執筆点之末代以之可為証本歟　菅長成

建長三年十二月廿九日侍御読畢　　文章博士菅長成

本云
弘安三年九月廿三日書写畢累代之本紛失之間以愚本／書写之本重所書也

同十二月十日両点畢　　散位菅忠長

（和漢朗詠集下奥書）

入道大納言撰四条公任

不入千載佳句漢朝句除白外八首

無常羅維舟宋之間同　祝謝偃央　妓女元稹香　山家杜荀鶴吹

禁中章孝標声　漁夫杜荀鶴灘　将軍許渾稀

むらさきのくもとそみゆるふちのはないかなるやとのしるしなるらん

上東門院御著裳御屏風藤花所　四条大納言詠

后宮有紫雲祥之本文彼時人々伊爵納言以奉夫人被為証云々

今案奉（拳）夫人事指難為紫雲之本文望気者以為有貴女云々

唐高祖元貞皇后独孤氏生紫気衡座云々此文如何

中宗韋皇后衣箱中裙上有色雲起云々此文如何

本奥云
建長四年四月十一日上下御読畢去年十二月九日御書始自同

十一日御書始有御読三品光兼卿蔵人佐資定等追雖

被召加御侍読一身連日候御読両巻早速畢令亜黄軒／之幼聰不堪丹府之感悦者也　翰林主人菅在判長成卿筆也

故江大府卿為匡時朝臣被勘付之文也云々

毎詩哥所〻ゆゝしうよき云々雖不知由緒所注付也

校点故李部大卿敦光朝臣家本畢黄色点是也

弘安三年大呂二日朱墨両点畢同廿日如本注付畢

家本紛失之間以愚本書写之本所自書也至紕繆／俟君子而已

貞和三年初冬十六日上下書写点畢

前対州刺史安倍直明（花押）

（以下青）
本奥書云

此書者更無私記強無秘説歟唯以読伝兮為説亦以叶叶理為本以先人授／或人之本移点択諸説与異説之善合点畢　翰林主人

菅在判

惟範書之奥書云

寛元二年十一月廿八日光禄員外読畢共撫白髪対此黄巻崇文之余也　大府卿菅在判

寛元二年仲冬朔日受大府卿説畢　光禄惟範在判

寛元四年四月廿三日受御説畢抑此書者以菅大府卿御自筆本誂他筆書写畢／而去々年之比大府卿授惟範朝臣之書重勘付之偏感先後之学被施秘蔵之／説云〻今之左点是也翰林之奥書中或人者即彼朝臣也然者可謂希代之証／本歟敢不可備聊尒矣

桑門澄胤在判

とある。国会図書館本は、上巻奥書は青筆、下巻は朱筆で書かれ、また上巻奥書の次に、

散位藤原達鑑長英朝臣也

文化十一年二月初吉以古本校之　勘解由長官菅原長親

とある。下巻奥書では、天理本に見られる「本奥書云此書者…」以下は無い。

(3)岩波古典文学大系所収和漢朗詠集の巻末、出典一覧を便宜的に使用する。番号はこの本による。

天理本の書入れと、江談抄の朗詠に関する文のうち、一致するもの及び、ほぼ一致し同趣旨のものを、書入れられた個所の本文（作品番号）で示せば次の通りである。

一八六、二〇五、二四二、二四八、二五〇、二五四、二五七、二六三、二六七、二六九、二七一、二七六、二七九、二九五、三一一、三一二、三二〇、三二三、三三四、三三八、三四六、三五〇、三七四、四〇〇、四〇六、四一四、四一六、四五八、四九九、五〇二、五二一、五二三、五四三、五四八、五五五、五九七、六〇九、六二二、六二八、六三二、六三四、六三五、六三六、六四六、六五三、六五九、六七二、六八〇、六八五、七〇二、七二五、七三〇、七三七、七三八、七四六、七五八

天理本書入れのうち、江談抄にないもの。

二〇、二九、三二、六九、七一、七三、七九、八〇、一一三、一二九、一三二、一三九、一四〇、一四六、一五五、一六四、一七一、二四九、二五六、二五九、二六〇、三〇四、三一六、三一九、三二二、三三一、三六三、三六九、三七四（一部）、三七九、四〇四、四〇八、四一六、四一八、四二二、四二六、四三三、四三七、四三八、四三九、四四三、四五四、四五五、四六六、四七一、四七九、四八三、五一五、五三〇、五三二、五四六、五五二、五六六、五七八、五九四、六〇一、六一二、六一四、六二六、六五八、六六七、六六八、六七四、六七七、六八九、六九三、六九七、六九八、七一七、七四二、七四四、七四七、

江談抄にあって天理本書入れにないもの。

一三、二二、三四、四一、九一、一四〇、一六二、二一七、二二七、二五五、四三三、四八五、四九五、六二〇、六八八、七

一一、七二七、七二八、七七四

(4)書写及本奥書には、

正慶元年十月廿八日以南家冷泉証本校点之／先年此上巻以同家本加点訖子細見于裏記件／本写光範卿之抄本云々尤足指南且一家之書／前後之本雖不可依遣於今本者以越州禅門孝／自筆之本移点裏書云々此書彼禅門之説／殊為規模之間重借請之所校点也（下略）

法眼行超

本云

（朱）故冷泉三品筆跡也

正安二年十月十八日以証本移点加裏書訖／徳治三年五月十一日受厳訓訖　文章生藤房範

嘉暦二年十二月十八日以家説授愚息文章生宗範既訖　中大夫藤原朝臣判

とある。

いまここに出る人名を『尊卑分脈』によって示せば、（△文章博士）

（南家）藤原貞嗣―（六代略）―実範△―成季△―永実△―永範△―範貞△

―光範△

―孝範△―経範△―茂範△

―宗範―明範―俊範―房範

とある。越州禅門孝とは孝範を指す。奥書にある孝範自筆本については、外にも、岩瀬文庫所蔵延慶写本和漢朗詠集上冊奥の、

本云仁治三年九月四日子尅以越前入道孝―自筆御本於燈下走筆了可謂証本歟可秘蔵之云々

とある。尚、山田氏によれば、江註裏書をもつ朗詠がもう一本あるとのことである。

さきの天理本は菅家の本に採られた江註で、恐らく裏書を省いたものと思われるが、これは藤原南家の本に、裏書をも併せて写された江註である。裏書にある引用漢籍名を示せば次の通りである。（番号は岩波版朗詠集の番号、その詩の裏書であることを示す。漢籍名右に附した◎は天理本書入と、○は江談抄と、△は朗詠私注と一致する注文であることを示す。）

二（池凍…）礼記　二一（山桃後…）△白氏文集十三　三四（野中芼菜…）白氏文集十二、毛詩二、注云、箋云、△荊楚歳時記（私注略同ジ）

三八（題、三月三日ノ下）△続斉諧記（注文略同ジナルモ私注初学記トス）　四一（水成色…）太平御覧、後漢書注、文選四十四、司馬彪続漢書、玉燭宝典、周官、穆天子伝　五〇（留春不駐…）白氏文集　六九（燕姫之袖…）△呉志（私注一部同）　八〇（或垂…）△唐詩類撰十一

八一（長楽…）坤元録　一一六（瑩日…）「◎此序冷泉院花宴序遅引無極主上欲還御而依聞食序首留給夫冷泉院万葉仙宮百花一洞也云々」（傍線△一致）　一二九（落花狼藉…）芸文類聚、「◎△楊巨源詩有以狼藉竜錦為対之詩」（私注略同）　一三八（夜遊…）芸文類聚、△琴操（私注略同）△荊楚歳時記、鄴中記　一四〇（款冬、題下）本草経、爾雅、花（カ）子、呉氏、述征記、　一四〇（点着…）漢書伝第六一四一（書窓…）白氏文集五十二　一四五（生衣…）毛詩、注、箋　一五六（端午、題下）荊楚歳時記、風土記（私注一部同）　一七一（花橘、題下）事類、注、同注、芸文類聚　一七二（枝繋…）△爾雅、広雅（私注初学記）　一七五（風荷…）毛詩正義　一七九（縁何…）翰苑　一八六（螢火…）◎○△漢書伝第六（私注略同）、周書、御覧　一九三（千峰…）芸文類聚　二〇八（但喜…）典略　二一二（七夕、題下）晉書、風土記、△続斉諧記（私注略同）、御覧　二四九（金膏…）後漢書廿四、注、漢儀注　二五五（天山…）御覧　二六二（採故事…）風俗通、唐詩類撰、風土記　二六四（谷水…）△抱朴子（私注略同ジ）、風俗通、荊州記　二六九（酈県…）◎○△「善相公（私注、似）…乃改作之」、荊州記　二七九（花色…）集注文選八十三、注劉良、事類、注、芸文類聚、「◎○或者近日…或者佐国也」　二八六（前頭…）文子、貞観政要　二九一（松樹…）自筆法華経供養願文（内閣文庫本私注上欄ニ「前中書王御年三十七而可死云夢想告アリ其年自筆書法華供養之願文也」トアリ）

二九五（多見…）◎○後漢書紀　三一九（四五朶…）後漢書注、東陽記、荊州記、臨海記、謝霊雲遊名山志　三二一（雁飛…）王子年拾遺記　三三八（可憐…）「◎○△古人相伝（私注、似）…可用件訓」　三四六（北斗…）「◎○△劉元淑詩也不可謂白」（天理本「詩」ナシ）　三五〇（年

◎○△（私注略同）ゝ…）「後中書王文此詩後万人歎伏云々」　三六三（看無…）◎△（私注略同）「野馬者遊絲也」　三七一（声々…）続捜神記　三七四（暁入…）「庚公事懐旧部」　三七八（翅似…）晉書、△（私注、似）左思招隠詩　三八〇（班女…）李遠有班婕妤悲秋扇賦　三八四（氷封…）「聖廟十一歳御作也」　三八五（霜妨…）風土記　三八八（氷消…）後漢書王覇伝

(6)文選五臣注（四七七ノ注文）曰魯哀公時西狩獲二紫麟一孔丘曰是聖人之瑞而今無二聖人一乃造二春秋一絶筆於獲麟之一句一時孔子年七十三卒伝云昔延喜御代菅右丞相依レ讒配于鎮西年五十二卒楚神一霊来レ洛報レ敵天子下レ詔奉レ崇二右一近馬場一今北野天神是也其後一条天皇御宇安楽寺有二託一宜二其詩曰家門一掩況風一煙筆硯抛一来九十年大宰府官奏仍安楽寺被置二文人一毎二節日一令レ献二詩篇一又兼被レ贈二大政大臣正一位一其勅書大内記巨勢為時作レ之曰馬髭年一深蒼煙之松雖レ老竜一光露一暖紫泥之草再一新言菅家於鎮西一所レ詠作章一巻謂二之菅家後集一以喩二孔獲麟之句一歟

(6)朗詠私注の引用書中、引用回数の多いものを挙げれば、文選（一〇八）、史記（四二）、初学記（四五）、百詠注（三二）、文集（三一）、漢書（二〇）、荘子（一一）、後漢書（八）、千字文（八）、毛詩（五）、蒙求注（五）、などが主なものである。これに対し、醍醐寺本文集略意では、文選（三一）、史記（二一）、年代暦（一二）、唐暦（一一）、礼記（一〇）、初学記（九）、唐書（七）、論語（六）、左伝（五）、後漢書（五）、五行大義（五）、漢書（四）、荘子（四）、白廷翰蒙求注（三）、唐蒙求注（三）などが主なものである。たゞ特に朗詠私注ではこの外書名はないが、多くの引用文と思われる注がある。

加注の対象の相違で引用書が若干異なるのは当然であろうが、両注とも文選、史記が多いのは共通し、また略意では、年代暦、唐暦、唐書などが目立つ。しかもこれがいずれも史的関係のものである点、或いはこの撰者の特徴の一端がうかがえよう。

四

真福寺蔵新楽府略意零本（寛喜三年写）一軸はもと冊子で、毎半葉九行に書かれてあったものを巻子に改装し、裏打が施してある。紙高二十七糎。内題には「新楽府略意第七」とあり、白氏文集巻四（新楽府）の「草茫茫」以下巻末、つまり「古塚狐」、「黒潭龍」、「天可度」、「秦吉了」、「鵶九剣」、「採詩官」までの七首に注を加えたものである。新楽府は巻三が二十首、巻四が三十首、計五十首であるので、上巻を三巻に、下巻を四巻に分けたとしてこの「第七」が最後のものであったとしてほぼ計算が合う。もとは或いは第一～六までも揃っていたかも知れない。

醍醐寺蔵白氏新楽府略意二巻（寛喜二年奥書・〔南北朝室町初間〕写）一冊は表紙はなく、いまは仮綴になっている。毎半葉九行で、大きさは二三・〇×一七・五糎、字面高さ約二十糎である。白氏文集巻三、四の新楽府五十首全部に注を加えたものである。

この両本の関係をみるために、新楽府の「草茫茫」以下を比較しよう。〔（真）は真福寺本、（醍）は醍醐寺本。○印のついたものは詩の題名であり、番号を付したものは、注の加えられた句を示すが、原句より短くしてある。番号は説明の便宜上付したものである〕

（真）　　（醍）

○草茫茫

(1)草茫々―史記・初学記・案史記　(1)案史記（三本の摘要）

(2)烏兎　(2)同上（上より稍長し）

(3)一朝盗―史記　(3)ナシ

(4)龍槨—史記
(5)漢文葬
○古塚狐
(6)古塚狐—法苑珠林
(7)哀姐—史記・史記
○黒潭龍
(8)黒潭龍—注文ナシ
(9)九重泉—文選・雑抄
○天可度
(10)天可度—詩の大意
(11)但見—五行大義
(12)誰知—毛詩・五運図・雑抄
(13)勧君掩鼻—春秋後語
(14)使君—左伝
(15)請君—琴操
(16)変君父子—史記
(17)咫尺—ナシ
(18)君不見—唐暦
(19)ナシ
○秦吉了
(20)秦吉了—語釈

(4)異文
(5)異文
(6)法苑珠林異文
(7)史記の大意を取る
(8)詩の大意を述ぶ
(9)見上巻注
(10)同上、但し異文
(11)甲乙経・五行大義（上文の一部）
(12)毛詩・五運図（二本同上）
(13)同上
(14)見上巻注
(15)同上
(16)ナシ
(17)語釈
(18)唐暦（略同上、上より稍長し）
(19)陰陽神変—在上注
(20)語釈（同上）・礼紀月令

(21)ナシ
(22)鳳凰―雑抄・古賦題
○鵾九鋌
(23)鵾九鋌―詩の大意
(24)欧冶子―呉越春秋・説云
(25)鵾九鋳―可尋之
(26)莫耶―雑抄
(27)三尺青蛇―可尋之
(28)我玉―百詠注
(29)我鐘可削―
(30)不如持―文選
(31)蟄虫―句釈
○採詩官
(32)採詩官―詩の大意
(33)下情上通―句釈・逍遙集
(34)周滅―周より隋までの歴史、問答
(35)郊廟―語釈
(36)楽府艶詞
(37)若求
(38)漸及
(39)諍臣―注文ナシ

(21)南山―見上巻注
(22)時務策注（雑抄に同）
(23)同上、但し異文
(24)呉越春秋（略同上）
(25)ナシ
(26)文選注（上文と異る）
(27)ナシ
(28)同上
(29)ナシ
(30)文選（略同上）
(31)上の摘要
(32)上の摘要
(33)逍遙集（同上）
(34)年代歴・史記・年代記
(35)上と異文
(36)ナシ
(37)ナシ
(38)ナシ
(39)全経・文選

(40)諫皷—初学記
(41)一人負扆—史記
(42)百辟—在上注
(43)夕郎
(44)春官—春秋繁露・今案
(45)君之堂—史記
(46)君之門—雑抄・典言
(47)君耳—管子
(48)貪吏
(49)厲王・胡亥—史記

(40)初学記（上より簡）
(41)（略同上）
(42)見上注
(43)同上
(44)春秋繁露（同上）
(45)史記（同上）
(46)典言（同上）
(47)管子（同上）
(48)ナシ
(49)上の摘要

以上、両本を比較して夫々の注の特徴と認められるものをみると、真福寺本では全体として、摘句に対する注文に長短の差が極めて大きく、(8)(39)のように摘句しながら、注文のないものがある一方、(1)(7)(24)(34)(49)など、史的記述はいずれもその長さの点で当を失する程である。特に(34)は周より隋までの歴史に亘り、更に問答まで付してあり、また(49)の厲王、胡亥、煬帝の記述なども矢張この好例である。また(25)(27)のように、「可尋之」として、出典の検索過程の姿をとどめるなど、全体の体裁が整わず、未だ稿本としての段階に止まっているものといえる。

これに対して、醐醐寺本は夫々の注文の長さにそれ程の差は認められず、注釈としての体裁はほぼ整っているといえる。対照表にある如く、両本は勿論密接な関係をもつ。個々の注文の長さからすれば、真福寺本の方が遙かに長いが、さりとてこの本を広本として、醍醐寺本を単純にその略本とする関係にあるともいうことはできない。表にもある通り、注文が同文というのには、(13)(15)(28)(43)(45)(46)(47)の七句があり、一部同文というのに、(2)(11)(12)(18)(20)(22)(24)(30)(41)(44)の

十句がある。これを除けば、(4)(5)(6)(10)(23)(26)(35)などのように異文のものもある。但し、(1)(7)(31)(32)(34)(40)(41)(49)のように、真福寺本をふまえて、注文がその摘要になっているものや、前記(25)(27)のような「可尋之」という不明の句は削り、或いは(39)のように空白のまゝ残された個所を埋めるなどしていることからして、両本は稿本に対する、相対的意味ではあるが、定本という関係に立つものとみてよかろう。比較する由もないが、醍醐寺本は上巻と下巻、草茫々の前までにも、注を加える態度には、草茫々以下でみられた点と同様のものがみられる。

稿本は未整理な面を含んでいる意味で、往々編著者の学問的傾向をよく表わすことがあるが、真福寺本略意はその好資料である。この本の引用書名を挙げれば、

史記、文選、左伝、毛詩、書、管子、五行大義、春秋繁路、春秋後語、唐暦、百詠注、琴操、(応劭)、呉越春秋、白氏文集、五運図、法苑珠林、逍遙集、雑抄

などがあり、この中で長い引用をしているのは、史記、呉越春秋、雑抄であり、後の二つも、歴史、故事関係の記事であり、また引用回数からみても、史記が九回と、他に比べて最も多い。これら引用書のうち、多くは巻数の記入もなく、どれだけ撰者が直接原典に当ったかは疑わしいが、史記などは巻数を挙げたり、注としては当を失する程の長さの引用を数ケ所している点、自から原典からの引用とみてよかろう。とすれば、これは撰者の学問的傾向とまではいえないかも知れないが、学問的環境の一資料にはなろう。

尚、両本の使用した白氏文集のテキストについて神田本と比較すれば(醍醐寺本は摘句ではなく摘語するに止まるため、文集本文の上で比較しうる資料は多くはない)

	（神）	（真）	（醍）
（黒潭龍）黒潭龍疾。（天可度）		悪	―
君莫掩。（〃）		勿	―
笑欣〻。（鵄九劒）鵄九劒。（〃）		忻	―
鏌耶劒（採詩官）前王乱亡之所由△（〃）十代採詩官（〃）君之堂兮。		莫	莫

などがある。醍醐寺本には比較する個所が少なく、また、両本とも書写に際しての誤りも保証し難いので、両本が同一テキストを使用したとはっきり断定することはできないが、少くとも特別異種のものを使用してはいないという消極的判断は下すことができよう。また、真福寺本には一ヶ所文集巻六、悟真寺詩が引用され、渭水細不見漢陵少於筝とあって、この「少」は金沢文庫本と一致する。また、醍醐寺本略意には本注として引用されるものがある。こゝで本注とは、白氏文集そのものゝ中に加えられた注を指しているのであろう。それを挙げれば次の通りである。〔校異

注の（神）は神田本を指す」

（巻三、法曲）本注云有貞観之遺風

（同）本注曰永隆元年大常丞李嗣真善審音律能知興衰云近者楽府有堂〻曲再其堂〻者唐祚再興之兆也

（巻三、新豊折臂翁）雲南有万人塚即大唐将軍鮮于仲通李密（ナシ（神））等覆軍之所也見本注也

（巻三、蛮子朝）本注云天宝十三載（ナシ（神））鮮于仲通統兵六万討雲南王閣羅鳳戦于西洱河全（神）軍覆没

いま文集巻三の現存写本類を調べると、法曲にあるはじめの二文はいずれの写本にもみられるが、後の二文は神田本にはみえるが、他の写本にはあるものとないものとがある。その意味から、少くとも醍醐寺本略意撰述に当って使用した文集テキストは神田本に近いものと見なしてもよかろう。

これと関連して、朗詠私注注文に引用の文集本文（除、書名を挙げない分）にも検討を加えておこう。それを私注の巻次順に挙げると次のようになる。（数字は前述岩波版朗詠集作品番号を示し、その注の中にあることを示す）

（1）巻四陵園妾（21）巻四牡丹芳（21）巻十三代書詩一百韻寄微之（21）同（63）巻四秦吉了（69）巻十二琵琶引（69）巻四井底引銀瓶（80）巻十三歎髪落（84）巻三上陽白髪人（98）巻三昆明春水満（104）巻十一過昭君村（117）巻二十七過元家履信宅（118）巻十二長恨歌（136）同（214）巻四古塚狐（233）巻三上陽白髪人（234）巻十二長恨歌（235）巻十五燕子楼（249）巻四百練鏡（250）巻十二長恨歌伝（250）巻四李夫人（292）巻九勧酒寄元九（313）巻七詠懐（317）巻三新豊折臂翁（411）（462）巻三法曲（463）巻二五絃（463）（472）巻四秦吉了（541）巻一夢仙（644）巻十二琵琶引（658）巻三法曲（662）巻四採詩官（671）巻二重賦（711）巻三上陽白髪人（724）（644）に同

以上のうち、巻三、四より取ったものを神田本と比較すれば、

(1)		(神)
不啻三千人。。。々々		○○○
(21)		
王母桃花紅。不香		○
(84)		
蕭々暗。雨打窓△声		○△
(233) (注)		
後宮無進△幸。者。	△復○○○矣	
(317)		
抽。一丁点将△駆向何処去		○△
(472)		
出南山。中		○

にみられるように、神田本に極く近い本に拠っていることがわかる。

また、長恨歌、琵琶引よりの句を金沢文庫本について比較すれば

(六四四)	(金)
元和十五。。年	○○○秋
(七二四)	
元和十五年秋。	○

などがあって、金沢文庫本とも比較的近い本に拠っていることが知られる。

また、両本にない巻についても、

(一〇四)
彩草出無根
(一一七)
流水無心自入池
(二三五)
十二年

など流布本にない字句もあり、(二三五)は故事の説明文の中にある数字ではあるが、現存本では、たゞ東大寺、宗性の「白氏文集要文抄」の本文にみられるものに一致するだけである。

これだけでは、朗詠私註の注文の拠ったテキストの系統を云々することは無論できないが、少なくとも、テキストの上からみても、略意、朗詠注がそれ程距った時代のものでなく、また当然の事ながら、神田本や金沢文庫本などの本文に近いことは明であるといえよう。

この略意に先行する注については、いまの所、具体的に挙げることはできないし、(但し、朗詠私注が菅家に近い如く、醍醐寺本末尾に道真に言及した個所がある)また同種のもので現存するものも未だ他には見出されていない。中国に於ては、同時代の韓愈、柳宗元などにも注があるが、白氏文集については注は遂に刊行されなかった。中国に於て、注は注釈者の文学観の表明でもあるので、その眼からすれば、文集のごときは平俗に過ぎ、加注の対象にならなかったのかも知れない。とすれば、醍醐、真福両寺の文集略意は新楽府研究史上から注目されてよいものである。

周知の通り、平安時代は文集、特に新楽府の盛行をみた。これは白居易自身これを諷諭詩として、自己の詩の本質をこゝに置いているにも拘らず、わが国では、それが内容上筋としても面白く、当時の上流の嗜好に合致し、また美辞に豊んでいるので、謂わば文学辞典としての役割を果した。博士家の人々が白氏を尊敬し、侍読として文集を進講

したことを、大江匡衡は、

近日蒙二綸命一、点二文集七十巻一、夫江家之為二江家一、白楽天之恩也、故何者、延喜聖代、千古維時、父子共為文集之侍読、天暦聖代、維時斉光、父子共為二文集之侍読一、天禄御宇、斉光定基、父子共為文集侍読、爰当今盛興二延喜天暦之故事一、而匡衡独為二文集之侍読一、（『江吏部集』巻中）

と述べ、特に「白楽天之恩」という言葉すら使用しているが、文集の進講は江家に限らず、菅家をはじめ、日野家流の藤原正家などにも及んでいる。

たゞ、匡衡の文にもある通り、それは「点文集七十巻」にも示されるように、言葉の原拠を充分に追求、検討したには違いないが、その成果を蒐集して、注の形式にまとめることは少なかったものと思われる。平安時代の奥書をとゞめる現存新楽府古鈔本では、本奥書として藤原（日野）正家による長久二年の識語をもつ書陵部本（巻三）と、(1)神田喜一郎博士蔵、藤原茂明自筆本（巻三は嘉承二年写、巻四は本文異筆、共に天永四年茂明の加点あり。）とがある。このうち、神田本には茂明による書入れが相当数加えられているので、これと略意とを比較しよう。神田本をみると、訓点の方にはかなりの力が注がれ、訓読にも可及的に多くの読み方が列挙、或は本文にも校合が加えられている。茂明が上欄や行間への書入れはすべて注に於て示したが、(2)これをみてもわかるように、反切など音に関するものが多く、出典や使用例に関する注文は裏書を除けば、比較的少ない。真福寺白氏略意の書かれたのは承安二年で神田本の天永四年はこれより六十年前に当る。神田本と略意注文との重複個所は注で示したが、巻三で六個所、（同趣旨二、裏書二）巻四で類似二個所に過ぎない。既に二の注(1)に於て示したように、反町本朗詠私注本文に挿入されている「裏書云」の中に「茂明入道云」とあるが、これは他注からの写しかも知れず、直ちに茂明との交渉を示すことに

はなるまい。神田本と文集略意とを比較する限りでは、寧ろ直接的交渉、或いは茂明加点本に接したとは思われない。たゞ依據原典が追及され、未整理のまゝ諸家にあったもの、また現存はしないが、加点された文集本文に書入れられて継承されてきたものが種々信救によって蒐集されたであろうことは容易に想像される。しかし、同時に、真福、醍醐寺略意両本を比較した際にみたように、この略意は決して先人の加注などの単なるよせ集めに止まるものではなく、「私云」の注ではわが国のことを入れるなど、信救自からの苦心と努力の跡が残されているのである。

その意味で、筆者は略意に先行し、これに影響を与えた注として、寧ろ信救本人の撰による朗詠私注を挙げようと思うのである。多くの影響を受けたというよりも、注文のすべてとはいわないが、朗詠私注撰出に伴ういわば副産物として、略意のある部分は成立したという方が適当であるかも知れない。

周知のように、朗詠には中国の詩人のうちでは白居易の作品が圧倒的多数を占め、その点で朗詠と文集とは極めて縁が深い。その意味をも含めて私注と略意との関連をみよう。幸にも、朗詠集の中には新楽府から引かれたものが八首あるので、朗詠本文と私注の該当注文をぬき出して比較すると次の通りである。（各一行目は文集本文。私注は一字下げ、内閣文庫本に拠る。以下同じ。番号は岩波古典文学大系本に従う）

（一九二）（巻四、驪宮高）

遅々兮春日玉甃暖兮温泉溢、嫋々兮秋風山蟬鳴兮宮樹紅、

驪山宮曲白唐書曰驪山宮「天子避暑地」云々「百詠注曰崑崙山」有玉甃云驪山雖无玉甃讃帝宮而取喩也

「温泉者初学記」驪山渇篇曰「秦始皇与神女遊」而忤其旨神女唾之則生瘡始皇怖謝神女為出温泉」而

「洗除」後人「因而以為験」但今篇句者不可読実湯玉甃暖付文章之心可謂水依暖日似湯也

（二三三）（巻三、上陽白髪人）
秋ノ夜ヲ長々シテ無レ睡テ天不レ明ニ耿々タル残燭ノ背レ壁ニ影蕭々タルヨルノ暗アンノ雨打レ窓ニ声

上陽白髪人詩白唐「玄宗帝天宝五載已後楊貴妃専レ寵ヲ」後ニ宮無シ進ミ幸ラル者六宮ニ有レハ美色ニ者輒チニ潜ク退ヲ二之別ヲ一所ニ上陽人是其ノ一也」徳宗貞元年中ニ尚存レ之ヲ説曰「上陽宮在ハ二皇城之ノ西南ニ」東京耿々者傷ミナヤケクノ嗟ク貌也蕭々者閑寂貌也

（四六二）（巻三、五絃弾）
第一第二絃ハ索ケンシラケタル貌也ノ秋風払レ松テ疎ク韻落ツ第三第四絃ハ冷タリ々ノル夜鶴思レ子テ籠ニ中ニ鳴ク第五絃声尤モ掩ヨクスリヤウ抑シテ滝コホリ水凍リ咽ムセンテ流不レ得

五絃弾ノ白王起ニ云炎帝神農氏始テ造ル二五絃ヲ一琴文集曰趙叟抱テ二五絃ヲ一宛シテ転ジテ当テ胸ニ撫ス百詠風ノ詩曰圭声入ル二夜琴ニ一又文集注云琴ニ有ニ別ニ一鶴ノ曲ニ又曰有ニ琴ニ流水之曲ニ一也

（五一一）（巻三、昆明春水満）
洲芳杜若抽レ心長沙ノ暖ク鴛鴦敷レ翅ヲ眠ル

昆明ニ春水満ト白「天」ニ「大旱ニシテ昆明池枯尽ス唐貞元中ニ」開テ入レ水ヲ湛ス之言魚水草得レ其ヲ処ヲ二杜若ハ草也ニ一宋有ニ韓憑夫ト妻ノ一契ク厚ク共ニシテ化シテ為ニ鴛鴦ト一云々

（六五五）（巻四、百錬鏡）
四ツ海安ク危ハス照ス二掌ノ内ヲ一百ノ王理ヲ乱ハケリ懸ムネノ二心中ニ一

文選曰天子「有レ道則守リ在ニ海水ノ外ニ一注曰東夷西戎南蛮北狄謂レ之海外ト又曰ニ四海ニ一云々「百ノ王者」説テ曰百ハ者「多キ数之義」云々

（六六六）（巻四、牡丹芳）
庫車軟ナンヨノ軽貴ルシ公ニ主ル香サン一衫細ニ馬豪家ノラウ郎

庫車者屃ヘイ一車云々「後漢書云帝之正ヲ一嫡ヲ曰ニ公主ト一」文選云「才過ルヲ二万人ニ一日レ英ト一過ヲ千人ニ一日レ豪ト」云々

（七〇八）（巻四、井底引銀瓶）
嬋センケンタル一娟ヒンハノ鬢ノ秋蟬翼サエン宛タル一転ス双ハ一蛾遠山ノ色

井底引二銀瓶一白「文君漢好女也其黛似二遠山一」(七七八)(巻三、大行路)為レ君　薫二衣一裳一君聞二蘭麝一不二　馨一香二為レ君事一　容儛二君見一金翠一無二　顔一色一

大行路文白夫悪レ婦々慕之意

この私注の注文のうち「　」内の文が略意の文と一致する。真福寺本略意では、これらに当る部分は欠けているので、醍醐寺本のみによるが、全体として、略意の方がその注文はより詳細である。

個々の詩について更にみると、(一九二)で略意は「避暑地云々」の次に唐憲宗皇帝の行実が続く。然し、これは「驪宮高」という詩全体の趣旨でもあり、略意でこそ必要もあろうが、その詩の一部を出すに過ぎない朗詠で略してあるのは当然であろう。また、百詠注で「有玉甃…取喩」の個所を略意では「有九井以玉為甃」とある。「但今篇句者」以下は略意では「私云日照水暖未必実温泉一是文章之情也」とあって、同文ではないが同趣旨である。とすれば、(一九二)では文集の注と朗詠の注という注の対象になる本の性質の相違により多少の出入りはあるが、略意が私注をふまえて、取捨選択しているといえよう。

(二三三)略意では、上陽白髪人の注文がより詳細である点、前項と同じ理由による。即ち、私注の「…其一也」に続いて略意では「十六入内其年閉上陽宮歴粛宗代宗徳宗三皇之朝一徳宗憐之賜尚書号一」とある。また、「耿々」「蕭々」の語釈がないだけで、両注ほゞ同じである。

(四六三)共通の注文は全くない。朗詠注、文集を引くのみでこの句の注文としては決して充分とはいえない。略意はこの句に関しては全く注はない。これは当時の一般的傾向ともいえるが、撰者信救は事実的、歴史的事項に重点

を置き、この種の内容的、文学的な句には殆んど触れてはいない。その意味で、両注は単なる文字上の比較より以上に、更に本質的な面での共通性が考えられる。

（五一一）略意は私注の「…貞元中」以下、更に昆明池について漢武帝の事績を続ける。私注が短い理由は前と同じである。私注の「開入水湛之」は「開八水溉之」の誤写であろう。略意は正しい。私注「言魚水…」以下は引用ではなく私案であるが、略意の「自玆鱗介還活菰蒲再長」を要約したものであることは明かである。略意「鴛鴦」の注はない。こゝでも両注は同じ態度といえるし、私注は要約し略意はより詳細であるに過ぎない。

（六五五）朗詠注の「文選…曰四海云々」について略意、百練鏡の該当個所にはなく、「四海者如上」とある。如上は上巻である。上巻、七徳舞の中の注文に「四海者初学記曰東夷南蛮西戎北狄其居近海故曰四海文選云有道守在海外」とあるので、結局、両注文は殆んど同文である。

（六六六）朗詠注の「庫車…云々」は略意にはない。庫車軟轝を合せて「王女之所駕也」とするのみで、苦心の跡がみえる。両注とも意に満たないようで、共に定稿とはいえまい。その他では略意では「香衫細馬」の注もあり、全体として詳細であるが、朗詠注に引かれる注文はすべて略意に合致する。

（七〇八）略意では「遠山色者文選注云漢文君黛似遠山之色」とあり、朗詠注ではこの大意をとる。その他の語句には両本とも注文はない。この句も（四六三）と同じ性質のものである。尚、略意にはこの句に「魏武帝之時作美人之形三教指帰注一見之」と、注目に価する注文がある。これについては更に後に触れる。

（七七八）朗詠注の注文は「大行路」という詩の大意を、詩意に沿わぬ程度に不完全にとるだけで、語釈には全く言及していない。注文としては、頗る不充分である。略意では詩意について「世間夫婦好則結昵近之交一悪則成厭離

之心ニ夫為人君之者朝愛其臣ヲ雖加恩寵夕悪其臣ヲ忽致誅害ニ誠是人之凶ニ悪難於山川ニ」と注し、大意をよく把えるが、引用文もなく、感想風に止まる点、両注は一致する。また、略意は「蘭麝」「金翠」に釈を付していて、全体として改善の跡がみられる。

以上、両本に共通する八首の詩の注文を個々のものに就いて比較検討したが、その結果いえることは、同文の注文が多くを占め、同じからざる場合は適当な引用が見当らず、要するにまだ固定しない不充分な個所であるときである。そういうときの完成度は概して略意の方が高い。また、既に触れたように、注文の根底にある学問教養の点でも一致するといえよう。両本の奥書からすれば、既にみたように、共に信救の撰とすることができたが、以上、内容の検討からしても無論この点は動かすことはできない。（尚、前記二ノ註(1)のうち、一三八は略意と一致する）そして、その撰述の時期は奥書によれば朗詠注の方が早いが、内容上からもこの順序通りと見做すことができる。

以上、両本を比較検討したものはわずか八首に過ぎないが、両本を全巻に亘って調べると、同じ引用文をかなり見出すことができる。例えば文選でいえば、朗詠（六八七）、雄劔右腰に対し、私注では、

文選注云呉王使ニ莫耶ニ造レ劔莫耶得王(ママ)鉄造ニ牧献レ王一牧私レ之王劔鳴ル王問レ故或臣曰此劔雌劔也必有ニ雄劔ニ王誅ニ莫耶ニ云々

と莫耶の話を文選注から簡単に説明する。真福寺略意では、この同じ話を呉越春秋と雑抄とによって長々と引用するが、醍醐寺本では再び、はじめの文選注と、呉越春秋を適当に短くして、簡潔且つ充分に内容を盛っている。はじめの朗詠私注の文選だけに止まらず、更に博捜してはいるが、この三つの段階は夫々関連していることは明らかである。そして両注に重なる文は特に史記、文選の文に多いことが知られる。前述のように、こういう点では確かに、朗

詠私注の副産物としての一面がみられるのである。

私注の撰と真福寺略意の撰との間には十一年の距りがある。この間に新たに信救が閲覧した本もあって、例えば朗詠私注では一度も使用されていない唐暦が、醍醐寺本では十一度、また零本の真福寺ですら一度使用され、また年代暦も醍醐寺本では十二回みえ、白廷翰蒙求注なども醍醐寺本で三度引用されている。また他の二本には見られない雑抄が真福寺本では五回みえるのなどもあるし、その他、朗詠私注にみえないもののうちいくつかを挙げれば、五行大義（五）（一）（前醍本、後真本、以下同）、金匱子（三）（〇）、五運図（二）（二）、帝王世事記（二）（〇）、逍遙集（二）（一）、春秋後語（二）（一）などがある。但し例えば、醍醐寺本に、

有司奏曰子在辰陰陽所諱不可哭者王充論衡云辰日不哭〻則有重喪顔氏云陰陽説云辰為水墓又為土墓故不得哭矣

とあるが、顔氏家訓風操篇六をみると勿論引用の注文もみえるが、同時に論衡もすぐ見出されるので、信救は別に論衡巻二十四弁崇篇にあるこの文を調べて引いたというよりも、顔氏から同時に二注を引いたとみる方が自然であろう。つまり、私注、略意両本に引かれた漢籍名のうち、実際に信救が調べた本がどの程度であったか、恐らく実際にはかなり多くの孫引き的使用もあったことであろう。また、初学記よりの引用はかなりの数にのぼるが、この名は示されなくとも例えば、「海漫々」中に所引の「博物志」、「司天台」所引の「荊州星占」、「捕蝗」所引の「禹貢」などは明かに初学記よりと思われるし、こういう例はこの外にも多い。この本と信救の註釈との関係はいずれ別に考察したいが、こういう類の本よりの孫引的引用も決して少くはなかったに相違ない。とはいえ、朗詠私注、略意二本を比較しつゝ見てゆくと、未だ不充分の個所を多く残し、そのことは恐らく撰者自からが最もよく知っている所で、「可勘之」などとして疑問のまゝに止めている。私注によって開かれた信救自身の注釈の業とその蓄積が一部略意に受継がれ、

新たな博捜によって更に視野を拡大していった。博士家各家永年の蓄積による尨大なる文集文辞の典拠を求める注釈を一所に蒐集することが、未だその機の熟さない時に当って、撰者の苦心の跡を充分に伺うことができる。たゞ私注の次にすぐ略意がくるか否か、この点に問題があり、それは、次の三教指帰注に於て触れねばならない。

最後に略意の内容にも少し触れておきたい。文集、特に新楽府が平安時代に盛行を極めたことは既に述べたし、それが如何なる受容の仕方であったかについても、曾て少々論じたことがある。(3) それ故ここで繰返すつもりはないが、要は白居易が新楽府巻三、四に注いだ諷諭的な政治評論乃至批判の情熱とは無関係に、文辞の美しさやその調べのみが宮廷の嗜好に合致し、勿論諷諭の意図を充分読み取った文人も少くなかったであろうが、時の情勢はその真意を真向から表明することを憚らせた。そして、これら文人は寧ろ晩年の隠遁的白居易像に理想の文人をみたのである。

然しながら、摂関体制が崩れ、院政期以後になれば、曾ての独裁的権力は、院、朝廷、武士団などの多元的な力に分散され、やがてその間に闘争が起り、武家政権が誕生する。信救の私注が書かれた応保元年は、保元の乱の五年後に当り、また真福寺本文集略意の書かれた承安二年は、頼朝挙兵の治承四年に先立つこと、七年であり、信救改め覚明が清盛を罵倒して「抑清盛入道者平氏ノ糟糠武家塵芥也」と書いたのは、同じく治承四年のことである。摂関政治期と、信救在世の時代とでの言論上の相違はかくの如くである。次に眼を転じて、信救の文集略意をみれば、

諷諭者諷者刺也諭者告也悟也言刺(ハシル)無道政(ノトヲノノルヲ)後人悟之(醍醐寺本巻上、序)

元和(ノ)主憲宗為(ニヲ)政不平白氏居拾遺(テノ)之職(ニ)尤雖可献諫其君不可随諫(ニ)故白氏畏罪(ヲ)不諫為遁空職之辱(ヲ)造此等章留世(ヲムニ)(同)

というような諷諭詩の認識によって加注の態度を一貫させ、文学的美的語句に対する注は、当時の加注一般の傾向によるとはいえ極めて少なく、歴史的、政治的故事に関する記事のみに全力を傾注して、白居易が本来意図した諷諭詩

の精神がここでは見事に生かされている。新楽府五十首の本来目指す目的が文字に定着して、憚ることなくこれだけ明瞭に示されたのは現存のものでは正しくこれが最初である。これは曾ての宮廷人士の朗詠的遊戯には無用のものであり、一方からいえば曾ての学問の衰退を意味するかも知れないが、新しい時代がここに予見される。その意味からすれば、この略意は、ただに文集のわが国最初の注釈書であるという点からだけではなく、諷諭詩受容史の上からみても、注目すべきものである。

註

(1) 書陵部蔵文集巻三〔南北朝〕写一軸は元享四年十月一日に侍従（藤原ヵ）時賢が菅原為長の本を写したもの。その本奥書に藤原正家及びその相承奥書がある。それは、

本奥書云

長久二年四月十三日未時点了／覆勘了判正家以此書侍読判正家

読了　俊信

授孫顕業了判正家

以此本奉授天子了李部大卿侍中／礼部等同以侍読矣　左中弁判俊経

以此本侍御読李部大卿翰林／学士等朝臣同奉授之　左中弁親経

以此本奉授旧主了／蔵人右衛門権佐信盛

授経業了／蔵人頭内蔵頭判信盛

以此本授天子了式部大輔菅三位／右大弁等同以侍読矣　蔵人皇后宮大進経業

(2)神田本文集巻三、四に書入れられた茂明の注（欄外、行間を含む）全部を略意との比較のため、古典保存会の影印本に拠って整理すると次の通りである。（『　』内は醍醐寺本略意と一致の個所。語句下（　）内は書入の場所を示す。上は上欄の略。）

（巻三）序・漫漫（行間右）、武安反水大貌。（同）同・寒-俊（同）六俊

（同）七徳舞（題上）・『左伝云夫武禁暴戢兵保大定功安民和衆豊財者也』。（同）同・白髦（上）、『白髦黄鉞』『周武』（但し、醍本文をなす）。（同）同・竇（同）、王充『竇徳建』

（同）二王後（題上）・二王後作賓王家『尚書成王命微子啓代殷後』曰作賓于王家与国咸休永世無窮（但し醍本、後の次為賓主）。（同）題下・尚書二云夔曰戛撃鳴球搏拊琴瑟以詠祖考来格虞賓在位丹朱為王者後故称賓言与諸侯助祭年爵同推先有徳

（同）海漫々・漫々（右）、武安反水大貌。（同）題下・三神山史記曰『蓬萊方丈瀛洲三神山』在渤中莫有至者諸『仙人不死薬在焉』禽獣尽(ママ)自黄金白銀為宮闕欲到則風引船而去終莫能至也（醍本、同趣旨の注あり）。（同）有三神山（左）・協所速反。（同）不見蓬萊（上）・三斉記日秦始皇令人徃蓬萊山採薬望見山上有忽風引舟去(カ)見不得到三神仙。（同）卯女（右）・切古患反、（左）・惣角髻。

（同）華原磬・鏗鏘（行間右）、〻昌。磬襄（行間右）、〻将。（上）、長笛賦曰磬襄施絃。論語曰撃磬襄于干海孔安国曰魯哀公時礼毀楽崩楽人皆去。

（同）上陽白髪人・（題上）、上陽宮在皇城（東京）之西南。（醍本、上陽宮在東京皇城也）。（同）鞋-履（右）、〻皆。

（同）胡旋女・胡旋女（題・旋右）、去声平声可通歟。（同）新豊折臂翁・瀘水（上）、文選第十九注曰瀘水名中有瘴気。（同）点竪、〻木。竪僮也当雪反。宋璟（上）、璟云影。

（同）司天台・三台（上）、二台折張華死。慶雲（右）卿。

（同）昆明春水満・滉瀁（右）、玉胡曠反。権（右下）、漢書伝卅六権筦之利注師古曰権謂専其利使入官也筦即管字也皆謂主也。

（同）城塩州・城塩州（上）、鉢闡布吐蕃宰相也沙門。秦原（上）、李嶠百詠曰秦原開闢希圻。三秦記曰周平王時白鹿嘗出此原因名白鹿原今西京苑内。

（同）道州民・矮（題下）、烏懈反矮唐云短貌短。

（同）馴犀・駭鶏（上）、孝経援神契曰神霊滋液則犀駭鶏宋志曰角有光鶏見而駭也。

（同）蛮子朝・嶲州（右）、〻水。西洱河（右）、而止反。

（同）伝戎人・朝喰（右）、〻山。腥羶（上欄）、或本羶作羴。存邨（右）、〻出。

（巻四）青石・石不能言（上）、石不能言見左伝廿二（醍本、左伝の文を引く）。砐（上）、砐切韻語不利而重。（左）居乞反。

（同）両朱閣・（題下）或作対。

（同）西涼伎・（題上）、第六十二感白蓮花詩曰埋歿漢文祖孳生胡子孫。跳梁（左）、徒聊〔反〕。一老人（上）、或本一老人云。(カ)

（同）八駿図・（題上）、郭璞曰紀年云比(カ)唐之君来見以一騮馬是生緑耳八駿皆因其毛色以為名号也案穆天子伝穆王有八駿之乗。（醍本、穆王のことを引く）。（題下）、向曰周穆王起師東至九江乗八駿馬以黿鼉為橋梁以其労人費財不補於国故復想而歎云々文選郭景純江賦曰駆八駿於黿鼉注曰八駿-蒭騮緑耳赤驥白儀渠黄踰輪盗驪蒭古華字襍古義字也。蹄（上）、漢書貨殖伝曰牛千集楽云多角四蹄合数也。黄屋（下）、『後漢書王充伝天子車以黄繒為蓋曰黄屋』。万人愁（上）、郭璞曰紀(カ)年穆王十七年西征于崑崙丘見西王母矣也。

（同）澗底松・寒雋（右）〻俊。（同）牡丹芳、金銭（上）、金銭梁簡文帝有――賦花。

（同）紅線毯・茸々（右）、如容反。

（同）杜陵叟・一頃（右）、百畝曰頃去穎反。

（同）繚綾・羅綃（右）、所交反。

(同) 売炭翁・塵埃(上)、或本埃作灰。

(同) 陰山道・紇邏(右)、下没反。易一疋(上)、或本馬一疋。点虜(右)、胡八反。

(同) 時勢粧・推髻(左)、云桂。

(同) 李夫人・滅去々何速(上)、漢書郊祀志斉人李少君一名少翁以方術見武帝能致李夫人之形居(カ)歳余其方益衰詐偽発覚被誅也。傾城(上)、李延年歌曰北方有佳人絶人而独立一顧傾人城再顧傾人国。

(同) 塩商婦・蚕績(右)、六赤。舩(右)、舡炎反舩也。緑鬢(右)、〻還。紅膾(右)、〻会。黄橙(右)、〻唐。栲栳(右)、他賀反。

(同) 杏為粱・(上)、第十五詩注曰古詩云盧家蘭室杏為粱。魏徴(注)(上)、第卅一論魏徴旧宅状曰魏徴旧宅本是宮中小殿大宗特(カ)賜以来(カ)殊恩。

(同) 隋堤柳・惘(左)、〻潸。義旗(上)、四神旗左青—右白—前朱—後□—。

(同) 黒潭龍・錦繖(上)、或蓋作繖。

(同) 天可度・掩鼻(上)、掩鼻之譖鄭袖(カ)之計第二曰掩鼻豙寵姫。

(同) 秦吉了・秦吉了(右上)鳥名。(同)鴟九劒・欧冶子(右)、烏侯反。

(同) 採詩官・採詩(上)、礼王制曰命大師陳詩以観民風鄭玄注曰陳詩采其詩而視之。端黙(右)、〻木。

(裏書) 巻三、七徳舞唐書志、二王後唐書、捕蝗(二)周書・会要、城塩州御覧、道州民唐書、馴犀後漢書・抱朴子、驃国楽唐書。会要「大宗貞観二年六月十六日…自是蝗不為災」(但、略意、会要の名を出さず)、唐書驃国楽「貞元十八年春…楽士三十五人」(但、異筆か)は醍醐寺本略意とほぼ同文。巻四は裏書なし。

(3) 拙稿「平安時代に於ける白居易受容の史的考察」(上)(下)(「史学」三二ノ四・三三ノ一)

五

最後にもう一つ、普通覚明注と呼ばれている、三教指帰注の系統及び撰者に言及しなくてはならない。これが覚明注と見做される根拠は、既にみたように、

右写本者嵯峨法輪寺金光院上醍醐／寶憧院以両本令校合之板行之了

という刊記をもつ寛永六年刊本の内題の下に、「覚明記之」とあり、また運敞も既に覚明注として扱っている。但し、例えば慶應義塾図書館蔵慶長十五年写本には、この「覚明記之」はなく、これが果して始から存していたのか否か疑う余地が充分ある。この刊本には刊行に当って印融の私分文句本を分段毎に挿入するなど、後の手が加えられてはいるが、注文のみについていえば、天理図書館蔵〔鎌倉末〕写本巻下一冊(1)、

正中二年五月廿日於高野山悉地院一校了／同六月一日重一校／金剛仏子印玄生年四八

の奥書をもつ一本や、前記慶應蔵本とも、誤写と覚しき個所を除けば、殆んど異同はなく、この刊本の底本は信用の置ける本といえようが、『三教指帰注』を単に外的なことによらず、内容上から、特に信救撰の他の本との関連から覚明撰を証することができないであろうか。この点について、前述、信救の醍醐寺本白氏文集略意下には、この覚明注との関連を示唆する個所が一つある。いまこのことを論ずるまえに、先ずこの覚明注の系統について明かにしておく必要がある。

覚明注に先行するものとしてこれまで『三教勘注抄』が知られ、高野山宝寿院蔵〔平安末鎌倉初間〕写本(2)（『真言集全書』所収）の表紙にも敦光（本文と異筆）とあり、古くからこの撰者は平安末期の著名な学者である藤原敦光こ

そ最もふさわしい人物として、これに擬せられてきた。尚、全書に翻刻されたものには巻一、巻二の内題下にも「敦光」とあるが、筆者は宝寿院の原本を調べたところ、この名は二ケ所とも見当らない。翻刻に際して原本にないこの名が何等かの理由で、加えられたものであろう。この写本は巻二以下を欠き、従って奥書もなく、これのみから敦光撰を立証することはできない。鎌倉中期を降らないもう一つの写本、仁和寺心蓮院旧蔵、尊経閣文庫蔵三教勘注抄第一一軸(3)（巻一のみ現存）にもこの名はみえない。従って、古くから敦光撰とされてきたにせよ、勘注抄を藤原敦光撰と遽に断定する事はできない。

ここに、渡辺照宏氏の御好意により、東京、霊友会所蔵の平安末期を降らないと思われるもう一つの注を閲覧する機会を得た(4)。

この本の元表紙見返しに、

此注都有六巻敦光朝臣依宗観／上人勧注之云々予一見次少々抄出／之了為勧初学人也／沙門勝賢

とあり、中巻了の次に、

長元二年春三月上旬之比。聊鈔〔之〕注本一見次

□(消)只為勧初学也

更不可及外見穴賢

沙門勝賢

とある。下巻は欠く。但し中巻に続いて、上、中巻の抄出もれを補い、或いは既に抄出したものでも、抄出の短過ぎるものは改めて繰返し補って、三教指帰に関する部分は終る。次いで別の経文や和名類聚抄など、古辞書の一節を抄

出し、次いで文武天皇から歴代天皇の在位年数とその年号が列挙され、最後に当今として、

永萬元―乙酉七月廿八日即帝后年二□

で終っている。この年は六条天皇の年号であり、少くとも、この頃を降らない写しとみてよかろう。歴代の写しの字は肉太で、或いは異筆のようにも見えるが、中巻終り近い個所にも矢張肉太でこの部分と同じ筆致が見えるので、後に触れる如く一筆とみてよかろう。(5)

次に、識語にある宗観上人、敦光朝臣、勝賢の三人の関係について考察する。『血脈類集記』第五（『真言宗全書』卅九所収）の「実範大法師灌頂弟子」をみると、

実範―明恵―明遍―静遍
　　―慶雅―朗証―親厳
　　―興然
　　―慈珍
　　―寛園
　　―琳超
　　―玄信
　　―覚阿
　　―導意
　　―重誉
　　―行禅
　　―済尊
　　―覚仁
　　―宗観上人―覚懐
　　　　　　―壱意

とある。この実範には「光明山教真灌頂資号中川少将上人相実法印兄弟也云々」と附記があり、また『野沢血脈集』巻第一には、中河実範とあり、また、

中川建二成身寺一後又居二光明山一著二大経要義七巻一也

とある。

いま『尊卑分脈』より略系図を引けば、

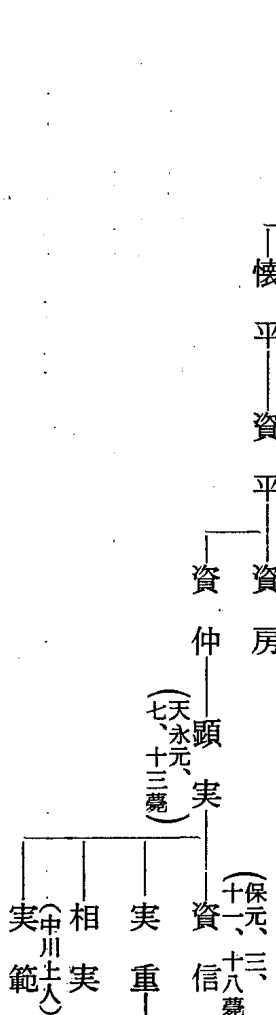

とあり、附記と合致する。次に宗観を同じく『尊卑分脈』でみると、藤原宗兼（永治元年十二月出家）の七男に宗観があり「阿闍梨」とある。実範の死は天養元年（一一四四）[6]であり、宗観の生没年はわからないが、その父の出家が永治元年（一一四一）であるので、実範、宗観二人の時代的関係に別に問題はない。また宗観と勝賢との交渉の可能性をみると、勝賢は保延四年（一一三八）生れであるので、恐らく二人の関係は成立しうる。但し、よし二人の間に時

間的に何の交渉がなかったにしても、この二人の関係をまた別の観点からみる意味で、実範の灌頂弟子の中で特に覚阿と明遍を取上げよう。覚阿は藤原長兼の法名である。『尊卑分脈』によってその系図を示せば。

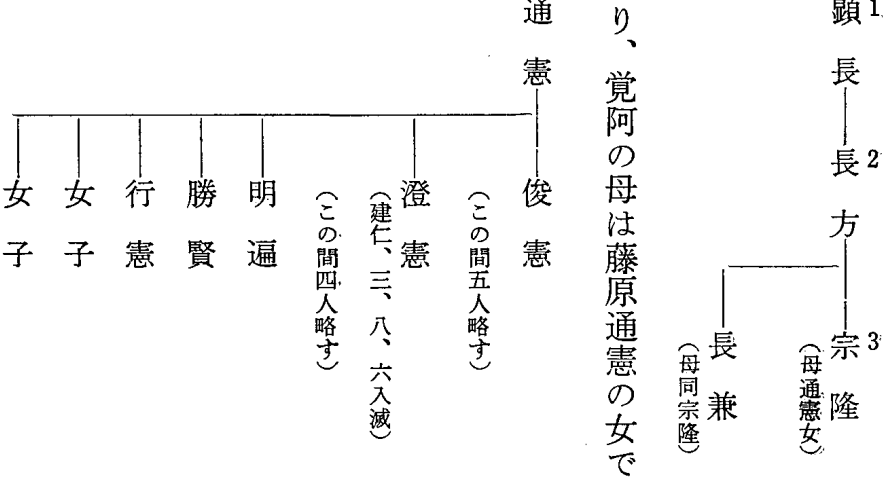

とあり、覚阿の母は藤原通憲の女であることが知られる。そこで通憲の略系図を同じく『尊卑分脈』でみると、

とあって、明遍、勝賢、覚阿の母はいずれも通憲の子である。このように、宗観、勝賢二人の直接交渉の可能性と共

に、宗観の含まれる灌頂弟子の仲間に勝賢の肉身が二人も入っていることによって、勝賢は宗観に関して情報を知りうる立場にあるといえる。従って、「此注都有六巻敦光朝臣依宗観上人勧注之云々」という識語の信憑性については、註(5)に示したように、それが勝賢の自筆であることゝ相俟って、充分の裏付けがあったといえよう。この識語の終りに「云々」とあるところからすれば、勝賢が実際にその事実を聞知していることにはならないかも知れないが、或る意味で、この言葉は内輪の事情を充分知った者の云い方とも考えられる。とすれば、次に敦光朝臣が問題になる。『尊卑分脈』によれば、二人の敦光が見出される。その一人である清和源氏の敦光を『尊卑分脈』で示せば、

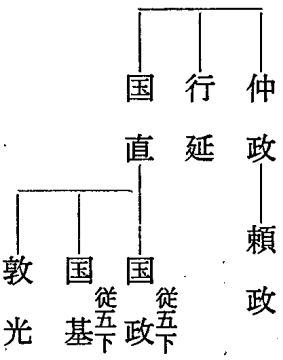

とあって、頼政の従弟に当る。但し、父国直については、

住美濃国山県郡出家配流安芸国

とあり、山県三郎とも美濃三郎とも号したと附記され、また、兄国政、国基は共に従五位下に過ぎない。この敦光本人に位階は付されていないが、以上からみて、敦光朝臣と称せられるのは不適当のようである。いま一人は云うまでもなく、藤原明衡の子の敦光である。便宜のため『尊卑分脈』の記載事項を挙げれば、

小納言、文章博士、正四下、大学頭、右京大夫、式部大輔、母同敦基（安房守平実重女）、天養元四廿出家、八十二、

同九月廿八薨八十三、大往生人、仍入往生伝、

とある。

敦光の死天養元年（一一四四）に対し、宗観の生没年は不明であるが、その父宗兼の出家が永治元年（一一四二）であることからすれば、宗観と敦光との交渉は充分可能である。学者、文人としての敦光について特に加える程の事はないが、敦光には、別に同じく真言宗関係で『秘蔵宝鑰抄』（三巻）[7]という注釈書がある。この注釈は外典、内典の両方に学識をもつ藤原敦光にふさわしいものであるが、いまこの本（『真言宗全書』所収本）と霊友会本とを比較すると、本文の摘句の仕方が、長い句として出さず語として出していることが多い点や、注釈の仕方まで頗る類似し、更に、「鯨鯢」「提撕」「猩々」「戴淵」「塗炭」など、数ヶ所に同じ注文の引用がみられるなど、形式、内容とも同一人の作を思わしめる。その外にも『本朝無題詩』（巻十）には高野山の詩二首も収められている[8]。これによれば、敦光が実際に高野山に登ったとみられるし、その詩の中の「鳳藻遺文垂露妙」などは、三教指帰などをも含めた空海の文章を賞讃したものであろうから、敦光がこれらの文章に無関心であったとは無論いわれない。その外にも、

…霜老八旬鬢色間。専礼千華台上仏。心憑二引攝一涙先潸。（第十）

…余算難レ知夢裏春。願念無レ他偸拭レ涙。唯憑西土往生因。（第十）

などをみれば、思想的には往生思想かも知れないが、少くとも広く仏教に傾倒してゆく心理的経過をある程度知ることもできる。

そこで『本朝新修往生伝』（「大日本仏教全書」所収）所載の藤原敦光の条をみると、

凡一生之間、深信二仏法一、日別転二読法華経一

とあり、また、敦光の歿直前の事として、

今我半死、唯待二観音勢至之来迎一而已、臨終之時、値二善知識一(中川聖)先受二八斉戒一、次受二誦光明真言一、

とある。ここで「中川聖」とは前述の実範の一統を指すとみてよかろう。実範の歿年は天養元年九月十日で、敦光の死に先ずること一ヶ月に足りない。実範と宗観との関係は既に示したが、これにより敦光、宗観ともに実範（中川上人）にごく近い関係にあったことが知られる。とすれば、宗観が三教指帰の注を藤原敦光に依頼することは極く自然のことゝ云えよう。

以上、勝賢と宗観との関係、及び宗観と藤原敦光との関係が明らかになったので、勝賢が抄出した三教指帰の注の原本は勝賢の自筆識語通り、藤原敦光撰として、ほゞ間違いないと思われるし、そうすれば、その死天養元年九月以前の著作であることも無論である。

ところで、前にもどるがもう一つ問題が残されている。それは霊友会本中巻了の裏にある前述の「長元二年春三月上旬…」の識語である。この年は一〇二九年であり、若しこれが正しいとすれば、宗観、敦光、勝賢の三人ともこの年には勿論誕生しておらず、この三人は全く新しく考え直さなくてはならないことになる。この識語をみると、「長元」の二字はそれ以下に比べて細筆であり、また二行目に約八字分のすり消しがあるが、その上辺は前行の長元の下、二年の二の高さと並んでいる。これらから「長元」の二字は後に書加えられたとする考えも生じうる。但し、この二字が異筆であるか否かは遽に断定しかねる。いま勝賢在世中の年号で「長」のつくものを求めると「長寛」があり、この年は敦光歿後廿年、勝賢廿五歳に当り、無理はなく、更に、巻末歴代在位年代の最後「永万」はまさにこの「長寛」のすぐ次の年号である。いずれにせよ、「長元」は何かの誤りとみるべきであろう。

以上のことから、筆者は一応、この本は中巻までは長寛二年に書写され、以下増補、附載分は、六条天皇の仁安元年から二年までの間と推定し、後考を俟ちたい。

三教指帰の注が藤原敦光によって撰せられたとして、霊友会本は勝賢がそれを抄出したものであるとすれば、この本は、よし抄出されたものであり、また、仮令敦光自筆の原本そのものからの抄出ではないにしても、年代の距りかみて、現存の本としては原本の姿を最もよく伝えていることになろう。そこで、古鈔本三本のうち先ず高野山本、尊経閣本とを本文の上で比較し、更に霊友会本とも比較しよう。

尊経閣本は前述の通り仁和寺心蓮院旧蔵本であり、敦光の息顕豪はこの心蓮院で付法していることから、この本も高野山本とともに由緒正しいものといえよう。時代も原本と余り離れていないし、本文の上でも両本は勿論極く近い関係にあり、注文の順序なども殆んど同じであるが、次に挙げる句は高野山本になく、尊経閣本のみにある。〔右側一字上の句（三教指帰本文）、及び頁数は高野山本、真言宗全書の頁数を示す。番号は便宜上付した。〕

雖云凡聖…（三教勘註抄巻第一、p.1下）

(1)仁王経釈曰凡聖非不見□聖即(カ)仏与二三乗一凡即通(シテ)有二四生外道一(イモ)（劉子曰命…の前）

遂乃朝市…（同、p.2下）

(2)鄒-陽上-書曰士有レ伏-起(スルヿ)堀-穴巖藪之中(イ本)（左思蜀都賦曰、毛詩曰、の間）

復有一表甥…（同、p.4上）

(3)唯識論云追触暴熱佷戻為性(ィ)（…反很戻也、と、史記倭幸伝曰…の間）

今当傾竭…（同、p.10上）

(4)〽法華経曰在於閑処修攝其心ィ无（…不可通発矣と文選鈔曰の間）

欲披彼趣…（同、p.10下）

(5)三端見上（…照一隅哉の次）

従教如円則庸夫子可登三公逆諫似方則帝（同、p.13下）

(6)史記　又曰　又曰　又云　諸葛亮出師表　雒書　洪範五行（引用本文略）

本文の切り方が高野山本では、「…則帝皇裔反為匹傭」まで続く。また、注文の方でも高野山本では史記、又曰…洪範五行までなく、後漢書、晉書、帝王世記、呂氏春秋、誡子拾遺の注文のみがここに置かれてある。後漢書以下は尊経閣本も同じ。

皇裔反為匹傭（同、p.13下。）

(7)後漢書…誡子拾遺（高野山本前句注文にあり）

上達天子（同、p.14上）

(8)（一行アキ）（高野山本同じ）

夏殷傾滅…（同、p.14上）

(9)広雅曰…顔氏家訓曰

高野山本同じ。但し、「広雅」の前に、(6)の史記、又曰…雒書、洪範五行が入る。また高野山本「雒書」の前に、「晏子春秋」よりの注文があるが、尊経閣本にはない。

嗜酒酩酊（同、p.17上）

(10)〽蛭玉篇之吉一―結二反水蟻也ィ无（相対而泣の次）

恒見逢頭…（同、p.17下）

(11)
〻鈔曰蓬頭　如蓬之乱後イ无（屑歴歯の次）
数十熠（同、19p上）
(12)
琱玉集云阮富字子常晉時留人也為性好酒（シテトムヲ…不肯顧の次）

尊経閣本は巻一のみであるので比較しうるのは以上である。こゝで、「イ无」という校合注は行間にではなく、本文の中で一、二字分を取って書き加えられているし、本文と一筆である。つまり、尊経閣本が写されるとき、同時にこの校合注が加えられたものといえる。この外、異筆と思われるが、尊経閣本には高野山本にはみられない、大部分内典よりの引用を含む裏書が十一ケ所にある。(9)

このような尊経閣本のみにある句、及び高野山本のみにある個所を霊友会本と比較すると、(1)(2)(3)については、霊友会本はその本文に対するどの注文をも抄出していないので、異同は不明である。(4)では、霊友会本は「張晏曰蠡瓠瓢也」と「法華経」の注文を除いて、「荘子」「張銑」「文選」、全部の注文を抄出している。但し、尊経閣本にのみある「法華経」よりの注文の前後の「張銑」と「文選」の注文が、続いていないで、「文選」の方は、梗概の注文として、別行に書かれているので、「法華経」の注文について、霊友会本が原本にあるのを略したのか、或いは原本に始から無かったか、判断し兼ねる。(5)も「後漢書詔曰逗〻管窺豈能照一隅哉」を抄出していないので、それに続く、「三端見上」は抄出もれか否か不明である。(6)の「史記夏桀」「又曰」「又曰」「又云」「雑書」「洪範五行」までは、高野山本では夏殷傾滅…という本文に対する注文として引かれ、内容的には高野山本の場所の方が適当である。但し、霊友会本はこれを全部抄出しないので、原本が果してどちらの文に対して採られた注なのか明かではない。また、尊経閣本(6)になく高野山本(9)の中にある「晏子春秋」の注文は霊友会本にも存する。(8)は高野山本、尊経閣本共

に注文を欠き、一二行空いたまゝであるが、霊友会本はこゝの注文一切を採らず、従って一二行空きが原本通りか否か不明である。(10)も霊友会本は殆んど注文を採っていない。(11)は霊友会本、

蓬頭〻〻如蓬之乱也

毛詩曰首如飛蓬

とあって、「〻〻如…」は尊経閣本と一致する。そして尊経閣本ではこの注文末に「イ无」とある。また、尊経閣本では注文全体に亘りヲコト点が加えられているが、以上の高野山本にない(1)～(12)までの句に限り、ヲコト点はなく、たゞ(11)、つまり霊友会本にもある句にのみヲコト点が附され、(霊友会本、ヲコト点なし)この句のはじめに尊経閣本では、それが何を指すか明かではないが、「鈔曰」とあるのも注意されてよかろう。(12)霊友会本はない。

以上、霊友会本が抄出本であるので、比較出来うる個所は少ないが、高野山本になく、尊経閣本、霊友会本に共通する注文が一ケ所だけ見出され、逆に尊経閣本になく、霊友会本と高野山本に共通する注文も一ケ所ある。尚、巻二は尊経閣本は欠けるので、霊友会本と高野山本とのみを比較すれば、

若乃赴…(巻二 p.27下)

(名越人)得長乗君禁方為醫

が高野山本では欠けている。

以上、三本を比較した結果、高野山本、尊経閣本と霊友会との間では、特にどちらが、霊友会本により近いとも直ちには決定し兼ねる。たゞ、本文の出し方などで高野山本、尊経閣本は同じく摘句の形をとっているのに対し、霊友会本では摘語の形で出している点、また(8)でみたように、高野山、尊経閣本とも同じ個所が空欄になっているなど、

両本は極めて近く、両本とも霊友会本とは少しく離れているというべきであろう。つまり、原本が撰ばれて後、割合に早い時期に、高野山本、尊経閣本という異本が既に併存し、尊経閣本のごとく、注や裏書の増補も加わったのであろう。奥書によれば霊友会本が原本よりの抄出とも考えうるので、そこに相違が生じたともいえようか。「勘注」に対し、「勘注抄」などという名称は敦光自身によってつけられたものではないと思われる。

次に、霊友会本をふまえた上で、尊経閣本・高野山本と覚明注とを系統上検討すると（以下、霊友会本を抄本、尊経閣、高野山本を夫々勘尊、勘高、覚明注を覚注とする）、

(1)抄本、勘高、覚注三本に共通する注文　一七六

(2)抄本になく、勘高、覚注二本に共通する注文　八〇

となる。但し、前述のように、抄本巻中の次に抄出もれの注文二十ケ所あり、そのいずれもが、勘高、覚注とも合致するので、当然のことながら、(2)は元来(1)に或る程度準ずべきものであろう。従って、覚明注は抄本、勘注抄の注文を相当数採り入れ、寧ろ同系統のものともいえよう。また、

(3)抄本、勘高にあり、覚注にない注文　六三

(4)抄本、覚注になく、勘高にのみある注文　八四

のうち、(4)は前と同様、(3)に或る程度準ずべきものであるので、覚明注は唯、抄本、勘高をそのまゝ採り入れているだけに止まらず、取捨選択していることがわかるし、

(5)抄本、勘高になく、覚注のみにある注文　二〇四

によれば、覚注にはかなり多くの増補があることも知られる。また、抄本、勘高と同じ注文が採り入れられている場

合であっても、その順序はかなり違っていて、覚明注編集に当って、先行注の順序替増補などによる新しい組立てがなされたことが知られる。また、(3)にある、覚明注にない注文とは、実際に当ってみれば、単純にその注文が削除、減少しているのではなく、抄本や勘高に代る新しく撰ばれた、より適切な注文に差し替えられていることが多く、それが(5)の数の中にも入っている。

覚明注には、敦光注と成安注について、特にその引用に当って、それぞれ「光―」「安―」と注文の頭に冠せて、その出所を明かにしたものがある。成安注については、明かではないが、勘高に照合すると共通する注文がたゞ一ケ所しかない所からすれば、覚明注が新たに採用したもので、異なる系統のものであろう。「光―」のついているものは、巻二までゝ、

(6)「光―」とある注文のうち抄本、勘高にもあるもの　二九

(7)「光―」とある注文のうち、勘高にのみあるもの　三四

とあり、(7)は(6)に或る程度準ずるとして、この敦光注は抄本の原本や更に勘注抄とほゞ一致するものとみてよく、覚明注で敦光注として扱っているのは霊友会本の原本を指すとみるべきと思われる。但し、抄本や勘注抄の注文は覚明注で「光―」をつけたものよりも、その数は遙かに多い。この「光―」を覚明注撰者がつけたことを考えると、抄本の原本である敦光注に更に先行する注があり、敦光はこの注を数多く受け継ぎ、たゞ「光―」のついたものゝみを、新たに加えた注として区別したとみるべきか、或いは「光―」を厳密な数として考えず、時々つけたものとすれば、特に先行する注を想定することはありえない。又「光―」「安―」に共通した注文が恐らく皆無とはいえず、そういう時の附号が何一つ付されていないので、この附号の数自体をそれ程問題にすべきではないかも知れない。覚明注の

うち、「光一」がついて、抄本、勘高ともにない注文が三ケ所あるが、これもこの附号付けの不正確さの証左とみなしえようか。もし先行注の存在を認めれば、覚明注撰者は敦光注と先行注を両方ともみていることになるが、先行注には全く触れないし、又敦光注よりも先行注の方がより大部なものとなって、やゝ無理が生ずる。こゝでは矢張、覚明注作者が敦光の注文として気がついたいくつかに適宜「光一」をつけたとみたい。

以上をまとめるに当って、覚明注版本巻上中二十八丁・ウには、

好談人短莫顧十韻之銘

という三教指帰本文に対し、その注文として東漢の崔子玉の座右銘の十韻全文が挙げられて、これに続けて、

本注(ニハ)第一二之句計載(ス)以下私(ニ)以二余注一(ヲ)書入(ル)

とあることが注意される。この座右銘の全文が勘注抄高には載せられ、抄本には第一二句のみが載せられていて、覚明注でいう本注の注文と一致している。覚明注でいう本注が何を指すのか、断定的にいうことはできないが、抄本の原本である敦光の注と解することもできよう。とすれば、勘注抄は敦光の注に対して、何人の手になるかは勿論わからないが、若干の増補が加えられたものということになる。つまり、抄本と勘注抄と比較したとき、抄本なるが故に、勘注抄にあって、抄本にない注文と、単純に考えるものゝうちには、或いは勘注抄の増補分も含まれているかも知れないし、覚明注で「余注」といったのは或いは勘注抄をさしているのかも知れない。但し、その増補分を判別することは現存の資料だけでは到底不可能である。若しそうとすれば、敦光の注なるものは、現存の高野山本、尊経閣本勘注抄よりもう少し小規模のもので、寧ろ抄本に近いものであったかも知れないし、覚明注は一応敦光注によりつゝも、勘注抄などをも含めて尚、名前を挙げていない、「余注」から、注文を採ったことも考えられる。それに加うる

に、覚明注の撰者自身の努力による増補分も少くはなかったことは無論であろう。

覚明注とそれに先行する注との関係について、検討しえたことは以上である。これらのことをふまえて、覚明注の撰者について少しく考察をすゝめよう。

醍醐寺蔵白氏文集略意下は文集巻四の注であるが、その「井底引銀瓶」の詩に対する注文に、

蟬娟両鬢秋蟬翼者魏武帝之時作美人之形(ヲ)(ルニ)三教指帰注一見之

という個所がある。こゝに引かれる三教指帰注がどの本を指すのか、これのみでは明かではないが、いま試みに三教指帰覚明注の該当個所をみると、刊本巻上下二十八丁・ウラに、

蟬鬢　崔豹(カ)古今注云、魏文(ノ)帝絶所(テ)レ愛、宮人英(エイ)瓊(クイ)樹始制為(テテ)二一一望(ヲハ)レ之瞟眇(トシテ)　如二蟬一翼(ノ)、故曰二一一(ト)也、

とある。この注文は、三教指帰本文の、

飄一雪之蟬一鬢占此羌一族

の蟬鬢に対する注であるが、その中の「瞟眇如蟬翼」は、略意に於ける「蟬翼」に対する注としてもそのまゝ通用する。醍醐寺本略意で指摘しているのは恐らくこの注のことであろう。但しこの注は抄本にはないが、勘注抄(高)には同文が収められている。そして覚明注では「崔豹古今注云…」以下の注文の頭に「光一一」は冠せられていない所からすれば、直ちにこれを信用することはできないが、或いは勘注抄の増補分かも知れない。いずれにせよ、略意で挙げられた三教指帰注を、可能性はあるにしても、覚明注の撰者を信救として立証する資料としては不充分である。

醍醐寺本略意に於て、(イ)同じ略意の中で既に引かれた注文の重複を避ける場合、(ロ)ある書の文を敢て引用しないときの用例を示せば、(イ)については、

天寶ノ末禄山叛(ソムス)見(タリ)上注(ニ)

参商者見上巻注

神変皆可測者在上注

のような使い方をし、又(ロ)については、三例に過ぎないが、

属車者(ハ)金屢子可見之

嘉禾生九穂瑞麦秀両岐者　百詠注可見之

…三教指帰注見之

という使い方をしている。(イ)の場合は自注の中でのことであり、(ロ)は他の書を指示する場合であるが、この三例から先の三教指帰注に対し、「可見之」と「見之」という相違はあるにしても、これが自著であるという特別な扱いにされているとは思われない。つまり、この点からみても、覚明注が信救の撰であることを、否定することには勿論ならないが、これだけでそれを積極的に証することはできない。

次に、信救の和漢朗詠集私注をも併せ考える必要がある。さきに挙げた「井底引銀瓶」（新楽府巻四）の詩はそのまゝ、同じ句が朗詠集にも採られ、私注に於て信救による注文に接することができる。既にみたように、原詩の句は、

嬋娟両鬢秋蟬翼宛転双蛾遠山色

であるのに対し、その注は、

文君漢(ノ)好女也其黛似遠山

とあるように、極めて簡単であり、こゝでは蟬翼という語について未だ何等の解決も与えられてはいないのである。

ところが、醍醐寺本略意に於ては、同じ語句に対し、既述のように、三教指帰注を挙げて、これまで不充分な状態のまゝに残した個所に一応説明を加えた。三教指帰注が何人の撰であるかは別として、少なくとも、朗詠私注と醍醐寺本略意撰出の中間の時期に於て、信救が三教指帰の注に接して、これを新楽府注作製に使用したことだけは確かであり、更に一歩を進めれば、その時期に信救自からも三教指帰の注を作る可能性があることは否定すべくもない。

そこで、次に、覚明注に於ける引用書を朗詠私注、新楽府略意のそれと比較しよう。抄本、勘注抄、覚明注の三注を通してみると前述の通り、多数の共通する注文がある。また抄本にはないが、勘注抄、覚明注に共通する注文も亦相当数になる。勘注抄（真言宗全書所収）は巻二までゞあるので、こゝまでに限るが、いま、これら共通分の総てを成安注をも含めて覚明注から除いて、尚、残る注文は一応覚明注の増補分ということができよう。これ亦既に触れたが、この増補分には余注から取ったものもあろうし、注釈者自からが、諸書から新たに採ったものも共に含まれている筈である。この増補分の引用書名から抄本、勘注抄の中に出てくる引用書名を取除いて残ったものは、覚明注の増補の中でも、比較的注釈者の特色がよく示されている注文といえよう。

この残された注文（引用書）に於ける特徴の一つは、当然のことながら仏典の多いことである。それを挙げれば、須弥四城経、五戒擅那論、天台法華疏、大集経、賢愚経、仁王経、法華義疏、観仏三昧経、五戒経、法華分(文)句、仏本行集経、清浄法行経、止観記、宝積経などである。これと対比の意味で、巻二までの抄本、勘注抄、「光一」、「安一」の注に於ける内外典の数を比較すれば、

	（内典）	（外典）
抄本	六	四〇三

勘注抄　　一七　　六五九

光―　　六　　六〇

安―　　二　　二九

となり、抄本は巻中まであるので、巻中の分を示せば、

抄本　　六　　一八〇

となり、いずれも、外典が圧倒的に多数である。また、「光―」「安―」は全巻に附されているので、巻二以降の数を示せば、

光―　　八四　　二〇〇

安―　　一　　三一

となる。こゝで、「光―」の内典の引用が目立つが(10)、これは、三教指帰本文が終りに近づくにつれて内容的に次第に仏教を中心に述べられているので、特に巻下に於て「光―」も相当内典の引用に力を注いでいるためである。それを明かにさせる意味に於て、覚明注巻下に於ける内、外典の引用数を示せば、

覚明注　　七六　　一七九

となる。こゝで七十六ケ所という数の意味であるが、これは「光―」に於て、力を注いで内典を博捜したその数を除いた後のものであって、更に七十六ケ所を加えたということは矢張、覚明注撰者の仏典への教養を充分に示していることになろう。と同時に、この撰者が外典の方にも相当の教養のあることも改めて知られる。

最終的に残された注文の引用書のうち、外典の中に比較的珍しく、少くとも孫引とは思われない「雑鈔」が二度使

用され[11]、巻二以後の一回を合せて計三回あるのも注目される。そこでこの「雑鈔」の、朗詠私注、文集略意に於ける使用をみると、私注にはないが、真福寺本新楽府略意では五回の使用がみられる。さきにも述べたように、略意は、それに先立つ私注作製に際して使用した書をかなり利用すると共に、私注のときには使用しなかった多くの書をも活用した。とすれば、略意と覚明注の間に、しかも、この注釈者独自の使用と考えられる書の中に、他には余りみられない書が共通していることは、略意と覚明注作者を同一人とみなす可能性は充分あるといえよう。しかも、前述の如く、信救が私注と略意の中間に於て三教指帰注に関心を示し、何かの注が介在していることが知られているので、朗詠私注とではなく、文集略意と覚明注との間に共通するものをもつことも必ずしも無意味ではなかろう。

以上覚明注の系統を調べ、またその作者を信救と結びつけ得る条件を検討してきたが、可能性は充分あるにせよ、結局両者を同一人と断定するまでには至らなかった。運敞をはじめとして、この撰者は覚明と見做されていることでもあり、もう少し条件がそろえば、断定を下し得る一歩手前まできたことは事実ではなかろうか。これについては、更に補訂を加えてゆきたい。

本稿は元来、信救とその著作について、特に信阿、覚明の三人が同一人であるか否かを明かにしようとし、更に、和漢朗詠集私注、文集略意二本、三教指帰注が果してその撰になるか否かを検討することを目的としたものであった。結果的にいえば、三教指帰注を除けば、その目的はほゞ達せられたといえよう。但し、和漢朗詠集私注本文の校合が行われていない現段階に於ては、当然言及すべき事も差控えたし、逆に幾分深入りし過ぎた点もあったかも知れない。なお、意に満たぬ点は多々あるが、他日を期するつもりである。

註

(1)本文共紙表紙、粘葉装、両面書。料紙、厚手斐楮交梳紙。二五・八×一五・八糎、単辺二〇・四五×一三・二糎。押界、七行全巻に墨筆声点、清濁点を付す。表紙左肩に三教指帰註巻下本、とあり、右下に印玄とある。内題、三教指帰注巻下とある。裏表紙見返に宝輪院とある。

(2)本文共紙厚手斐紙、渋引表紙。破損して半ばのみ残存。二六・〇×一五・五糎。粘葉装、両面書。押界二一・五×一三・〇糎。有界。朱句点、ヲコト点、朱墨両様の振仮名、墨筆四声点、清濁点を附す。左肩に、

敦光注

三教勘注抄第一二上巻　とある。内題には、三教勘注抄第一とあるが、その下に敦光の名はない。

(3)後補藍色表紙。紙高二七・八糎、界高二四・八糎、有界、毎行十四字。料紙斐紙、裏打を施す。内題、三教勘注抄巻第一。朱筆にてヲコト点（円堂点）、声点、清濁点、読仮名、竪点を、墨筆にて読仮名を付す。巻頭に仁和寺心蓮院の朱印をおす。本文中に校合注あり、所々に異筆と思われる裏書がある。

『血脈類集記』第五（一一二頁）に、

顕豪律師。式部大輔敦光朝臣子。改二明覚一寿永元年五月八日卒。

とあり、その師世豪（範覚）は心蓮院法師と号し、顕豪も同院に於て受法しているので、心蓮院に勘注抄が所蔵されていたのは極めて自然である。

(4)この本には岡山在住の稲谷祐宣氏の論考（「敦光作と伝える「三教勘註抄」と「三教指帰注」について」・印度学仏教学研究一五―二）があり、又筆者と共同で同書の解説と飜刻が出ることになっている。（三田史学会編「史学」四八―四号予定）

この本は、後補蓮花文様絹淡茶表紙。綴葉装。両面書。一六・七×一四・九糎、字面高さ約一五・七糎。全巻に墨筆にて返点、送仮名、所々に声点、清濁点を施す。返点、一、二、三などは、文字の左下でなく、左最中に付されている。元表紙に外題はな

く、また内題もない。後補覆表紙左肩に異筆で三教指帰注敦光作とある。尚「昭和卅九年三都連合展観入札目録」一〇番参照。

(5)国立東京博物館には祈雨法日記〔鎌倉初〕勝賢自筆本一軸（重文）が所蔵される。後補、淡縹色絹表紙、見返金箔散し。紙高三〇・九糎、界高二七・二糎、各行二〇字内外。外題、本文と異筆にて祈雨法日記醍醐勝賢筆、背面古文書、内題、建久二年辛亥祈雨日記。末尾に、

先師権僧正祈雨仕日書記也　伝領成賢

と弟子成賢の伝領識語がある。この本との比較により、霊友会本にある勝賢の二つの識語は自筆と断定してほゞ間違いなく、また本文も酷似する。自筆でないにしても極めて近い者の写しであることは間違あるまい。

(6)『台記』巻四・天養元年九月十日条

(7)『章疏録』（『大日本仏教全書』仏教書籍目録第二所収）の秘蔵宝鑰の項には、「藤原敦光注註権輿」とある。尚、秘蔵宝鑰抄真言宗全書所収三巻の底本は、高野山明王院蔵延享五年書写本であり、これに同正智院蔵天保十年書写本を以て校合を加えてあるが、共に江戸時代の写しである。大東急記念文庫（古梓堂文庫旧蔵）には巻上の零本ではあるが、平安末を降らない巻子本一軸がある。（尚、同文庫善本目録には〔世俗諺文〕となっている。）この本は、後補表紙、裏打を施す。紙高二八・八糎、界高二四・〇糎、有界。界幅三・一糎、毎行十八字、注小字双行。朱筆ヲコト点、声点、清濁点、読仮名、竪点、所々に返点を施し、墨筆、読仮名、所々に返点、清濁点（異筆ヵ）が施されている。（真言宗全書本でいえばp.7上「挙知山川…」より、p.13下「…見鞭影即覚」まで）。

注文についていえば、「周処忠孝」が裏書になって、注文がかなり異る外、「勝数諦之名」の注文に、更に『法華文句』第八の文が加わるなどが比較的大きな相違であり、尚、その他にも小異がみられる。

霊友会本と同文の注文を挙げれば、

鯨鯢　其雄曰鯨其雌曰鯢

提撕　毛詩也（霊友会本）　毛詩第十八抑篇云…（真言宗全書本）

猩々　礼記曰（中略）猩々能言不離禽獣

戴淵　晉書曰載淵字若思広陵人也

塗炭　文選鈔云乱世之民如陥泥塗陥火炭也

などがある。

(8)　晩秋高野山言レ志

雲峴容レ身宿善催。此時投レ歩払二塵埃一。群生世父多二慈愛一。五代国師富二辨才一。後素写レ顔今駐レ像。真丹求レ法昔浮レ杯。九流智水尋レ源決。三密教門占レ処開。鳳藻遺文垂露妙。龍華嘉会幾霜廻。幽林路窄攀二紅葉一。絶澗梯危踏二翠苔一。妖艶妹山纖黛遠。老衰祖木厚皮摧。此山之傍有二一山一号二妹山一。又山中有二一樹一。枝条摧折。其大十囲。相伝曰。此樹者大師所レ息。後人無剪。取二祖師之義一歟。故有二此句一　千峯月色秋看レ雪。百谷泉声夜聴レ雷。俗骨縦無レ交二紫府一。仏恩必有レ導二蓮台一。非レ栄非レ寵非二名利一。偏為二当世得道一来。

とあり、また無題（巻十）ではあるが、

梵宮秋暮思慇懃。俗客談僧緇素分。南嶽旧儀山色見。左渓故意水音高。霜寒菊壇花徐悴。煙細香爐気遠薫。二諦義開風巻レ露。十如理朗月禽レ雲。身臨二窮老一余年少。心入二空観一落日曛。到レ岸船叩憑在詎。婆婆能釈迦文。

ともある

『高野春秋編年輯録』（大日本仏教全書所収）によって、当時の高野行をみれば、法皇、上皇が熊野詣の途次この山に寄るなどを始め、敦光と近い所では藤原忠実が俗人を伴わずにこの山に登っている。それ故、この山に登ること自体、直ちに三教指帰注と結びつくものではないが、秘蔵宝鑰抄との関連などをも考えてこの高野行をみれば、また別の意味があろう。

(9)裏書のある個所と引用書名を挙げると、

爰有一多親識…（高野山本p.3上）（この句のすぐ次）「唯識論曰…」イ无　所以請亀毛…（同p.4下）「唯識論曰…」イ无　亀毛先生論一首（同p.5下）尚書序　「大師伝曰…」イ无　於是兎角公之外甥（同p.7上）観音賢経曰…イ无　爰亀毛先生心（同p.9下）「法花経…」イ无　於是賢智（同p.11上）「同疏曰…」イ无　玉石殊途遙分（同p.11下）「大集経曰…」イ无　水鏡氷霜（同p.16上）「又曰　又曰…」イ无　曾無愛子（同p.16下）「史記…」已上無点　若蜩若螗（同p.17上）「荘厳論　毛詩　注　大集経」イ无　春馬夏犬（同p.18下）「観仏三昧経…」イ无

(10)尤も同じ敦光の秘蔵宝鑰鈔をみると、この本の三教指帰との性質上の相違にもよろうが、内典の引用は極めて多い。このうち引用回数の多いものを挙げれば、法華文句（22）、智論（16）、四分律抄（11）、涅槃経、同音義（10）、唯識論（9）、法華経、同玄賛（10）などである。ついでに外典中引用の多いものを挙げれば、玉篇（54）、文選、同鈔、同注（28）、史記（22）、切韻（19）、毛詩、同箋、同義疏（20）、論語、孔安国（22）、漢書（12）、説文（10）、尚書（9）、爾雅（9）、広韻（8）、唐韻（5）、などであり、礼部韻略の名もみられるが、これはわが国では最も早い引用の一例であろう。

(11)和田英松博士『本朝書籍目録考証』には「雑抄二巻　今伝はらねば、如何なるものか詳ならず」（五六四頁）とある。

終りに一言したいが、醍醐寺、真福寺当局の方は白氏新楽府略意の閲覧ならびに飜印にこころ好く許可を与えられた。また、山田忠雄氏は多くの所蔵本、同氏の手写を提供された上、御助言を与えられ、また、飜印の原稿を校閲せられ、誤りを訂正せられた。太田晶二郎、築島裕の両氏には種々御教示を賜わり、小松茂美氏、渡辺照宏氏には種々御高配を賜わった。更に、本文中に御名前を掲げた写本の所蔵者、図書館各位には貴重な蔵書の閲覧の機を与えられた。多くの方々の御厚情に対し深く感謝の意を表する。

（一九六七年一月三一日稿）

附　醍醐寺真福寺蔵白氏新楽府略意

凡例

ここに翻印するのは次の二本である。

醍醐寺蔵白氏新楽府略意二巻〔南北朝室町初間〕写本一冊

真福寺蔵新楽府略意第七寛喜三年写本一軸

翻印にあたっては出来うる限り原本に忠実になるよう勉めたが、諸種の都合上、次のような形態上の変更を加えた。

一、異体字、略字、異体の仮名は印刷の都合上、支障のない限り、通行の字体に改め、特に問題のある場合は、該個所に＊符号を付して末尾に註を加えた。

一、誤写と思われる場合も勉めて原字をそのまゝ載せたが、印刷技術上止むなく改めた場合もある。改めずに載せた分には、固有名詞など特に必要のものは、（　）に囲んで正字を傍記し、その外には（ママ）を付するにとどめた。また当時の慣用と思われるものは手を加えていない。

一、虫損等により文字の欠損している個所、及び判読しかねる文字は□を以て表わした。また、判読は出来ないが、引用原典等により推定しうる場合は□(…)のようにし、なお疑念の残る場合は□[…]として区別した。

一、文字の痕跡などから推定の可能な場合は該個所を〔　〕で囲み、解読に尚疑問の存するときは、(カ)を傍記した。

一、四声及び清濁の圏発は当該文字の下に∧　∨を以て囲み、例えば「伯。」「後。」「周」は夫々「伯∧入∨」「後∧平濁∨」「周∧平軽∨」などと翻記した。

一、真福寺本には、所々に、例えば「不可令及他見ニ」のように、文字の左側ほゞ中央に待点が付されているが、すべて「不可令及他見ニ」のように表記した。

一、上欄の校合注は該当文字の傍に移し、（上欄）…とした。又傍注を移す場合は頭に（左）（右）を冠し、元の位置を示した。

一、両本ともみせけちがあるが、特に誤った分を残す必要がないので、すべて訂正分に拠った。

一、醍醐寺本には句読点は付されていないが、通読の便を考え、私にこれを加え、すべて「、」「。」を以て表記した。但し、本文中屢々みられる、一字分を空けて摘句（語）を続ける場合は、空きの前の点を省いた。

一、便宜上、両本とも半丁毎に「｜」によって区切りをつけた。（真福寺本も元来は冊子であるので同様に扱った）

一、脱字、脱文と思われる個所には私に傍注を施し、前後を〔　〕で囲んだ。文意不通の個所（一所）には〔？〕と注記した。

一、錯簡の訂正個所は次の通り（数字、上貢数 下行数、ウ上シ下）

（醍醐寺本）
㈠翻印文「誠人間之」（330ウ4）に続く、「A計不得久…白玉除者文」「B選注云崑崙…有之冉」の二文は、原本では「…一咲即傾城云々」（329ウ5）の次にABの順にある。

㈡翻印文「蔽白日者文」（333ウ12）に続く、「選曰白日…此患之大也」は、原本では「…在覇陵原」（331ウ15）の次にある。

（真福寺本）
翻印文「為隋被〔滅〕」（339シ15）に続く、「A隋文帝堅…宋順帝立同」「B九年宋順帝…十代其」「C内周秦漢…尚饗哉」の三文は、原本ではA、Cが逆になっている。

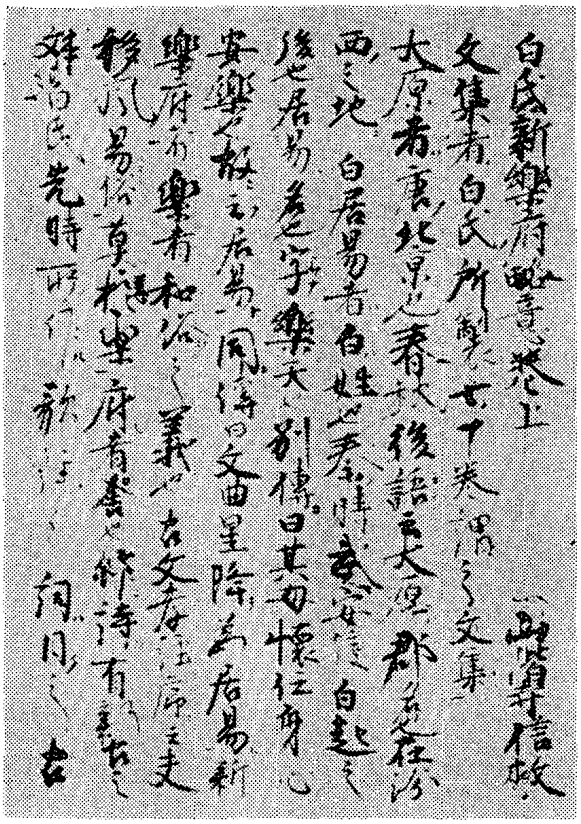

醍醐寺蔵南北朝室町初間写白氏文集略意

白氏新楽府略意巻上

山階寺信救

文集者白氏〔ノ〕所製ニ七十巻、謂之文集〔ト〕ニ、

大原者、唐北京也、春秋ノ〈平濁〉後〈平濁〉語〈キヨニ〉云、大原ハ郡ノ名也、在汾〈去〉西之地ニ白居易者、ハ白姓也、秦時ノ武安侯白起之後也、居易名也、字楽天也、別伝ニ曰、其母懐任身心安楽也、故云居易ト、同伝曰、文曲星降テ為居易ト、新楽府者、楽者和クルヲ俗之義也、古文孝経序ニ云、夫移風易フルコト俗ニ莫善於楽ト、府者舎〈去〉也、作詩有新古之躰、白氏先時所作ルス歌謡之詞同之古ク」楽府ト、文集第一第二是也、当時所著シルス歌謡之詞ハ曰之新楽府ト、文集第三第四是也、諷諭者、諷者刺シ也、諭者告也、悟也、言刺ハシル無道政ノトヲ後人悟ノルヲ之 雑言者、雑乱之言也、言善悪相交ヒテ所述之詞ハ也、九千二百五十二言者、文集第三第四所著之言数ノ也 五十篇者、第三第四両軸所著ノルス之篇数也 篇無定句者ハ、篇句ニロフル所述、未ス定メタ文句ヲ一句無定字者ハ、所述之字不調ヘヲ韻ニ也、首句標其目ヲ者、題ニ云、七徳舞篇首句置ク七」徳舞ト是也 古十九首例ノ者ハ、文選ニ有五言ノ詩十九首、不知誰人之作ト、或云ク、漢代李陵カ所作也、卒章ニ顕其志ヲ者ハ、言唐大宗皇帝造七徳舞図ヲ、以帝道艱難欲示子孫ニ也、故篇卒句ニ云ク、王業艱〈平〉難〈平〉示ト子〈上〉孫ニ〈平〉是也、故ニ余篇ハ准之ニ可知、

詩三百篇之義者ノ、毛詩一部廿巻、三百篇也、周代ノ風俗也、芼モウ〈去〉長チヤウカ〈平濁〉所述也 其体順而律者、順者、随俗フニ之義也、律者、定法ルニ之義也、質シテ而俚イヤシ者ハ、文選序ノ曰、式ミテハ〈入〉観元始ノカニ朕見玄風ノ冬穴ニスムシ夏巣ニスムシ」之時、茹毛シヲ飲血シヲシ之世、ミ質民淳、斯文未作、又俚者ハ、南蛮卑貌ノ也 可以播於楽章ノ歌曲ニ也者、言記テハ古今之善悪ヲ、造歌舞之楽章ヲ一、其中以恣ニテスル悪ヲ之者モノ、招クヲ災之事ヲ、誡シム今之聞人ク、以テ行善之者発栄ヲ之事ヲ、勧ノ今聞クニ人矣

為君為臣為民為物為事者、礼記ノ楽記云、宮ヲ為スル君、故ニ宮乱則荒ルル、其君驕ミル、商ヲ為臣、故ニ商(乱)祉則陂、其臣(官)懐〔壊〕ル、徴ヲ為事ト、故ニ徴乱ハフ憂其事動ク、羽ヲ為物、羽乱ハ則哀ロフ、其財匱ソコヒヌ」、角ヲ為ロ〔民〕ト、角乱ハ則〔憂(怨カ)〕フ其民憂、五者不乱ハ則天下イ无

和〈平〉平〈平〉、無幣(弊)敗之音矣　唐元和四年者、第十一主〈上〉憲宗皇帝即位改年号為元和矣、左拾遺者、王者立官、左輔右弼前疑後承、此則見王政有非刺之、有是悦之、若帝有邪法則諫之、若左輔右弼納諫有所遺者、拾遺官可諫之、乍居官不レ諫其君曰之尸位、〳〵空職〈入〉也、元和主憲宗為政不平、白氏居拾遺之職、尤雖可献諫、其君不可」随諫(ママ)、故白氏畏罪不諫、為遁空職之辱、造此等章留世、

七徳舞者、左伝云、夫武禁暴戢兵保大定功安民和衆豊財者也、言武力有七徳、唐大宗皇帝諫隋代之暴逆、致天下之泰平、故歌舞其武力功、注曰、秦王破陣楽〈入濁〉者　案唐史記、大宗未登帝位之時、封秦王破隋代之残逆、定天下歌其功業、故曰秦王破陣楽　七徳舞七徳歌者、唐白廷翰」蒙求注云、大宗製破陣楽図、左円左方前偏〈去〉後伍〈上濁〉、如ニツラナリニミルニリ(ママ)フ魚麗鵝鸛(ママ)箕張翼舒、又錯〈入〉屈〈入〉伸　首尾廻、互象戦陣之形、更(アラタ〔ム〕)名七徳舞、視者震悚、破陣楽辞曰、受律乱元首、相〈去〉将〈平〉誅〈平〉討叛臣盛歌破陣楽共賞大平人矣、

自武〈上濁〉徳至元和者、案唐書、隋大原留〈平〉守〈去〉李〈上〉淵誅天下之暴逆、即皇帝位、建年号為武徳元年号之、唐高祖神堯皇帝是大宗之父也、元和天子憲宗者、則高祖後第十」一代之主也　白髪黄鉞者、金婁子云、周武王朝至于商〈平〉郊牧野、乃誓武王左杖黄鉞右採白髪以伐帝紂定天下、言唐大宗誅隋代之残逆如周武王之平殷乱、故曰、白髪黄鉞用之　両京者、初学記云、左馮翊右扶風謂之両京　擒充者、隋代天下乱充則彼時残逆之臣〔也〕、大宗擒之　戮竇者　案唐史記、隋煬帝之時竇〈入〉(ママ)建徳〈入〉於楽寿自称長生王、唐祚興而大宗誅之」　四海者、初学記曰、東夷南蛮西戎北狄其居近海、故曰四海、文選云、天子有道守在海外、

神如速者、五行大義云、死者魂気上天為神魄気下降為鬼　推レ心置人腹者、後漢書云、蕭〈平〉王推赤心置人腹中　注曰、昔殷宗得良弼於夢中者、案史記、殷武丁即位三年不言政事、夢見伝説、夢覚遍求伝説於伝巌之野、

得二之一、召見不違夢一、試問政事一、所答為聖一、武丁語伝説一
曰、渡二巨川一汝為舟楫一、注一曰、有レ上レ司奏曰、子在ハ
辰一陰陽所諱不可二哭一者、王充論衡云、辰日不哭、〻則有
重喪、顔レ去濁レ氏レ平濁レ云、陰陽説云、辰為水墓一、又為土
墓一、故不得哭一矣　聖人有作者、以大宗為聖人一、製破陣楽
図一、故曰有作　法曲者、法レ入レ度之楽曲也　美列聖之正
花声者、唐大宗製破陣楽曲、高宗製大定楽曲、玄宗製霓
裳羽衣曲一、故曰列聖一　歌大定者、尚レ平濁レ書レ平レ云、一
著二戎衣一天下大定矣　永徽之人者、案唐暦、高宗皇一帝
庚戌年即帝位、建年号一曰二永徽一元年一、本注云、有貞観之遺
風者、案年代暦、唐高祖神レ平レ堯レ平濁レ皇帝崩、長レ上レ
子レ上レ世レ去レ民レ平レ代立、謂之大宗、改年号為二貞観一元
年　舞霓裳者、白廷翰唐蒙求注云、葉レ入レ一法レ入レ一善
レ去レ嘗与玄宗至月レ入軽濁レ宮レ平軽レ一因聆天楽、上自暁音
律一黙記其曲一、帰伝其音遂為二霓裳曲一、法善生隋大業丙子一、
終於開元庚申一、凡一百七歳　開元之人者、案年レ上レ代暦、
唐玄宗即位建年号為二開元之年一一、歌堂〻者、本注曰、永
隆元年大常丞李レ上レ嗣レ去レ真レ平レ善審音律能知興
衰一、云近者楽府有堂〻曲、再其堂〻者、唐祚再興之兆
也、案年代暦、永隆者、高宗御宇之年号也　中宗粛宗復
鴻業者、案唐書、高宗崩其継母則レ入レ一天レ平レ一皇レ平レ一
后レ去レ即帝位一、是以唐祚已絶、周祚興、誠憶唐大宗功
業之者慨レ去レ然レ平濁レ莫不屠肝一、則天崩中宗即位唐祚再
興、夫中宗者高宗之子也、其母娠高宗召占謀博士問男
女一、博士一皆曰、所娠之子為女子、高宗恨非其男子一、問
玄弉三蔵以仏法之力転女身可為男子乎、弉師奉祈之後赤
雀入二后閨一、高宗請玄弉問二此瑞一、三蔵答曰、陛下所憂転
女成男之兆也、又問占謀博士一、皆奏曰、后当生男子一、応
期生男子レ上レ、其声尚女声也、高宗以附玄弉之弟子一、出
家号仏光王、而高宗崩無継、遂還俗即天子之位一、為之中
宗皇帝一、又玄宗皇帝天寶末歳、以楊貴妃兄国忠一為丞相
委二于天一下、国忠愚翫国柄一、天下老弱莫不怨咨一、天寶十
四年之末、范レ去レ陽レ平レ節レ入レ度レ上レ使安禄山引軍於馬
嵬城誅二楊貴妃及国忠一、玄宗哀哭遁帝位一、子蕭レ入軽レ宗代

立、故曰中宗粛宗復鴻業一〻者、天子之位也　合夷夏者、夷者辺鄙也、夏者中都也、天寶末禄山叛、見上注

牙曠者、列子云、伯牙鼓琴、与鐘子期為友、鐘子期死伯牙絶絃不復鼓琴、〔ヲ〕痛知音之絶一、又太史公記云、晉平公令師涓〈平〉〔奏〕濮〈入濁〉上〈去〉之声、師一」曠止之曰、此亡国之音、不可欲聴也、平公〈平〉不聴令鼓之、仍晉国大旱、

二王後者、師説云、楽府置三恪〈入〉二王之楽曲、三恪取三代、二王取先王、案尚書、周成王命微〈平濁〉子〈上〉啓一代殷後為賓〈平〉主　介公鄫公為国賓者、案年代暦、後周静帝在位二年禅位於隋一為介国公一、隋恭〈平〉帝在位一年、唐高祖興軍入長安、封〈平〉恭帝為鄫国公一、

周武隋文者、案年代暦、後周〈平軽〉武帝庚辰」年立、在位十八年、〻卅六崩、又隋高祖文皇帝辛丑歳立、在位廿四年、六十四崩、

周亡天下伝于隋者、後周静帝亡隋文帝興、隋人失之唐得之者、隋煬帝亡唐高祖即帝位　唐興十葉歳二百者、高祖在位九年、大宗在位卅年、高祖在位廿四年、則天在位廿一年、玄宗在位四十三年、粛宗在位七年、代宗在位十七年、徳宗在位廿五年、順宗在位一年、憲宗在位十五年、則其之外唐祚十一」代、都合百九十三年、但加則天在位廿一年二百十三年　明堂大廟朝〈平〉享〈上〉時者、周孝〈上〉王〈平軽〉記云、周〈平〉人明〈平〉堂〈平〉、注云、明政教之堂也、私云、天子即レ位之初於明堂祭先霊、謂之明堂大廟朝享時一云〻　引居賓位一者、先代天子之子孫居賓客之位助今上登極之威儀云〻　高祖大宗之遺製者、大宗者高祖之太子也、父子両代以後周〈平軽〉介公隋鄫公置賓客之位一、〔ニ〕故曰遺製一　嗣位守文者、続天子之位」守三才之文一　亡国子孫取〔テ〕為誡者、後周〈平軽〉静帝不〔ラ(カ)〕賢為隋失国一、隋恭帝不聖為唐奪国、以此両公一置賓位一　見此亡国子孫之者能慎可舎帝位一、若以云天子一有驕則万邦諸侯皆以可叛、〻則失国在眼一云〻

海漫〻戒求仙者、海中有三仙山一、其名云蓬萊方丈瀛州一、不死薬生其山一、服者長生不老也、秦始皇漢武帝赴　方士

之勸、以童男卯(帥女イ)数千人、入海中令求蓬萊、遂不得到、
寔」雖有三仙山、自非仙骨者不可□、故戒之、
三神山者、博物志曰、滄海之中有蓬萊方丈瀛州三神山、
金銀以為宮殿、仙人所集、史記封書曰、斉〈平〉宣〈平〉王
〈平〉燕昭王使人求蓬萊方丈瀛州、此三神山在海中去人
不遠、及到三山乃(チ)在水下、仙人不死薬皆有之、
秦皇漢武信此言者、案史記、秦始皇之時徐〈平〉市〈去〉等
奏曰、海中有神山不死薬生此上、服之為天仙云々　始皇
信之入童男卯(帥イ)女数千人於海中求」之、又漢孝武皇帝之
時李少君等奏曰、海中有神山、武帝美之発童男卯女数
千人覓之　徐福文成多誕誕者、徐福者秦時方士也、班
固〈去〉両都賦注云、武帝以方士李少君為文〈平濁〉成〈平〉
将軍」上元太一者、漢武帝内伝云、王母謂上元夫人曰、
劉徹(姓名)〈入軽〉好道来視之然形漫神穢聞多精少、童〈平〉子
〈上〉不夷、三尸擾乱殆非仙才、初学記云、終南〈平〉山〈平
濁〉一名太一、長安以南也　紫閣図云、太一台黄帝得仙□
天、私云、上」元太一者、天〈去〉神〈上濁〉以求仙之者於□
祈請云々　驪山塚上杜陵頭者、案史記、秦始皇崩葬驪山
下、又漢武帝崩葬杜陵云々　悲風吹蔓草者、文選恨賦云、
試望平原蔓草縈骨拱木鍛魂」玄元聖祖五千言者、
玄元聖祖者老子名也、老子西行関、為関〈上〉令〈去〉
尹〈上〉喜説仙道五千言、号曰老子経上下両巻也　白日昇
青天者、或書陶朱服仙薬白日昇天」立部伎者、夷狄
之楽也、張巨索杖」雙釼於。索上舞、此舞已絶　太常者、
神祇官也、若天子、若諸侯、若三公、若九卿、若大夫祭
先霊之時必奏音楽、
有等級者、堂上者坐堂下者立、故曰等級　坐部立部者、唐
制曰、坐部伎(伎)〈夏〈去〉音也〉立部伎夷音也〈凡雅〈去濁〉楽〈入
濁〉正〈去〉音也〉
坐部退為立部伎撃鼓吹笛和雑戯者、唐玄宗天寶末歳楽人
退坐部入立部(テ)已交雑戯、故識者恠之　始就楽懸採
雅音者、宮徴〔者〕、文選注云、宮」一越調、商平調、角
雙調、徴黄鐘調、羽盤渉調、円丘〈去〉后〈去〉土〈上〉者、
礼記曰、祭天於円丘祭地於方沢、々々乃后土也　神祇者、
天霊為神、地霊為祇　鳳来百獣舞者、時務策注曰、羽翼

之属三百六名、鳳為之長一、文選注曰、鳳来百獣舞　何異北轅将適楚者、可尋之、大常三卿者、神祇伯唐曰大常卿式部卿唐曰大常卿治部卿唐曰大常卿但今三卿者、神祇伯大副小副歟

華原磬者、歴朝天子以泗浜之石為磬入」楽府一、而唐玄宗皇帝天寶末歳初拾泗浜之石用花原之石為磬、識者恠之、然間安禄山叛〈上〉、故楽人得用新声之謗、

梨園弟子等者、唐暦云、玄宗皇帝開元二年以天下無事一、聴政之暇於梨園宮一自教法曲必尽其妙、謂之皇帝梨園弟子一

律呂者、文選注曰、黄帝命伶倫氏〔二〕取嶰谷之竹一、造鳳管一、雄声為律、雌声為呂、六律六呂合十二官也、浮磬出泗浜者、尚書禹〈上〉貢〈去〉義云、水中見石似」水上浮、然此石可以為磬一、故謂之浮磬一、立辨致死者、

礼記楽記云、石声磬〻以立辨以致死、君子聴磬声則思死、注云、石声磬〻当作磬、〻字之誤也、立辨謂分明求節義也　封疆臣者、周礼云封人之職也。制畿封国、注云、封謂立　石封〈平〉於疆。猶為界也　胡寇従燕起者、天宝末歳燕〈平〉軍政来、玄宗失居不知所拠。鏗〈平〉鏘者、礼記楽記云、君子聴音非聴〈入〉其鏗一鏘而已也、彼〔亦〕有石合一也、注云、以声合〈平軽〉成已〔之〕志也」磬〈去〉一襄入海者、案史記、魯哀公之時礼楽既破国人散〈去〉亡〈平濁〉、磬人襄抱楽器入天海一不帰、天海者南蛮也　長安市児者、文選云、漢之西都在雍州一、謂之長安一、不弁是非謂之児〈平濁〉、

上陽白髪人等者、唐玄宗皇帝天宝五載已後、楊貴妃専寵若有美色者潜退之別処、上陽人是其一也、十六入内、其年閉上陽宮歴粛宗代宗徳宗三皇之朝一、徳宗憐之賜尚書号一、上陽宮者、両京新記云、上陽宮在東京皇城」之南。〔上欄〕西一

〔臨〕洛水　緑衣監使者、私云、五位者着緋〈平〉、六位者着緑、唐号城門郎一、倭国号監物一、守宮門一之官也　唯向深宮望明月東南四五百廻円者、溢浦亭〈平軽〉望月詩云、西北望郷一何処是、東〈平〉南〈平〉望月幾廻　円算之五百二十八廻

胡旋女者、唐玄宗天宝末歳、康一居国一（ママ）獻一（ママ）伎女、謂之胡旋女一、凡人皆有情一、争見一美色一無愛心、不如、以如此伎女不可令近帝者之前一也　廻雪者、文選注云、舞有廻雪之曲一　転蓬者」、〔曲〕名也、啓歯者、荘子雑篇徐〈平〉

鏗耕韻ニアリ丘耕切

無〈平渇〉鬼曰、奉事大有功〈平軽〉者不可為教、而吾君与未嘗啓歯一也、成〈平〉英〈平〉疏曰、我君未嘗開口徴咲（ママ）中原自有胡〈平〉一旋〈平〉者、中原者長安也　楊貴妃安禄山皆侍宮〈平〉内倶誇帝寵、玄宗愛之無所悟一、故指此二人曰中原胡旋者一也　中有大〈去〉真〈平〉者、楊貴妃馬嵬城之□鬼物也、化為美女、天子不識、大以愛之、楊貴妃遊馬嵬城一安禄山誅貴妃、玄宗恋慕之深三載一意、従レ蜀〈入〉道士来」曰、我得仙術一欲求貴妃一、玄宗大悦令方士一求之一、方士上昇碧落下至黄泉一不得之一、海上有一山一、謂之玉妃大真院一、方士到称唐天子使者、明朝出謁〈入〉、故曰中有大真一也　外禄山者、安禄山者白廷翰唐蒙求云、楊貴妃之養子也、養在宮〈平軽〉内、身肥色白不得出宮、楊貴妃兄楊国忠居丞相之位一政不平也、天下怨咲、天宝十四年安禄山乗天下之心誅貴妃国忠等一、故曰外禄山一也　梨華園中冊作妃者、梨園有」宮一、天子遊覧之地也、以梨園宮一為貴妃之号一、日本如謂上東門院女院一、金鶏障下養為児一者、安禄山被養宮内一不垂堂一、后妃居下　立画鶏一之障子云々　唐蒙求注云、安禄山為楊貴妃*氏ノ養子侍宴先拝母上〈去〉問其故、対曰、蕃俗先母而後父　兵過黄河者、十四年安禄〈入〉山叛〈上〉ス黄河者ハ西夷之地天宝五年〈平〉来者、従天寶十四年至二元和四年都合五十年、

新豊折臂翁者、唐玄宗天寶年中楊国忠覬国柄徴天下之兵伐雲南玉閣一羅鳳」、鮮于仲通率六万軍征南蛮、未戦疫死之者多矣、適到彼境亘繩橋浮皮舩一、雖勝兵不能降一侶一、是以六万軍戦于西洱河皆没、于時新豊県有一壮士、不詳其名一、被徴之刻、以大石一打折右臂一、不堪張弓挙旗一、遂免征雲南之役、仍保八十八年算一、若当初不折臂征南蛮早死得保天年一哉、不如快送余生一之者不可貪武功之賞一也、新豊県者、文選集注曰、漢高祖七年置」新豊県一、在京兆一驪宮者、驪山上有宮一、是歴代天子夏月避暑之地也　濾水者、坤元録云、濾水在蜀郡一　耶嬢者、耶父、嬢者母也　万人塚者、雲南有万人塚一、即大唐将軍鮮于仲〈入〉通李蛮等覆軍之所也、見本注一也　呦〈平〉々者、毛詩云、鹿鳴呦々、釈文曰、幽貌也、開元宰相宋開府不賞辺

功ヲ防黷武者、唐玄宗即位之初、開元二年突ヘ入ヘ厥ヘ入軽ヘ人侵ヘ平ヘ唐辺ノ邑ヘ入ヘ之地ヲヘ去ヘ、大武軍子将郝ヘ入ヘ零(靈)ヘ平軽ヘ筌ヘ平ヘ奉追討使ニ引率特勒ヘ入軽ヘ廻ヘ平ヘ鶻ヘ入ヘ部ヘ去ヘ落ヘ入ヘ等国兵斬突厥之首ヲ献于天子ニ、自称有不世之功ヘ平ヘ、于時宋ヘ去ヘ憬(璟)ヘ上ヘ為レ相以テ為、天子年少好武、思撥功者生心痛、仍抑其賞ニ逾年始授郎将、零筌遂慟哭ヘ入ヘ欧ヘ上ヘ血而死也、故曰防黷武也、天寶宰相楊国忠欲求恩幸ニ立辺功ヲ、〻〻不立生人怨ヲ者、案唐暦ニ、天宝十二年以後、楊国忠為相行政、重構雲南之役、」欲挙求武功之賞ニ徴天下之軍、雖出南蛮彼地嶮ヘ上ヘ岨ヘ上ヘ其人猛力、不夫(?)ニ不破一陣ヲ、遂乃国忠提他人称蛮子ヲ令赴役ヘ入軽ヘ所ニ、天下聞者莫不慟哭(无)ヘ入軽ヘ、于時安禄山乗天下之心ニ誅楊貴妃并兄国忠ニ、故曰辺功〻〻不立生人怨ヲ矣、辺邑ヘ入軽ヘ之人成凶、則天子命将軍令伐其暴逆ニ、若有伐テ得者天子憐功ニ賜賞、謂之辺功ヲ也、

大行路者、世間夫ヘ平ヘ婦ヘ上ヘ好レハ則結昵ヘ入ヘ近之交ニ、悪則成厭離之心ニ、夫為人君之者、朝愛其臣ヲ雖加(ト)ヘ」恩寵ヲ夕悪其臣ヲ忽ニ致誅害ヲ、誠是人之凶ニ悪難於山川ニ、故諷之ヲ、大行路者、注文選云、大行路在常山ヘ上濁ヘ通碣ヘ入ヘ石ノ山ニ也、巫峡之水者、江州巴郡有三巫峡ノ之水、其流速、謂之三廻水ヲ、好生毛羽者、文選西京賦ニ曰、所好生毛羽悪成(上欄)創病ナス創痏ヲ与君結髪者、礼記ニ云、女子十五結髪行役ニ、牛女者、初学記云、范陽城道武帝得仙ヲ曰、七月七夕牽牛暫抵織女ニ参商者、陸士衡為顧ヘ平濁ヘ彦ヘ去濁ヘ先ヘ平ヘ贈婦ニ詩曰、形ヘ平ヘ」影ヘ上ヘ参ヘ平ヘ商ヘ平ヘ乖、注曰、形影相随之理、夫婦之義、今始参辰之乖参商二星常出没(テ)不相見ニ商則辰古称色衰相棄背者、詆(カ)詩序曰、花色衰復相棄背鴈鏡者、范ヘ去ヘ秦(粲)鴈詩云、嬪賓王得一鴈鳥ヲ三年不鳴、秋ニ思乃置鏡ヲ、乃見影悲鳴而舞蘭麝者、蘭芳草也、文選曰、麝食栢ニ馨、注云、麝獣也、食(フ)栢実ニ臍落、謂之麝香ニ金翠者、金者光彩之長也、翠者色也」近代者、唐憲宗之代也行路難者不在山不在水者、荘子云、凡人心険於山川ニ云〻

司天台者、大ヘ去ヘ史ヘ上ヘ昇司天台ニ見天地之際ニ、知天下之

吉凶ニ、而若君王不ハ随所奏ニ則大史雖見慧星ヲ相畏其罪ニ不能奏之ヲ、故引先王不平受ル殃之例ヲ誡ム近代之王家ニ矣

羲和者、初学記云、東南海之外甘泉之間有羲ニ和ニ国ニ、有女子曰羲ニ和ニ、為帝俊之妻是生ル十日ヲ常浴ス日於甘泉ニ、注云、羲和能」生日ヲ也、故号日為羲和之子ト、堯時立テ、羲和之官ヲ主シム四時ヲ也　官不求賢空取芸者ハ、感精符云、三公非其人ニ則山崩レ三能移、九卿非其人ニ則江河潰、ニ(エ)(カ)大夫非其人ニ則丘陵堰ル、元士非其人ニ則台(カ)阜毀ル、是以王者仰テ視ミ象於天ニ俯テ察テ法於地ニ中テ択賢能ヲ以任ム去濁ヲ之ニ、任得其人ヲ則国昌サカヘ民安、任去濁ヲ非其人ヲ則邦危フク民弊云々　昔聞西漢元平濁ヲ成平ヲ間下凌上替ステメ謫見天ニ者ハ、史記云、割キテ鴻溝ヲ以西為漢ト、年」代暦ニ云、漢元帝諱奭セキ入ヲ在位ニ十六年、成帝諱驁カウ平濁ヲ、在位廿六年、案ルニ漢書ヲ、元帝成帝之時天変地動ス、大史畏罪ヲ敢不献メヲ諫ニ、遂乃国亡ヒ主滅ロフ矣　北辰微闇少光色者ハ、荊州星平ヲ占平ヲ曰ク、北辰一名天罡平濁ヲ、一名北極、北極者紫宮天座也　文選注ニ云ク、天下不平星無光シシ色也、五星煌々如火赤者、兼名苑ニ云ク、一名地侯コウ平ヲ、一名土星シヤウ上ヲ、注ニ云ク、中央土之精也、従テ歳主トル鎮平ヲ名(ソノ)曰五星ト、亦謂之五緯キト也、日月与五星」名之七曜ト、古今注ニ曰、国主之政不平則星色如火　耀芒動角者、芒星光也　三台(者)ハ、五行大義云、黄帝置テ三公之職ヲ以象タトル三台星ノニ、風后配ヲハス上去ヲ台ニ、天老配ハ中台ニ、五聖配ス下台ニ　大史官者ハ、五行大義云、大史者耳目之臣(タ)リ、所使ナリハル視聴ヲ、是人之後ナリ入ヲ、故曰後承ト、常立テ於君後ニ承ケテ人平濁ヲ主上ヲ之過カヲルヲ取験ニ於天ニ　天文時変者ハ、日月星辰之文也　九重天子者ト、荘子曰ク、如意之珠ハ在九重之淵ソコ底」驪龍之頷ヒノニ下、師説云、龍頷ハ遍ワタル大則亘宇上ヲ宙ニ平軽ヲ、欲変少則攝(マヽ)于豪釐、欲昇天則到碧落、本ノマヽ入地ニ則潜ク(ル)黄泉ニ、天地得タリ自在、以天子譬ニ龍徳ノニ、是以天子居ヲ関ヲ為九重ニ是也、

捕蝗ハ、唐玄宗開元四年五月山東ニ諸国(大)ニ蝗アリ、乃姚崇エウシウカ曰イ行蝗(ヲ)(痊)疾之法ヲ、時人刺之ヲ、唐徳宗興元年中戎人寇ホタス辺ニ、天下大旱テ蝗虫満ツ境ニ、仍河南長吏命テ国民ニ捕フヲ蝗ニ、故刺テクノ曰其蝗虫者天災平ヲ也、豈以人力(ヲ)ム(ヤ)禁ヲ天災ヲ」不如行善政ヲ駈ムニハヲ蝗ニ云々　両河者、河南河北之地也　三輔者ト、初学記云、左

馮翊、右扶風、京兆尹、謂之三輔云々　河南長吏者、禹貢云、予州、徐州、青〈平〉州〈平〉、兗州、四州之境也　古之良吏有善政以政駔蝗々出境者、後漢書云、王〈平〉況〈上〉字文〈平濁〉伯〈入〉、後漢京兆杜陵人也、為陳留〈平〉大守善政無偏慈　養民庶〔立イ〕、隣一郡有蝗二大傷田苗一、至陳留界一即飛過不下也云々　文皇仰天呑一蝗者、唐歴〔マヽ〕云、貞観二年六月十六日太宗至上林苑一掇蝗数枚一而呪云、人以穀一〈入軽〉為命、而汝食之一、是害於百姓一也、百姓有過一在余一人一、爾其有霊但当餓我一、無害百姓一、将呑之一、侍〈去〉臣〈平〉曰、恐致疾、遽　来諫　止、上曰、所冀移災朕〈去〉躬一、何疾之避、遂呑之一、自是蝗〈上〉不為災一　一人有慶〔ミ〕兆人頼者、一人者天子、云史記、周〈平軽〉成王曰、万邦〈平〉之有罪一在予一人一、十億為兆、

昆明春水満者、昆明池者漢武帝元〈平濁〉狩〈平〉三」年穿之一、此池有鱗介一有菰蒲一、近水之人採鱗介一採菰蒲一為送生之計一、而天下大旱　池水皆竭、唐徳宗皇帝貞*〈平濁〉元年中詔開八水一漑之、自茲鱗介還活　菰蒲再長〈上〉、近水之人復釣　助身採菰蒲一得利一、是則水辺之民既浴王恩一也、〔然〕呉〈平濁〉興山中　有茗草一、又鄱陽坑有銀、彼遠地之民須採茗一取銀充〔ス〕活〈入〉計〈去〉也、而天朝加制止不令民採之一、故曰、一天下皆皇民、近水之人」〔ト〕独不可得鱗介菰蒲之利一、何可制禁堀銀一採茗之利一哉　昆明池者、漢書云、西南夷伝。嶲〈上〉昆明国有塡〔滇〕池、方〈去〉三百里、漢使求身毒国而為昆明所閉、今欲代之、故作昆明決〈入軽〉象之、以習水戦、在長安西南廻卅里也　南山者、太一山在長安南一、故曰南山一　八水者、西征記云、関内八水一涇、二渭、三灞〈去〉、四滻〈上〉、五澇〈去〉、六潏〈入〉、七澧〈平〉、八滈〈去〉　城塩州者、唐暦曰、徳宗貞元九年四月、塩州城為吐蕃所毀、〔ソ・タ(カ)〕詔復」築城辺寇〈去〉稍息、城在五原々上頭一者、漢武紀云、大初三年遣光禄〈去〉勲〈平〉徐〈平〉因為壁　五原塞外列城西北至盧〈平〉朐〈平〉金烏飛伝(贊)普聞者、唐暦云、吐蕃在長安西八千里、本漢西〈平〉羌之種〈上〉也、其国人号其主為替(贊)〈去〉普一、建牙伝箭者、唐暦曰、蕃主贊普徴兵用金箭伝　其契〈去〉

箭召諸部長、六典云、匈ㇾ奴濁法建白牙、
左衽濁ㇾ氈平ㇾ裘平ㇾ者、胡法者衣袂左長右短、以毛
皮「造裘禦雪　霊平ㇾ夏去ㇾ者、帝都也　秦原者、長安
也、可尋之　鄜州者、馮平ㇾ翊入ㇾ県去ㇾ也、〻州名
将略者、将軍所運　之謀也　廟去濁ㇾ謀平軽濁ㇾ者、天
子於明堂集群卿ㇾ所議之謀也　高宗中宗者、唐高宗其子
中宗也、
韓公創　築　受去ㇾ降平ㇾ城ㇾ者、唐書云、高宗之時韓公築
受降城ㇾ云〻　三城鼎峙者、六典云、東受降城、中受降城、
西受降城、案匈奴伝ㇾ受降城者、在朔方西北千余里」、
道州民者、道州之人其身短、長不過三尺、毎年造燈台鬼ㇾ
進天子朝ㇾ、父子兄弟乍生ㇾ別離、唐徳宗之時楊成為大守ㇾ
不進燈台鬼ㇾ　六典書者、〔八〕一治平ㇾ典、二礼典、三義典、
四政典、五刑典、六事典　璽書者、王者之印信也　使君
者国守也、
馴犀者、唐徳宗皇帝建中元年南蛮人献　象ㇾ去ㇾ、詔入上
林ㇾ、及冬詔ㇾ返遣本国、同帝貞元九年南蛮人又献馴犀ㇾ、
詔入上林ㇾ、及冬ㇾ馴犀皆死、建中貞元前後之政已以相違、
故刺之」　通天犀者、抱去ㇾ朴入濁ㇾ子云、　角上有一百
縷　旦入入軽ㇾ出上　天ㇾ至神験ㇾ云〻　軀貌駭人者、可勘之、
角駭鶏者、師説云、昔有人ㇾ以犀角死於野中ㇾ、有行人ㇾ見
烏鳶飛翔　其上不敢下、徃者疑　犀為霊物、取其角ㇾ使群
鳥競集、大去ㇾ霧上濁ㇾ重露之時置庭中ㇾ終不沾濡
也、南人或名通天犀、或為駭鶏ㇾ、犀有三角、一在額上ㇾ、
一在鼻上ㇾ、一在頂上、即只食角　乗伝ㇾ者、伝上馬一日
三駅、中馬一日二駅、下馬一日一駅」　大明宮者、西晉
新ㇾ言曰、大明宮在禁苑之東南ㇾ、宮内有紫宸殿　六訳語
言者、南蛮有六、其人言語皆以不同、故謂六訳ㇾ　館四
方者、周礼云、建諸四方封土ㇾ　海鳥不知鐘鼓楽者、国歟周語
云、海鳥鶏(麦)鵙(居)止於魯国東門之外、臧平ㇾ文平濁ㇾ仲
使国人祭之、展季曰、今ㇾ茲海鳥有災乎、天広川鳥獣始
知避其災、是ㇾ歳海多大風ㇾ、虞平濁ㇾ翻平ㇾ注曰、是鶏
平ㇾ鵙平ㇾ之所〔九〕避也　池魚空結江湖心者、潘安仁秋興
賦序云、夙興夜寝不遑秖上ㇾ寧ㇾ去軽ㇾ、」　譬猶池魚籠

鳥有江湖山藪思一　上林者、初学記云、漢武帝所開也向闕者、門上有屋、謂之二闕（門樓也イ）一帝王門也　五絃弾者、趙璧撫五絃一、是戎狄ノ音也、天子愛之既乖法曲、故諷之　悪鄭之奪雅者、論語云、悪鄭声之乱雅楽、苞氏云、鄭声姪声之哀者也、悪奪雅楽一也　趙璧者、白廷翰唐蒙求注云、趙璧曰、吾於五絃始則心駈之一、中則神遇之、吾方法去然眼如耳」ミ如鼻、不知五絃之終則天随之一、吾方法去然眼如耳」ミ如鼻、不知五絃之為譬之為五絃也　鉄声殺氷声寒者、礼記楽記云、志微唯一殺其音而非思憂、正始之音者、文選表集注云、老子所製謂之正始之音　朱絃者、文選陸入士上龍平詩云、朱絃繞素去腕去、注云、〔朱〕絃者箏琴也、素腕在上一弾、故云繞　清廟者、文選注云、清廟天子廟也　召元気者、可勘之　古瑟者、李氏五運図云、女媧氏造琴瑟一也　蛮子朝者」、南蛮者泛皮船亘繩橋其路嶮岨輒無往還、唐玄宗皇帝発数十万兵一、雖遣之不降一虜一、而蜀郡将軍異牟尋男尋閣勧誘引蛮子一ううハ不審長安一、徳宗大賀召寄賜相位一、故諷之　嶲州者、西平南夷之地也　六詔者　唐暦曰、玄宗開元廿六年封西門南蛮大奠師特進越国公、家公帰義為雲南王、先西南蛮之奠師有六、各領部内属入漢官冊入、立之一号為六詔一、争長一不相為」同、故歴代並置之以分其勢、及王昱以帰義強納其賂、請合為一詔、因是象去氏上併滅不附、若率開辺平盟平　東方連牂牁者、初学記云、漢武帝平南夷置牂牁郡一云ミ　西接蕃者、可勘之　鮮于平軽仲去通平六入万去濁卒者、唐式（ママ）云、天寶十年仲通為閣羅鳳進陥雲南一、都督府擁兵自守、同十三載李密撃閣羅鳳、見擒死、至今西洱河岸辺者、本注云、天寶十三載」鮮于仲通統兵六万討雲南王閣羅鳳、戦于西洱河合レ軍覆没也　中使者、子従大内所出之使也　清平官者、辺将之官名歟　大軍将繋金吐嵯者、以金造瓔珞一繋頸一。　拖紫一者、以尋閣勧〔ヲ〕為大臣着　金章之服一入也　延英殿者、可勘之驃国楽者、唐徳宗皇帝貞元十八年正月驃国王来献、凡不審十二曲以楽工三十五人来平朝、楽曲皆演釈氏〔ノ〕経論之詞一、毎為曲一皆斉」声一唱、各以両手十指一斉開斂

為赴節之状、〔ト〕一低一仰未常相対、〔ハ〕詔悉皆見此楽云々　紫庭者、天有紫微宮、是北辰之居也、故国王之居喩北辰之宮也　黈纊者、文選注云、—以黄綿大如丸懸冠両辺当耳不欲妄聞　不急之言也　椎髻者、漢書注云、令兵士椎頭結也　百辟者、百官也、実百廿官也、五行大義云、三公九卿廿七、大夫八十一、元士合百廿也　撃壌老農父者、百詠注云、帝堯之時有」撃壌之老父、或人語父云、天下無事老父撃壌、老父曰、日出興日入寝、堀井而飲撃壌而食、何帝之力乎　君如心兮民如体者、論語云、葘堯鄙野也、言天下未和平京畿尚有憂、何忘此近民甄遠方之楽哉　伝戎人者、案唐暦、代宗皇帝代大暦二年蓬子将軍子李如〈平濁〉暹〈去〉奉使征胡地、軍敗降胡地、胡兵固守無隙于逃、四十余年娶妻生子、胡地之法、令漢人没〔ル〕胡者着皮裘」繋毛〈平濁軽〉帯〈去〉、唯正朔之日許着唐衣冠矣、因茲其悲不堪、伺隙得逃、唐将軍捕〔テ〕之〔テ〕雖称漢没将敢不信其言、遂成〔テ〕胡人面縛進洛下、徳宗皇帝不忍殺遷呉越之地、是以李如暹進不得見涼源之本郷、退不得逢胡地之妻子、故代彼心述此詞、

面縛者、左伝云、許界面縛銜〈入〉璧、注云、後候見其面、宋世家云、面猶俯〈去〉也、背〈去〉縛　秦者、長安在秦中、本咸陽宮也、漢代改曰長安、」黄衣小使者、木火土金水之中、土在中央、其色黄也、帝王為万民之長、居中都、故表其色以黄也、金瘡者、可勘之　交〈平〉河〈上〉者、漢書云、交河城河水分流澆城、号交河、〔去〕長安八千一百五十里昼伏宵行者、左伝云、君似鼠、夫鼠昼伏夜動、不穴　於寝〈上〉廟〈去濁〉畏故也　吐蕃者、唐書第五云、吐蕃或云、南涼禿髪〈入〉利〈去〉鹿〈入〉孤〈平〉之後、禿髪為国号、語訛　謂之吐蕃、」

新楽府注上

朱
安貞三年正月十二日於醍醐寺地蔵院以他／本点了

深賢

墨
元久二年春二月之比以信救自筆之草本／於信貴山誂当山住侶乗順房什円書写畢

深賢」

白氏新楽府略意巻下

驪宮高者、驪山上有宮殿一、是歴代天子避暑地也、唐憲宗皇帝即位五載未幸其地一、夫天子之行、六宮相随百宮共奉、朝宴飲夕賜禄物、推一日臨幸之費一過中民百家之財、我君之幸為一人一也、我君不来為天下一也、故美之一

玉甃者、百詠注云、崑崙山有九井一、以玉一為甃一　温泉者、初学記云、秦始皇幸驪山宮、与神女遊忤其旨、神女唾(ママ)(ハツキ)之則生瘡一、始皇怖謝、神一女為出温泉一三洗除瘡一、因以為験一、私云、日照水暖未必実温泉一是文章之情也　翠花者、天子所レ駕之輿名也、白氏余巻云、翠花揺〻南幸　牆有衣者、可勘之　瓦有松者、本草云、昨〈入軽〉葉〈入〉何草上〈去〉党屋上如蓬初生一、一名瓦一松、注云、葉似蓬一蒿一、高尺〈入〉余〈上〉、遠望如松栽　生年久瓦屋上　都門者、長安城之門也　一人者、天子所称之辞也、史記云、周成王曰、万邦之有辜一帰予一人一也　六宮者、礼記婚義云、古者天子后立六一宮一、三夫人、九嬪、廿七世婦、八十一女〈上濁〉御〈去濁〉妻〈平〉、以聴天下之内一、注云、天子六寝曰六宮立行一、百司者見上巻注　中人之産者、金婁子曰、漢文帝欲作霊台一、呂延計之直百金、帝曰、中民十家産吾奉先帝宮室一、恐看之何以台為、遂止、

百練鏡者、唐徳宗皇帝之時楊州百練鏡貢之一、以銅一為鏡、僅照人顔、不如(シ)、大宗以人為鏡一照四海之安危云〻　鎔範者、鋳一形也　蓬萊宮者、唐書云、高宗龍翔二年王成造蓬萊宮一、背有九五飛天龍者、天子鏡背鋳龍形一、天数九有六位一、□〈去〉□〈上〉為太上一、九五天子位、九四三公位、九三諸侯、九二大□(夫)、初九庶人也、出周易、大宗常以人為鏡者、白廷韓蒙求注云、大宗曰以銅一為鏡可以正衣冠一、以古為鏡可以知興亡一、以人為鏡一験得失一、魏徴殂亡一鏡一　四海者、如上　百王者、多数之義也、或云、帝王以百代為極是非也、皇甫謐造帝王世時記一、所載王数既過百代一、其後尚有帝王一、以百王為限者所記一不可過百

王ニ、又百王外不可有」王代ニ也　青石激忠烈者、唐徳宗時引藍田石ニ為碑立、大廟ニ彫神徳ヲ、又立宮家ニ彫帝徳ヲ、所レ美之徳未レ必歟世実事、不如彫忠臣之徳ニ示ニハ後代之人ニ云々　兼車者、世云力車ニ　石不能言者、左伝云、晋侯問於師曠ニ曰、石何故言、対曰、石不能言神或馮焉、杜ヘ平ヽ預ヘ平ヽ云、謂有精神ニ馮ニ依石ニ而言也、段氏顔ヘ平濁ヽ氏者、唐徳宗之時大臣也、段氏為大尉ニ、顔氏為大師ニ、其名見唐歴ニ（ママ）云々　朱泚者、唐蒙求注云、隴西師朱泚獻猫ヘ去濁ヽ鼠同ヘ平濁ヽ穴ニヘ入ヽ、百」寮賀之ニ、舎ヘ去ヽ人ヘ平濁ヽ崔祐ヘ平ヽ甫独不賀ニ云、栖者猛（猫）鷙之類、是反　性違物理ニ、何賀〔哉〕　年代暦曰、唐徳宗建中四年癸亥、朱泚反、希烈者潜僞ヘ平濁ヽ位ヘ平ヽ、問議於顔ヘ平濁ヽ卿ヘ平ヽ曰、老夫耄年曾掌国礼ニ、所記者諸侯朝覲之礼、年代歴（ママ）云、唐徳宗貞元三年丁卯李ヘ上ヽ希ヘ平ヽ烈ヘ入ヽ反ヘ上ヽ、両朱閣者、唐徳宗皇帝有二子ニ得仙ニ去、以此二子宮ニ成仏寺ニ、夫人間多仏寺ニ、是俗人見馴可軽之故刺之ニ　貞元雙帝子者、貞元者、徳宗御」宇之年号也、雙帝子者、王子二人也云々　黄昏者、戌時也　比屋斉人者、人屋相並之義也、荘子雑篇云、漁ヘ平濁ヽ父孔民者、上以忠ヘ上ヽ於世主ニ、下以化於斉ヘ平ヽ民ニヘ平軽ヽ、釈文云、斉等也、平陽ノ宅者、可尋之、

西涼伎者、唐玄宗皇帝天寶十四年乙未、安禄山謀ヘ平濁ヽ叛、自尒至于徳宗皇帝貞元十年ニ四十年之間、〔西〕涼之地為西戎ニ被〔侵〕矣、唐辺将僅在鳳翔ニ、々々唐朝之忘政本地〔之〕西京也、天子為恥不可過斯ニ、而唐辺将翫西涼師子舞ニ忘政」本地之思ニ、故云、主憂臣辱、何翫師子ニ哉　西涼伎者、西戎之地〔本〕属唐法ニ、而天寶十四年以ニ降為戎被侵彼土之人学師子舞ニ、謂西涼伎云々

従流沙者、慈恩三蔵経記云、流沙者、〔深〕五百里周五百里云々　西鄙者、西戎之地ヘ上ヽ也　河隴者、河西ヘ平ヽ隴西ヘ平ヽ　八駿図者、周穆王天子之時有人献駿馬八疋、穆王駕之ニ西与西王母ニ遊瑤池ニ、如此之間天下既荒百姓怨哭、後人造八駿図ニ、故云、房星精下化駿馬ニ、穆王不覚愛之ニ、周室悉破為天下ニ」被咲ニ、為国主ニ之人不可

成如此之逸遊一也　八駿者、一騂騮、二緑駬云々　穆王者、年代歴(ママ)云、周穆王姫姓也、諱満、在位五十五年、照(ママ)王瑕ノ子也、年四百歳云々　四荒者、初学記云、四方之外謂之荒服一云々　八極者、文選注云、八方之極也　三十二蹄者、馬八疋各四足四八三十二也　属車者、金婁子可見之　黄屋者、後漢王充伝云、天子車以黄繒為蓋、故云黄屋之車一、史記云、漢帝乗黄屋之車一　七廟者、天子祭一七廟一、壁(璧)台南与盛姫一遊者、穆天子伝云、遊于河ノ[平]済盛[去]□[伯]献□[名]為之盛姫一、造重壁(璧)台一　明堂者、天子引諸侯明政教之堂也　白雲黄竹歌声者、捜神記云、周[平軽]穆王西遊瑤池一、西王母歌白雲黄竹一　周[平軽]従后稷至文武者、周書曰、周[平軽]后稷名棄、無父而生、母曰羌氏一、出野一見巨人之迹一心忻然　欲踏之、居期而生子一、以為不祥一、棄之於溢[去]巷、牛馬過者皆去不踏、又遷置于山林一、飛鳥覆其翼一或哺養、母以為神一、而遂取養、七歳　而有大一人之志一、常事耕作一播殖五穀一、帝堯召見而甚喜、為三公一賜以周地一、始欲棄故曰棄一、后於稷一、故曰后稷一、后君也、稷五穀之惣名也、年代暦云、周武王名発[入]、文王昌之子也、在位七年

文帝却之不肯乗者、逍遥集云、漢文帝時有献　千里馬一、帝謂群臣曰、鴈[平]旅[平]在前一、驢車在後、日行　五十里、朕乗千里馬一独先要之一、乃詔還馬一、房星之精下為恠者、駿馬房星精也、

澗底松者、人雖有良才空隠山谷一、則天子不知一其人空死、故傷之　澗底松者、晉書曰、庾[上]敳[平]字子〔嵩〕長不満七尺、而腰帯十囲、温嶠[平]奏之一、敳森[平]々如千丈松、雖礧[上]砢[平]多[平]節一[入]施之大廈一有棟梁之用一[去]　金張世禄者、文選第十一云、金張藉旧葉一、七葉珥(ママ)　漢貂一、注曰、金[平]日[入濁]磾後七葉為内侍一、張湯子孫為侍中一、常侍十余人、侍中常侍冠　武[上濁]弁貂尾為飾一　黄憲賢者、後漢書曰、黄憲字叔度[平軽]汝[上濁]南人也、或云、黄叔度者賢臣也、雖為　牛医之子一、英名動京師、」

沈々海底生珊瑚者、外国雑伝云、大秦西南渤海中可　七

八里ニ到テ珊瑚ノ底ニ大盤石ニ珊瑚生タリ其上ニ人以鉄網ヲ取之ニ歴々タル天上種白楡者、文選注ニ云ク、衆星次楡ヘ平ヽ一躔(カ)ヘ平ヽ牡丹芳者ハ、唐憲宗皇帝元和年中ニ王ニ侯卿ニ士翫テ牡丹之花ヲ以千金ニ買フヲ之ニ、天子憂フ天下之忘コトヲ農業ニ、故美タリヲ之 仙人琪樹者、文選注ニ云ク、崑崙山ニ有リ琪樹ト云々 王母桃花者、漢武内伝ニ云、春月帝羨ヤウノヲ桃味ニ、于時ニ一足青鳥飛来レリ、問フ東方朔ニ何ノ瑞ニ一鳥耶ソヤ、答ヘテ曰ク、是レ西王母将来ル、此鳥先ツ来ル、須ク臾ニ西王母来ル、東方朔隠レタリ屏風之後ニ、王母以テ桃実ヲ献ツル帝ニ、ヽ服シテ曰ク、此ノ味甚ナリ美ニシテ、将ニ植ムト上林苑ニ、如何ト、王母曰ク、此ノ桃為シテ上界之珎ト非下界之菓ニ、三千年一ニ熟ミナル、匿カクレタル此屏風之後ニ一童ハ三盗フヲ食之ヲ一云々

王公与ト卿士ト者、王者ハ初学記ニ云ク、通天地人ノ三才ニ者也、公者ハ三公也、卿者ハ九卿也、士者ハ八十一ノ元士也 庫車(ママ)軟軽ト者、王女之所駕也、公主者ハ、後漢書ニ云、帝之正ヘ去ヽ嫡ヘ入ヽ謂フ之公主ト一 香衫細馬者ハ、薫モノスル衣裳ニ謂フヲ之香ト一衫ト、善馬謂フヲ之細馬ト一 豪家郎者ハ、才過ル万人ニ謂フヲ之英ト一ヘ平ヽ、才過タル千人ニ謂之豪ト、郎ハ男子女子之通称也 衛公宅者、可尋之 西明寺者、唐高宗為タル太子之時為ニ母后ノ所建也、天竺祇園精舎写知足天四十九院ノ一院ヲ、唐西明寺写ハス天竺祇園精舎ノ一院ヲ一城之人皆若狂者、礼記雑記ニ云ク(左)、孔子弟子コウ子ヘ上ヽ貢ヘ去ヽ観ミル於蜡、孔子曰ク、賜マフヤ(也)王ヘ平ヽ楽ラクヲ乎、対テ曰ク、国人皆若ニヒトナシタルカ狂一 三代者、徳宗順宗憲宗謂之ニ三代 文勝質者、論語云ク、子曰ク質勝レハ文ニ則チ野ヤナリ、文勝レルハ質ニ則チ失シツス、疏ニ曰ク、質ハ」実也、勝ハ多也、文花也 元和天子憂フ農桑者、唐蒙求注云、元和年中京遊ノ所尚タトフ有一本ニ、直数万者、韓滉私ノイヘニ第ニ有牡丹、遽ニハカニ命シテケツリヌ去ラシム、曰ク、豈効ナラハム児ヘ平ヽ女ニヘ上ヽ耶 嘉禾生九穂瑞麦秀両岐者、能(カ)庭芳百詠注、可見之、

紅線毯ハ者、宣州ニ毎年貢ツル紅線毯ヲ一、而徳宗皇帝貞元年中ニ送本様ヲ一美麗ニシム令織ラヲ之ニ、故民家ノ之費ツイヘフヲ憂フ之ニ、披香殿者ハ、案ニ唐書ヲ一、徳宗貞元年中ニミツ充美人於ヲ披香殿ニ一云々 大原ノ」毯ハ者、可勘之 蜀都褥者ハ、蜀ヘ入ヽ人毎年貢ツルヲ錦於天子ノ朝ニ一也、杜陵叟者ハ、唐徳宗興元年中ニ天大旱ニリス、国ニ一人ヒトニ大飢、州郡ノ吏不ス憐ミ民戸ヲ徴ル取租税ヲ、而后チ天子降クタス免除之宣ヲ一、民家空ク得免宣之名ヲ一、未有遁譴之実ヲ一 杜陵者、漢武帝葬杜陵、故有

此号ニ、京畿之内也　白麻者、紙名云々　繚綾者、唐徳宗皇帝貞元中勅ニ京畿ニ令織仗女衣ニ、民家之費也、故憂之ニ

天台山」上明月前四十五尺曝布泉者、編珠録云、天台山上有数丈之泉ニ、其流下之粧如掛　白鶴ヲ矣　師説云、其水撃石飛、揚之波高四十五尺　越渓寒女者、史記云、越羅山有樵薪之女ニ、城主召見為后ニ、西施是也　漢宮姫者、唐天子之宮称漢宮ニ　照陽者、殿名也、

売炭翁者、唐徳宗貞元中下詔置官市ニ、因茲寄事於勅命ニ、以減直ニ推売、天下莫」不怨哭、故諷之ニ　黄衣使者、見上巻注云々　白衫曳者、元々本々　聖主行之ニ、白衆色之本也、故帝皇使着白色衣、

母別子者、唐代驃騎大将軍伐辺寇ニ有大功ニ、仍天子以金銭三百万ニ賜将軍ニ、々々改レ貧得富ニ、忽捨数子旧妻ニ新迎洛陽温家女ニ、是以母去子留、故譏之ニ　驃騎者、武官正二位名也　陰山道者、辺将失馬之地也、而万里之路胡馬来疲貪ニ虜以疎短縑五十疋ニ買馬一疋ニ、胡人」憂其踈織ニ皆以訴之ニ、成安公主為可汗王之妻ニ奏于憲宗皇帝ニ、出御府金帛ニ充馬価ニ、将軍大悦、自尒馬価縑不令疎短織ニ、廻鶻者、可汗所摂之国名也、可敦者、可汗王之妻名也、見慈恩伝ニ、虜者戎ニ人也、

時勢粧者、安不忘危　者賢人之遺訓也、唐憲宗皇帝元和年中天下大平　戎人不侵辺邑ニ、而帝詔造戎人之形ニ示有蛮夷ニ、謂之時勢粧ニ、是居安ニ不可忘危ニ之故也　昔聞」被」髪伊川中者、史記云、周幽王為犬戎ニ所滅、本ニ平軽王嗣立東遷洛邑ニ入軽也、辛有適伊川見下被髪ニ而祭於野ニ者、辛有周大夫也、伊川周平軽伊上水也、□及百年ニ、

李夫人者、李将軍之妹也、漢孝武皇帝納而為夫人、々々死帝大哭入軽写其真影ニ置甘泉殿ニ、朝夕供膳ニ、或命方士焚反魂香ニ、夫有必滅之理ニ、武帝愛著之深迷惑不知之、故云、人非木石、不知不逢傾城之色ニ　甘泉殿者、師説云」、在雲陽ニ、本秦林平光平宮平也　反魂香者、東方朔十州記云、魂魄樹亦名反魂、又名却入死上香、死屍在地聞気ニ上乃活云々　翠蛾者、

蛾眉似美人眉一　穆王三日哭者、穆天子伝曰、盛姫死於重壁台一、穆王三日哭云々　秦陵一掬涙者、唐書楊貴妃死于馬嵬一、玄宗皇帝哭於秦陵下一流一掬涙一　傾城色者、文選云、傾城誰不傾　抂節一停中河、史記云、南国有佳人〈平濁〉、一咲即傾城一云々」

陵園妾者、不知何世人、得中官之讒譖〈平〉被配于陵園宮一、三代不見帝王面一　寝宮者、書云、王寝有花色一、光陰者、光〈平軽〉日也、陰月也　眼看菊蘂重陽者、九月九日号重陽一、天数九、故曰重陽也、礼記月令曰、九月九日菊有黄花一　手把梨花一寒食心者、三月梨花相綻之時有寒食之祭一、晉献公納驪姫為后一、前后之子有二人、長曰申生、次子曰重〈平〉耳一〈上濁〉晉文公是也　献公出猟、申〈平軽〉生〈平〉不知贈賭、驪姫竊加毒賭中一置之一」献公帰宮一〈平〉欲食賭一、驪姫説曰、我聞君之子憂君祚之長一、此賭試而可重御一、先与犬一、々食即死、次与小臣一、々々食而死、献公大怒遣人一殺太子申生一、次子重耳聞太子被誅一逃晉一出境一、介〈去〉子〈上〉推、〈上〉趙〈去〉衰、〈平〉咎〈去〉范〈平〉随之一、中路重耳飢不進一、子〈上〉推〈上〉割股肉一令咎范献之一、重耳食而得逃一、経歳一献公死、驪姫子奚〈平〉斉〈平〉代立、大臣李〈上〉克〈入軽〉殺奚斉一迎重耳一為王一、重耳帰国一行賞一、独忘介子推一、々々太恨造龍蛇之歌一、懸晉国之門一入綿上山一」重耳見歌曰、是子推之所造也、遣人徴子推、々々敢不出一、重耳放火綿上山一、子推抱木焼死、重耳大哭曰、殺賢人者乃火也、詔国中一永令断火、老弱不堪寒食死者多矣、其後詔祭子推二三日断火一、謂之寒食一矣　宣徽者、殿名也　浴堂者、湯沐之殿也、雨露之恩者、漢后後漢明帝之后、扶風伏波将軍馬援之女也、為人貞廉一衣不加綵一、礼一訓後宮、々内〈去濁〉清〈平〉粛〈入〉帝欲レ御、転抑不敢奏曰、陛一下雲〈平〉雨〈上〉之沢〈入〉一潤〈去濁〉及六宮一、便」使陰陽和一順永不一偏一也、帝弥善之、見垣致敬一、出後漢書一　三千人者、長恨歌云、漢宮佳麗三千人、

塩商婦者、唐憲宗元和年中西弘(江)塩商婦富肥誠〈平〉素飡〈平軽〉也、故雖幸一有謗一云々　塩鉄尚書者、漢昭帝時御

史大夫桑ー弘羊建酒榷塩鉄ニ為国典利ニ、代テ其功欲為子弟得ニ印一 栴楼尾曰栴、

杏為梁者、唐代李ー開府盧将軍造其居宅ニ、既極美麗一云々其身忽没 其宅賜人ニ、誠人間之」計 不得久ニ、馬家宅子者、馬 暢 甲ヘ入軽ン 第ヘ去ン徳宗収 為鳳城園ニ 魏徴旧宅憲宗買賜五代孫ニ云々

井底引銀瓶者、人家女子不 得父母之許諾ニ就夫千年之契ニ一旦乖ー違、以井ー底引銀瓶ニ石上琢玉簪ニ所喩其危事ニ也 嬋娟両鬢秋蟬翼者、魏武帝之時作 美人之形ニ、三教指帰注ー見之 遠山色者、文選注云、漢文君黛似遠山之色ニ、

官牛者、唐憲宗皇帝時李氏執国柄ニ、見」于唐暦 五門官道者、可勘之 調陰陽者、帝王世事記云、三公智通於天地ニ、応変而□窮ニ弁 万物之精ニ、ヘ平軽ンニ其言足下以調ヘテ陰陽四時ニ、而節ヘ入軽ン風雨、而如是者挙之ニ以為三公ニ、故三公之事常在在於道云々

紫毫筆者、唐代宣州毎年貢紫毫筆ニ、此筆所緒功大労ヘ去ン積為官記事ニ之人空不可記虚詞ー也 起居郎者、日本内記也 侍御史者、日本弾正 黄金闕白玉除者、文」選注云、崑崙山王母之家有黄金闕白玉除□云々 隋堤柳者、隋煬帝諱広、ヘ上ン文帝子也、始自汴河植柳成行ニ、水泛龍舟ニ、其中伎女宴楽無隙ニ、永忘百機ニ、天下百姓莫不悲泣、万邦大乱ニレテ諸侯争起、大原留ヘ平ンー守ヘ去ンー李ヘ上ンー淵ヘ平ン興軍入長安ニ、貴煬帝為太上皇ニ、封太子ニ為嵩ヘ平ンー国ー公ニ、李淵立、謂之唐高祖神堯ヘ平濁ン 皇帝ニ、隋祚永滅天下嘲之ニ、故指隋堤柳ニ為後ー王之誡ニ焉 朱楼者、能環曰、隋煬帝為荒ヘ平ン楽ヘ入軽ン、堀陸ーヘ入ンー開河ニ」通 楊州ニ為龍舸、々々構層楼ニ侍ー衛 伎女、此秘為荒婬事ニ、時号迷楼ー、故唐代以来時俗ヘ入ン賦 煬帝之龍舟ニ皆曰 迷楼ー、非上代事ー、宗社之危 如綴旒者、宗社者、宗ヘ平ン廟ヘ去ン名也、宗廟者天下名也、綴旒者幡足也 〔一字欠カ〕城閣者、可勘之 秦中者、見上注云々 蕭牆禍生者、論語曰、吾恐季ヘ平ンー孫ヘ平ン之憂不在於顓臾ー、而在蕭墻之内ニ、注云、顓臾密義之後風ヘ平ン姓ヘ平ン之国、本魯之附庸、当時臣ヘ平ン属魯ヘ去ン

季氏、〻〻貪其地ニ欲滅ス一而有之ニ、冉ㇾ平濁ㇾ」有与季
ㇾ上ㇾ路為季氏臣ニ来告孔子ニ云、蕭墻謂屏、君臣相見ㇾ平ㇾ
之礼ㇾ上ㇾ至屏ニ如粛敬、是以謂之蕭墻一、後季氏之家臣
属(陽)暢ㇾ平ㇾ虎ㇾ上ㇾ、果囚季垣子(ママ)呉公台下者、唐高祖神
堯皇帝武徳元年隋禦衛将軍阮(陳)ㇾ上ㇾ稜葬隋太上皇ニ於呉
公台下一云〻　呉王夫差姑蘇台也　二百年来者、従隋煬
帝大業年ニ至唐憲宗元和年ニ合二百年也、
草茫〻者、案史記、秦始皇葬(ママ)沙平台ニ、葬」驪山之下一、
築三重之墓一、此中納天下之財貨一、上綴明珠ニ擬日月一、
下湛銀水ニ擬江海一、以人魚膏ニ為燈燭一、以可久之故凡以
富貴ニ随身者也、始皇子胡ㇾ平ㇾ亥ㇾ去ㇾ代立、謂之二世皇
帝一、以天下之政ニ委于大臣趙高一、〻〻驕(ラコリホンイマ、ニシテ)逸殺二世一、
是以秦国大乱、故項羽興軍ニ破函谷関一、入秦地ニ焼咸陽宮一、
其火三月不滅焉、項羽堀始皇墓ニ取収財物一、若不納財
貨ニ者、為盗不可被穿其尸一也　漢文葬在覇陵原」者、
其陵短少也、所築不費ニ民力一、又不収財貨(ヲ)ニ為盗不被堀、
誠驕者招災一倹者得寶一、後王以之ニ可為誠也　烏兎者、日
中有三足烏一、月中有玉兎一、故以烏為日以兎為月云〻　龍櫛
神堂者、龍天地得自在一、故喩帝王、又人倫二十五種神明
在其上一、以神明喩帝王一也　櫛堂者、舎(也ノ次、脱文アルカ)也」　法苑珠林云、
古塚有千歳狐、化為女人一蕩人眼一、言狐之仮女媚尚
迷人眼一、何況真女美色乎(ヲ)ヤ　殷ㇾ平ㇾ紂ㇾ去ㇾ用妲ㇾ去ㇾ己ㇾ上ㇾ
之言ニ殺聖人王子比干一、乱逆ㇾ入濁ㇾ无」道　為周武王被
誅害一、又周ㇾ平軽ㇾ幽ㇾ平ㇾ王愛褒姐ニ為犬戎一被殺畢、不
如不愛美姫一保国家一　褒姐者、周幽王幸ㇾ去ㇾ褒姫、
此女不咲一、挙万事ニ欲其咲一、挙燧火ニ万邦諸侯驚燧火一引
軍ニ来朝、全無其事一、而后犬戎政王宮一、即挙燧火一、諸
侯不来一、遂為犬戎被害、
黒潭龍者、江南潭底有龍宮一、天有旱魃之年一者、祭此龍一
致雨沢一、仍官家立祠ニ郡人為龍置廟一ㇾ去濁ㇾ祠之、龍不食
其祭物一、只林鼠」山狐飽食之一、是雖民間之費為神龍無
其益一、官ㇾ平軽ㇾ家不知此煩一、郡ㇾ去ㇾ吏貪其利一不奏、故
諷之一　九重泉底龍者、見上巻注、
天可度者、天ㇾ平ㇾ上ㇾ去ㇾ雖高ニ量而可射飛雲之鳥一、海底雖

深ニ謀テ而可釣潜ル波之魚ヲ、只咫尺之間不可度ル人情也、君臣父子尚以有レ畏、何況余人、咲中有刀ニ互成其害ニ、故有此喩ヒ一 唯見真誠赤如シテ血者ハ、甲乙経云、如配シスル血ニ、五行大義云、怒レ色則赤シ云々 誰知カラム偽言巧ニシテ似リト簧者ニハ、毛詩十二巧言篇ニ云」、巧ハ上ル言ヲ平濁ル如シ簧ノ、(虚)霊ハ平ル一偽ニシテハ去濁ル而不知慙ハツルコトヲモテノ顔ツキヲ之厚キヲ矣、注云、顔厚シテ出言ス也 五運図云、女媧シルヲ氏造簧ヲ云々 掩ヒ鼻ヲ者ハ、春秋後ハ平濁ル語ニ平濁ル云ク、楚懐王夫人妬テヲ寵テ語玉女ニ曰ク、王極テス愛ヲ子ヲ、唯嫌シフカヲ子鼻ヲ、若見ハヲ王ヲ可掩ヒ鼻ヲ、即常ニセラル幸ヲ去ル妥(采)女ヲ上濁ル従カフ之ニ、及テ見ニ王ヲ一即掩フ鼻ヲ、王怪テヲ之ニ問フ夫人ニ、々々ノ曰ク、此女毎ニハ云フカクト聞ク王ノ臭サキコトヲ、故掩フト其鼻ヲ、王怒テ遂ニ即テ劓ハナヲサク也、夫人還テ亦得ウ寵ヲ一 参商者、見上巻注 掇ヲハ蜂者、琴操ハ平ル曰ク、尹キン上ル吉ハ入軽ル 甫フハノ周ハ平軽ル卿ナリ ハ平ル有リ子ヲ曰ク伯ト奇ヲ一、々々母早死ス、更メトテ娶ノメヲ後妻ウマシムヲ一生ル子ヲ一、曰ク伯ヲフ ハ入ル」封ホウ〔ト〕ハ平ル、後ノ妻シムシテヲ乃チ譖シムス伯奇於テヲ吉甫フニ一 曰ク、伯奇見テカルヲ妾有リ美色〔ク〕ス欲ト有邪心ヲ一、吉甫カ曰ク、伯奇ハナリト為リ人ニ有慈心ヲ一、豈ニムヤ有此邪、妻曰ク、君ミ(試)誠ニ置テヲ妾ノ空房中ニ登テ楼ヲ一而ミヨル察之ヲ一、後母テ知リ伯奇カ仁ナルヲ孝ヲ一乃チ以毒蜂ヲ一掇ノニ衣頸ニ、伯奇スムテトルヲ前ニ持之ヲ一、吉甫ニテ大怒テ放ツ伯奇ヲ於ノニ野ニ一、宣王出テ遊フ、吉甫乃チ求メテ伯奇ヲ一射イス殺ス後妻ヲ一也 咫尺者ハ、八寸也 李義府者、唐暦ノ十一云、李義府ハモト本儀ハ平ル陽ノ平ル人也、其為レタリ射ル洪ハ平軽ル一丞ハ平ル一、因テイエセリ家ヲ于タイニ永泰ニ一、貞観中ニ与来済ニ俱ニ以文翰ヲ一知レ名タリ、時人称シテス為来ス ハ平軽ル一李ト一ハ上ル、及テ定ニ策ヲ黜サクヲシリソケテヲ王后ヲ一ハ去ル立ツ武氏ヲ一ハ上ル、以テ」中書舎人ヲ一云フヲ入レ相ハ去ル、詔シテニ為造ル甲第ヲ一、栄寵莫シヒ比、自リレ是与キヨ許ス ハ平ル敬宗ハ平ル居テニ中用事ヲレン連ハ平ル記キナリ、詔シテチウサクス誅錯ル将相ヲ一、道ハ去ル路ハ平ル以テス目ヲ、然シテハウシヤウ貌状温ハ平ル 恭クキヨウニシテ美容ヨウ、与人トモノ云トキ言スキ必嬉ハ上ル慍ハ平ル微ハ平濁ル笑ヒ、失意眉ハ平濁ル 睫者セフナルモノヲ輒スク(ママ)ノニヲトシイルヲ陸ハ中陥ル之ヲ一、時言ハク、李義府ハノニリ笑中有刀ヲ、又以其ナルヲ柔而害スヲ物ヲ一、亦謂フヲ之ト李猫ヲ一云々 龍朔三年ニチヨシテヲ除ス名ヲ一、配セラルスイニ流ス嶲州ニ一、乾ケンホウシテ封ハ平ル中ニルス赦ス、長流ノ人不許サ、遂ニ義府ニ以テイウ憂ハ平ル憤フン一ス云々 陰陽神変皆可測者ハ、在上注、秦吉了者ノナリ、鸚鵡名、礼記月令ニ云、鸚鵡能言トモ」不離ル禽身ヲ一、言ハ以鸚鵡ヲ喩ヘ于才卿ニ一、以烏鳶ヲ喩ヘ于貪吏ニ一、以鴛鴦ヲ喩ヘ于王侯ニ一、以鳳凰ヲ喩ヘ于天子ニ一、以鶏燕ヲ喩ヘ于窮民エンニ一、夫天子眼ノニハ不見門外ノ事ヲ一、此故ニ貪吏ルニヲ害民ニ一所ニ憚ル有ハ上ル 司ハ上ル乍ラ見キ聞ニ一敢不令奏聞ス一、然則天子雖置テ刑法ヲ一不得スコトヲ懲ス悪逆ヲ一、雖有才卿ニ一如無

公益ニ是以取喩於鳥獣ニ所(三)陳ニ国家之利害ニ也　南山者、見上巻注　吾聞鳳凰百鳥主者、時務策注云、羽翼之属ニ三百六名、鳳為長ニ」

鵾〈平軽〉九釼者、張鵾九者鋳冶師也、言以利釼喩大将軍ニ、夫為大将軍ニ之者為国家ニ斬佞臣之頸、可進遺賢於朝廷ニ、是邪臣満朝ニ賢才晦跡之故也　欧冶子者、呉越春秋曰、越王允常聘〈去〉欧冶子ニ作名釼五枚、一曰純〈平〉鈞〈平〉、二曰湛〈去〉盧〈平〉、三曰豪〈平〉曹、四曰盤〈平〉郢ニ、或曰魚〈平濁〉腸〈平〉、五曰巨闕ニ　莫耶釼者、文選注曰、莫耶為呉王(楚王)鋳釼　勿矜我玉可切者、百詠注云、周穆王幸〈去〉西夷、昆吾人献利釼ニ、斬玉ニ如泥　我決浮雲ニ　無令漫〻蔽白日者、文」選曰、白日欲曙浮雲蔽之ニ、注云、譬邪佞之人譖ニ賢〈平〉良〈平〉之臣ニ云〻　蟄虫昭蘇萌草出者、冬来万虫蟄居、迎春ニ就暖ニ蘇生而出、言喩於賢才隠谷之者出聖明之世ニ也、

採詩官者、周〈平軽〉代ニ所三以置ニ採詩官ニ者、為聞万邦之憂ニ也、言為天子ニ之人雖見堂上之事ニ不聴門外之事ニ、貪吏害民ニ奸ニ臣讒人ニ天子不知ニ、不誠其事ニ、万邦抱憂者以詩ニ述得失ニ、而周〈平軽〉季以降至于隋代ニ十代之間不置採詩官ニ、因茲下」憂不通上ニ百姓呑悲之者多矣、故述前王乱亡之旨ニ所ニ以欲諭唐憲宗之政〈去〉事ニ〈平〉也、

採詩官者、周〈平軽〉成王之時置採詩官ニ以聴万邦之事ニ云〻　採詩ニ聴歌ニ道、人言ニ、万邦所述詩官奏天子ニ、因茲ニ誅過ニ懲悪ニ、傍人聞者相恐憲法ニ不犯其罪ニ云〻　下情上通、上下安者、逍遥集云、晉平〈平軽〉公〈平軽〉問叔向(嚮)ニ曰、国家之患孰為大ニ、対曰、大臣重禄ニ不極諫、小臣畏罪ニ不敢言ニ、下情不上通、此患之大也」周〈平軽〉滅秦興至隋代ニ採詩官不置者、案年代暦ニ、周赧〈去〉王名延(廷)〈平〉、立五十八年(二)、周〈平〉為秦滅、史記云、秦荘王滅東西周ニ〈平〉、案年代記ニ、周〈平軽〉秦〈平〉漢〈去〉魏〈去濁〉晉〈去〉宋〈去〉斉〈平〉梁〈平〉陳隋、即十代也　効顰者、諸侯所祀之先〈平〉霊也　諍臣杜口為冗〈上濁〉ニ員〈平〉者、全〈平濁〉経ニ云、昔有諍臣七人ニ其君不陥不義ニ、又文選注云、杜口ニ相畏不言ニ也、又冗員、従レ人之義也云〻　乗円

諫鼓者、初学記云、帝堯置敢諫之鼓、又周〈平軽〉成王置諫鼓謗〈去〉木、〈入軽濁〉聴天下之憂」　虚器者、左氏伝云、任〈去濁〉有其器、而无其位、故曰虚器」　負扆者、天子屏風也、以屏風立背」、故云負扆」也　百辟者、百官也、見上注　夕郎者、応勅(劭)曰、黄門郎毎日暮」青〈平〉」鑠〈上〉」門〈平〉拝〈去〉、謂之夕郎」　春官者、春秋繁露云、春官主」礼〈上〉楽」〈入濁〉、礼斉」上下」、楽和人情」、皆是仁〈平濁〉也、故云、宗〈平〉伯〈入軽〉之官〈平軽〉以成仁」、〻属木」東方也、

君之堂千里遠者、史記云、古之天子居」地方千里上〈去〉游云〻　君之門〈去〉兮九重門者、典〈上〉言〈平濁〉云、帝〈去〉」拠四海之尊」〈平軽〉　君耳唯聞堂上言者、管子〈上〉云、雖有明王二百〈入〉歩〈上〉之外聴而不聞、間之以堵墻(墉)而不見也　厲王者、案史記、周厲王無〈平濁〉道〈去〉為狄人〈平濁〉見害云〻　胡〈平〉亥〈去〉者、案史記、秦始皇帝寝疾」令〈去〉曰、扶蘇可行　天下政」、而大臣趙高以胡亥」為天子」、謂之二世皇帝」、趙高誅之」、煬帝者、見上注云〻」

寛喜二年閏正月二日於醍醐寺地蔵院書写了此書／先年之比参籠信貴山之時撰者信救本名信阿適持来／之卒尒之間繰上巻許誂人書留了其後已経数年／而今不慮之外感得他本仍所書加也俗書雖／有斬泥之誡楽天之志已達深理大聖誡言也且為／後葉書了而已

朱同年三日点了　　深賢記之

註

312頁15ウ行。「互象」の「ニ」は原文「ら」とあり。317頁ウ7行。「深(コト)三載」の「コト」は原文「卜」とあり。317頁ン1行。「妃」、妃(氏)の下に「妃〉」とあり。みせけちか。320頁16ウ行。「貞元」に「貞」とある。〈平濁〉とみなす。321頁11ン行。「南蛮」に「蛮」とあり。入声になく、とらず。334頁10ウ行。「上游(ウウ)」の「上」とあるが外側の「。」墨色深く、濁音としてとらず、〈去〉とする。

新楽府略意第七

〽草茫々懲厚葬也者、

史記云秦始皇帝者秦荘襄王之子也、荘襄王為秦質于趙見呂不韋之姫二悦娶(テトテ)而生始皇一々々以秦昭王四十八年正月生于邯鄲及生名為政姓趙氏年十三歳而荘襄王崩、政代立為秦王一初学記云秦〔氏〕嬴姓也昔翳為舜主畜多故賜姓嬴氏孝襄公始修覇業壊井田開阡陌□□〔天子〕命為伯□〔至昭〕□襄王自称西帝一政(攻)〔周廃祖〕□□□王取九鼎至荘□□□〔襄王滅〕」東西周荘襄王崩□〔政〕〔立〕為始皇帝并天(テ)〔下〕一□□□〔置三十〕六郡自以水徳故以十月為正色尚黒使蒙恬築長城一焚詩書百家之言一坑儒士四百六十人一三十七年崩于沙丘平台年五十也今案史記等文一秦始皇年十三即位一在位三十七年、々十五十五(歟)崩、葬于驪山麓下子一胡亥(ママ)代立曰之二世皇帝与大臣一相議築陵三重一綴明珠一象日月一以銀水一造淮一海一以天下財産一納其内一而二世皇帝為大臣趙高一被殺一而天下大乱、項羽掘秦皇墓一悉取其財物一言秦皇不一厚葬一者、豈為盗一被掘墓一乎、故諷之一

〽烏兎一、日中有三足烏一又日月中有金兎一

〽一朝盗掘墳陵破一、史記漢王攻羽一曰、汝堀秦皇墓一収私其財物一二罪〽龍槨神堂三月火者、史記云項羽破函谷関一入感(咸)陽宮一焼宮室一其火三月不滅一矣、龍槨神堂、謂帝居之称也、〽漢文葬在覇陵原者、漢文帝名桓(恒)、在帝位二十三年崩、葬覇陵一高不過一〔数〕尺一悟真寺詩曰渭水細不見一漢〔陵〕少於掌一

〽古塚狐戒艶色也一、□□云千年狐能化婦人、法苑」珠林云狐歴千歳一能成妖怪一云々今案旧狐仮人形一迷者為之一失心一何況人間美姫傾城邑一亡国家一自昔一有之一賢王聖主不貪艶色一不失其国一□〔盛〕之人必耽色一滅国一故誡之一

〽哀姐之色善蠱惑一、史記周幽王到哀々人献美姫一曰之哀姒二三年不咲一王欲其咲一挙万方敵人一攻之一時挙烽一而軍於諸国一々々見烽一来救、而為令后一咲一忽挙烽一后

始咲、諸国見烽ニ引軍ニ来朝、无敵難ニ諸国之軍空以帰矣、
其後犬戎来攻王ニ挙烽ニ諸国習先ニ不」来救ニ犬戎遂殺幽
王ニ又史記云比干者殷王紂之親叔父也帝乙之弟也、帝
紂用其后妲己之言ニ虐殺无道、只以耽色ニ比干諫之ニ妲
己為患ニ謂紂ニ曰我聞上聖人心有十二孔ニ中聖人心有九
孔ニ下聖人心有七孔ニ比干心有孔ニ聖試看之ニ紂遂殺比
干ニ剖腹ニ視之ニ果有十二孔ニ微子畏乃走於周ニ〻武王起
軍ニ攻殷ニ誅紂ニ謂群臣ニ曰夫牝鶏无旦牝鶏旦乃家之索
也、殷王紂妲己之言用□□賢臣亡其国ニ故予代天ニ罰之
〽黒潭龍悪貪(ママ)史者、」
〽九重泉底龍知无者、文選云習(翫)其磧礫ニ不窺玉淵ニ者、未
知驪龍之所蟠ニ也、又雑抄云如意之珠在于九重淵底驪龍
頷下ニ
〽天可度悪詐人也ニ、人心者難量ニ矣、雖云君臣父子之
際ニ讒言ニ出則被誅害ニ在利那ニ故云詐人(ヲ)不可近ニ矣
〽但見真誠赤如血者、　五行大義云夫喜色則黄、怒色則
赤、憂色則青、喪色則白、哀色則黒、
〽誰知偽言巧似簧ニ、毛詩巧(カウ)ㇾ上ㇾ言(ノ)ㇾ平濁ㇾ篇ニ(ニ)云巧言如簧ニ、
虚偽(ニシテ)ㇾ去ㇾ而不知慙(コトヲ)於人ニ也顔之厚(アツシ)矣、顔厚(シテ)出言ニ(ヲ)也、
五運図(ノニク)云女媧」氏造簧ニ雑抄云対牛ニ撫簧(ヒクコトヲ)ニ
〽勧君掩鼻君勿掩ニ、春秋(ノ)後語ニ云楚(ソノ)ㇾ上ㇾ懐(クワイ)ㇾ平ㇾ王(ノ)ㇾ平軽ㇾ
夫ㇾ平軽ㇾ人ㇾ平濁ㇾ妬(ネタムテ)寵(ヲ)ニ謂玉女ニ(ク)曰主極愛(テフ)子ニㇾ上ㇾ唯嫌(フ)
子鼻(カヲ)ニ若見(シマミエムトキハ)　王ニ可掩(フ)之ニ王常幸(テマフ)ㇾ去ㇾ矣、玉女従(カフ)之ニ及(テ)
見(ルニ)王ニ即掩鼻(フヲ)ニ王恠(テフ)問夫人ニ〻(ノ)曰此女毎(ハニイヘリカクト)云聞(ノキコトヲ)王臭ニ
故掩其鼻(ニフヲ)ニ王怒即劓(ハナサク)、夫人還亦得寵(ヲ)ニ
〽使君夫婦為参商者、　左伝(ニ)曰子ㇾ上ㇾ産(サンカ)ㇾ上ㇾ曰昔高
ㇾ平軽ㇾ辛(シン)ㇾ平軽ㇾ氏(シ)ㇾ去ㇾ有二(タリノコ)子ニ伯(クワ)ㇾ入ㇾ曰閼(アツ)ㇾ入軽ㇾ伯(ト)ニ
ㇾ入軽ㇾ季(キヲ)ㇾ去ㇾ曰実(フ)ㇾ入軽ㇾ沈ニ居曠(チムトテクワウ)ㇾ上ㇾ林(ニ)ニㇾ平ㇾ不相能(スヒヨカラ)ニ
也曰(ヒニ)尋干(テカン)ㇾ平軽ㇾ〔戈〕(クワヲ)〔以〕相征(ヒ)ㇾ平濁ㇾ討(ス)ㇾ上ㇾ、帝不(シテ)
感(セ)ニㇾ上ㇾ遷閼伯于商(シテヲ)ㇾ平軽ㇾ丘(キウニ)ニㇾ平軽ㇾ主(ツカサトラシム)辰〔ヲ〕ㇾ平ㇾ商(シヤウ)
ニㇾ平軽ㇾ人(ヒト)是(コレニテ)因故辰為商ㇾ平軽ㇾ星(ト)遷(シテ)実沈于大〔夏〕(ニ)
〔主〕(シム)参(シム)ㇾ平ㇾ君(キヨニ居)是(レニテ)因以服ㇾ入濁軽ㇾ事(シス)ㇾ去ㇾ、商(参歟)〔二〕季(キ)ㇾ去ㇾ
世(セイヲ)ㇾ去ㇾ曰(フ)唐ㇾ平ㇾ叔ㇾ入軽ㇾ虞(ク)ㇾ平濁ㇾ故参(ニヲ)ㇾ平ㇾ為晉星ニ
法ㇾ入ㇾ言ㇾ平軽濁ㇾ曰(ク)吾不睹(スミ)参ㇾ平軽ㇾ辰ㇾ平ㇾ之相比(ト)也、

〽請君掇蜂君莫掇一、琴操曰尹吉甫ハ上ヽ周卿、有子ニ曰伯奇ゝゝ母早死、更娶後妻ニ生子ニ曰伯封ニ後妻乃譖ハ上ヽ伯奇於吉甫ニ曰伯奇見妾ニ有美色ニ然欲有邪心ニ吉甫曰伯奇為人ニ慈心豈有此ニ耶、妻曰君試置妾空ハ平軽ヽ房ハ平軽ヽ中ニ登楼ニ而察〔ミ〕之ニ後ニ母知伯奇仁孝ニ乃取毒蜂ニ綴ツヾレリノ衣領ニ伯奇前持之ニ於是ニ吉甫大怒放伯奇於野ニ周宣王出遊、吉甫従之ニ伯奇乃作歌ニ以言ニ式之ニ宣王聞之ニ曰、此放ハ去ヽ子ノハ上ヽ之辞、吉甫乃求」伯奇ニ射後妻ニ也、

〽変君父子成豺狼一、豺狼者、猛獣也、能食人ニ史記曰秦皇有虎狼之心ニ項羽本記曰武如虎ニ如狼ニ戻如羊ニ

〽君不見李義府之輩笑忻ゝ咲中有刀潛殺人者、唐暦云李ハ上ヽ義ハ去濁ヽ府ハ上ヽ本饒ハ平ヽ陽ノハ平ヽ人也、其為射ハ去ヽ洪ハ平ヽ丞ニハ去濁ヽ因家テイヘリ于永ハ上ヽ泰ニハ去ヽ貞観中与来ハ平ヽ済ニハ上ヽ倶以文ハ平濁ヽ翰ニハ去ヽ知名ニ時人称為来ハ平ヽ李ニハ上ヽ及定策ニ黜王ハ平ヽ后ハ去ヽ立武ハ上濁ヽ氏ニハ去ヽ以中ハ平ヽ書舎ハ去ヽ人ハ平濁ヽ入相ニ詔為造甲ハ入ヽ第ニハ去ヽ栄ハ平ヽ寵ハ上ヽ无比ニ居中ニ用事ニ詔誅ハ平軽ヽ鋤ハ平濁ヽ将ニ相ハ去ヽ一貌ハ去ヽ状温ハ平ヽ恭ハ平ヽ微ハ平濁ヽ咲ハ去ヽ陥人〔故〕時人言義府、笑中有刀ニ」龍ハ平ヽ朔ハ入軽ヽ三年除名ニ配ハ去ヽ流ハ平ヽ嶲ハ上ヽ州ニ

〽秦吉了哀寃民之者、自古ニ以降為忠臣ニ之者、以死ニ諫王ニゝ聖明則従諫ニ如流ニ王不賢則還害忠良ニ故〔夏〕桀ハ入ヽ殷討〔紂〕、亡国ニ滅家ニ者也、爰唐徳宗順宗憲宗三代三公非其人ニ九卿非其器ニ貪吏雖害民ニ俊臣雖破法ニ有司畏罪ニ敢不奏ニ之ニ此故寄語於鳥類ニ述天下之志ニ也以鳳凰ニ喩帝王ニ以鴛鶴ニ寄三台ニ以鸚鵡ニ喩史官ニ以鵰鶚ニ喩下張権威ヲ行悪逆ニ之輩ニ以烏鳶ニ喩下貪吏害民ニ之疋ニ以鶏燕ニ喩寃民ニ也、」

〽秦吉了者、鸚鵡名也、〽鳳凰百鳥主者、雑抄云羽翼之属三百六名、鳳為之長ニ又古賦題云鳳為王ニ

〽鵄九劒思決壅一、唐憲宗以政ニ委大臣ニ恃其智ニ也而大臣重禄ニ為国ニ不量ニ又君非明察ニ无救民愁ニ故寄語於劒ニ

述天下之志一也、

〽欧冶子者　呉越春秋曰越王允常聘欧冶子作名劒五枚一一曰純鈞二二曰湛盧二三曰豪曹或曰盤郢二四曰魚腸二五曰巨（キヨ）〈去〉闕一〈入軽〉　秦客薛燭善相劒一取純鈞一示之一薛燭瞿哉望之沉〻如芙蓉始生於湖一視其」　文一如列星之行一視其光一如秋水之溢塘王曰客有買此劒一者、有市之郷三十、駿馬千疋、千戸之都二其可與一乎、　薛燭曰不可臣聞王之造此劒一赤堇之山破而出錫一若耶之渓洞（涸）而出銅一吉日良時雨師灑道雷公発鼓一蛟龍捧鑪一天帝吹炭〔二〕太一下観、於是欧冶子因天地之精一為此劒一取湛盧示之一薛燭云善哉衒金鉄之英寄気託雪（靈）服此劒者可以折衝伐敵人一君有逆謀一則去之允常以魚腸湛盧豪曹献呉王僚後闔閭為一女殺〔坐〕以」　選死湛盧之劒悪其无道一乃去、　如楚昭〔王〕悟而得之一召風胡子曰之一此劒直幾何対曰赤堇之山已合若耶之渓沢（深）、而不測一群神上天一欧冶已死、雖有傾城一量（罿）カ金珠玉一猶不可与一況駿馬万戸之都乎、

〽鵄九鋳劒呉山中者、可尋之

〽莫耶〔劒〕者、雑抄云楚王命莫耶一造劒一莫耶得五（王）（カ）鉄造劒二枚一一枚献王二二（ママ）枚私之、　王劒毎夜一鳴、　王問左右一一臣奏曰此雌劒也、定有雄劒一王召莫耶一〻〻語妻一云懐任之子生而成人一可告一穿家東松下一可（ト）取」　劒一仍埋劒於松下一自刎（ケイシテ）〈上〉而死、　子生七歳、　其眉間一尺故曰眉間尺一母〔以〕父遺言一示眉間尺一子得劒一于時王夢莫耶子眉間尺欲遂父志一仍令天下以千金一購（ツノル）眉間尺之首一眉間尺逃隠山中一有人語眉間尺一欲報父敵一否、尺云然也、人云得汝首劒一欲報汝父之怨一尺云首并（〔云ノ下脱字カ〕）劒二人得二朝楚云（ママ）王大悦出向以尺首一入釜湯一敢不爛壊一王臨釜一見尺首一此人抜劒一斬王首一入釜中一王首与尺首一噛合良久、尺首負逃、此人切自首一入釜中一此人首尺（ト）首相共（ニ）噛〔王〕」首一〻〻遂負、　其後三首皆爛、　三首相混会不分□（別）一仍三首葬一陵、　今在宜春県一也

〽三尺青蛇不肯蟠者、可尋之

〽我玉可切一、百詠注曰周穆王幸西戎昆吾人献劒一切玉一如泥一

〽我鐘可削一、或王有宝劔一能削鐘一可尋本文

〽不如持我決浮雲无令漫〻弊白日一、文選曰白日将明、浮雲蔽之一言白日喩君王一浮雲喩佞人一

〽蟄虫照蘇萌草出者　不明之君在〔カ〕上一之時者、賢人隠山谷一譬如万虫迎冬一皆令一蟄居一也、賢王聖主一　莅政一之時者、隠山谷一之人負笈(フテフンハコヲ)一　出(イテ、フ)仕、譬如万虫衆草迎春時暖也、彼殷王討(紂)无道之時大公望遁殷難一隠皤渓(ハケイ〔二〕)一　値周文王之畋一遂入周一為文王之師一又秦始皇乱逆之日綺里季夏黄公周公甪里先生四人隠商洛山一及于秦亡漢興之日一出商山一入漢宮一為太子〔之〕〔師〕如此一之疋其数多矣、

〽採詩官鑒前乱亡之所者、周成王康王之代置採詩官一、夫採詩官者、上従天子一下至庶人四海八埏一所有善悪皆賦其旨一令歌其詞一若天子、若三公、若九卿、若大夫、若□□、一　若諸国之王、若万邦之吏、有誤之者改之一有〔罪〕之〔者〕謝之一是以上无乱亡之聞一下无誅害之恐一而不明之君者面雖訴一尚不裁一況聞歌詞一有所披一乎、是以身亡、為天下一被咲者也、所謂周幽王、秦二世、漢平王、隋煬帝是也故云採詩官鑒前王乱亡之所由一也、

〽下情上通上下安者、採詩官直筆記天下之善悪一〔尚〕〔不〕漏天子之戯言一何況三台以下之事乎、故百姓所愁皆聞、莫不糺断一逍〔遥〕集云晉平公問叔向曰(嚮)国〔家〕之患孰為大一対曰大臣重禄一不極諫一小臣畏罪一不敢言」下情不上通一此患之大也、

〽周滅秦興至隋氏十代採詩官不置者、夫周武王発始即帝位一及于赧王一為秦照(昭)王一被滅一秦興始皇即帝位一〔及〕于〔二世〕□□為大臣趙高一被害一漢高祖邦始即帝位、及于平帝一為王莽一被鴆死一後漢光武再纂漢祚一及于献帝一為魏一被滅一魏文帝始即辛位一及于常道卿公一為晉一被滅〔一〕晉武帝炎始即帝位一及于孝武帝耀一為後魏一被滅一後魏道武帝珪纂魏祚一及于恭帝一為後周一被滅一後周閔帝覚即帝位一及于静帝一為隋一被〔滅〕〔一〕隋文帝堅即位一及于煬帝一為唐一被滅一正統従周□□(到)隋一十代也、今案前漢之末王莽以鴆殺平帝摂国政一十七年、又魏文帝丕即位二年蜀主劉備

拠益州称帝一即位三年、呉主孫権拠武昌一称王一即位四年、蜀主劉備死子劉禅嗣立、又魏明帝叡即位三年、呉主孫権拠建業一称帝一魏斉王芳即位十三年、呉主孫権死子高立、魏高貴卿公髦即位四年、呉孫高(亮)黜而兄休代立、魏常道卿公奐即位三年、蜀劉禅降魏（魏代有偽王一二国互〔王〕権一）晉武帝即位十五年之間呉一主孫皓相並争権晉武帝十六年呉滅、又後魏道武帝即位二年(カ)餘晉安帝纂偽位後魏明帝即位九年餘晉安帝崩、恭帝立後魏明帝即位十一年宋武帝劉裕受余晉恭帝之禅称帝一後魏明帝即位十四年宋廃帝立、後魏文帝即位三年宋武帝駿立、後魏文帝十四年宋少帝業立、後魏献帝即位之初年宋明帝立、後魏孝文帝宏即位三年宋蒼梧王立、後魏孝文帝即位七年宋順帝立同一九年宋順帝譲位於南斉太祖凡宋偽主〔八〕□并六十年滅、後魏孝文帝十三年南斉武帝立、後魏孝文帝廿四年南斉欝林王立、一年而被殺矣、同廿五年南斉明帝立及二年同廿八年南斉東昏侯立、後魏宣武帝即位二年南斉和帝立〔、〕後魏宣武帝即位三年南斉和帝禅位於梁王蕭南斉七主廿四年而滅矣、後魏宣武帝四年梁王蕭即位為之梁武帝一後魏武帝脩即位二年東魏静帝起、後魏武帝脩即位三年而(カ)」魏文帝起、後魏武帝脩即位十七年梁武帝餓死、同十八年東魏静帝遜位于北斉歓東魏一主十七年而滅矣、今年梁簡文帝立、後魏廃帝〔欽〕即位二年梁元帝立、後魏恭帝元年梁敬帝位（後魏□代有偽王六国互代争力）後周閔帝即位之初年梁敬帝尚争権一又陳武帝並立、後周明帝即位二年北斉〔廃〕帝立、明年死照帝立、後周武帝即位十七年滅北斉凡六王永尽矣、（後周之代有〔偽王〕三国互代争力）隋文帝即位八年滅陳〻五主而尽矣者、自周一至隋一十代其一内周秦漢四代无有偽帝一並争天下一看之一魏以後六代偽帝交立而已、仍計正統一為十代一具于五運〔図〕一矣、

問周木徳秦水徳漢火徳後漢火徳魏土徳晉金徳後魏火徳(カ)後周木徳隋火徳正統九代也、今一代不足一如何答

西晉金徳東晉金徳仍可為二代一也、問曰秦人(カ)所表之徳一秦始皇之時推称水徳一色尚黒、豈為正統耶、故五運図不載其所主之徳色一也、答〔秦〕雖无所表〔之〕徳一秦一

始皇在位三十七年又(カ)天下无争権二之人一其間民以誰一為所仰一哉、仍可取一代一也〔ヽ〕問周成王」康王之代置採詩官一今見白氏之章句一周滅秦興至隋氏一十代、採詩官又置、已有相違之難一答成康両王之代置詩採官一然而其後絶矣、故文選云成康没、頌声罷、王沢竭、詩不起一

〽郊廟登歌讃君美者、郊者、野外也、廟者、神之〔家〕也、所謂神祠也、言採詩官所記之章句以之一祭神一之時楽〔人〕〔歌〕之一而君暗臣諛之世採詩官所記之筆全以不直一只雖无其徳一詐讃其君一矣、事見于承句一如此一虚詞神豈尚餐哉、」

〽楽府艶詞悦君意一、楽者、雅楽也、府者舎也、所謂日本雅楽寮也、天子命楽懸一之時採詩官所記之章句偏述君徳一也故天子聴悦、若直筆奏者、君不可悦之一臣又可嘲一採詩官豈遁其罪一哉、如此一則下情不上通一百姓永沈愁一而已、

〽若求興諭規刺言万句千章无一字者、若神廟奏楽之時歌詞可置直一也、而君以不明、臣以不賢採詩官所奏之章无□諷諭之詞一只讃无徳之君一神明豈受其妄言一哉、又君臣不可叙用者、楽府不可奏諷」刺之歌詞一也、是以郊廟登歌楽府艶詞一字一章不可有諷諫一云々

〽漸及朝廷絶諷議者、周秦漢後漢魏西晉東晉後魏後周隋已上十代不置採詩官一漸及朝廷一則唐憲宗之世也、

〽諍臣杜口為冗員者、

〽諫鼓高懸作虚器者、初学記云帝堯置敢諫之鼓一言雖有明王一若佞人枉法一則百姓沈愁、是四海已広、无所奏者、君争糺之一此故置諫鼓一也、而不明之君追〔昔〕一雖置諫鼓一不可従諫一者、百姓畏罪不撃之一故曰為虚器也、」

〽一人負扆常端黙者、一人者、史記曰万邦有辜一在予一人一矣、扆者、天子屏風也、端黙者、文選注云天子万機而人君不明之時万邦雖有愁一臣下畏罪不奏之一故以為天下泰平(タイ)一无其訴訟一是以弥忘朝議一故云端黙一也、

〽百辟入門多自媚一、百辟者百僚也、在上注

〽夕郎所賀皆徳音一、応劭曰黄門郎毎日暮青瑣門拝、謂之夕郎一

〽春宮毎奏唯祥瑞者、　春秋繁露云春官主礼楽者、礼斉上下ニ楽和人情ニ皆是仁也ニ故宗伯之官以」成仁ニ〻属木東方ニ也、今案春官者、式部省也、

〽君之堂兮千里遠ハ一ム」、史記云古天子地方千里居上游

〽君之門兮九重閟一、　雑抄云天有九重之淵ニ故長安城遶九重之門ニ典言曰帝王拠四海之尊九重之内ニ

〽君耳唯聞堂上言君眼不見門前事者、管子云雖有明王ニ百歩之外聴而不聞ニ間之諸墉窺而不見ニ

〽貪史害民无所忌妬臣幣(ママ)君无所畏一、　史者民之長也、文選注云妬者在朝ニ賢人不進ニ

〽君不見厲王胡亥煬帝之末年群臣有利君无利者、」厲王者周厲王名胡、淫乱亡身ニ見史記周本紀ニ矣、胡亥者、秦二世皇帝名胡亥也、秦始皇帝夢秦国位胡ニ可破ニ因使蒙恬築万里長城ニ其山高、大鴻雁不得飛亘ニ是以胡人不得下南ニ牧馬ニ矣、始皇崩子胡亥代立、為之二世皇帝ニ以政ニ委于大臣趙高ニ〻〻将誅二世ニ先験其威ニ以一鹿ニ献二世ニ曰此馬也、二世曰丞相誤耶彼鹿也、趙高曰此正馬ニ也可問左右ニ也二世迷問左右ニ〻〻畏趙高之権ニ皆曰馬ニ也或曰鹿ニ也趙高於曰鹿ニ之者ニ当以刑ニ矣、趙高以為我威過二世ニ」矣時也、二世夢見白虎嚙左驂馬、問占謀博士ニ占者曰泗(涇)水成崇(祟)ニ故以王左驂馬ニ入泗(涇)水ニ謝所崇(祟)ニ矣、因之二世斉于望夷宮ニ於是趙高令其聟咸陽令(レイ)ハ去ヽ閻楽ニ引数千人ニ入望夷宮殿門ニ攻二世皇帝ニ二世曰請得一郡ニ為主ニ也、閻楽不聴軍進射上幄坐之推(幃)、二世遂自殺而死矣、秦王子嬰捕趙高誅以車裂始皇夢見秦位胡亡、故愚築長城ニ遂従胡ニ死滅矣、煬帝者、隋煬帝名広也、大業年中幸江都ニ恣佚遊、泛龍舟ニ構妓楼ニ成婬楽ニ」天下荒蕪諸侯或叛、大業末歳国家更危(力)、義寧元年唐軍入長安ニ追尊煬帝ニ為太上皇ニ義寧二年宇文化殺煬帝於江都ニ

江帥言談記云此採詩官部白楽天多有作誤事之由、菅丞相所記給ニ也、予未見具誤文ニ以自智ニ又難決ニ矣、承安二年壬辰春三月朔八日丙子於伊賀国伊賀郡猪田郷予野庄師見寺僧房管見所及ニ略注終、功還為英豪ニ不作之ニ

偏償山階寺義生房命二也、努力〻〻不可令及他見二也、」
宏覧博学之人若見可嘲二耳、桑門信救記之

寛喜二年五月十一日辰 於仏生院東草書之
一交了　　重親(花押)之」

《補》国柄徴〈去カ〉（317シ5）　韓〈平〉公（321ウ8）　受降城〈平濁〉（321ウ8）　縷旦〈入濁軽？〉（321シ3）　則神〈入軽〉　もあり（322ウ6）　鮮〈平〉于（322シ7）　党〈上〉屋（324ウ12）　段氏〈去〉顔氏（326ウ6）　朱泚〈上〉（325ウ8）　文王昌〈平軽〉（326シ2）　善〈上濁〉馬〈平軽〉（327ウ15）　白鶴〈入〉（328ウ4）　（ウは上、シは下）